○千葉県建築基準法施行条例とその解説 2025年版(案)

新	l l
	IH
千葉県建築基準法施行条例とその解説 <u>2025年版</u>	千葉県建築基準法施行条例とその解説 <u>2023年版</u>
(昭和三十六年十一月十日 千葉県条例第三十九号)	(昭和三十六年十一月十日 千葉県条例第三十九号)
最終改正(令和六年十二月二十四日 千葉県条例第四十六号)	最終改正(令和四年十月二十一日 千葉県条例第三十二号)
目次	目次
第一章 総則(第一条—第三条)	第一章 総則(第一条一第三条)
第二章 がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関	第二章 がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関
係(第三条の二一第五条)	係(第三条の二一第五条)
第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備	第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
第一節 通則(第六条—第十一条)	第一節 通則(第六条一第十一条)
第二節 学校(第十二条・第十三条)	第二節 学校(第十二条・第十三条)
第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(第十三条の	第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(第十三条の
二一第二十二条の三)	二一第二十二条の三)
第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット(第二十三条一第	第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット(第二十三条一第
二十九条)	二十九条)
第五節 公衆浴場(第三十条一第三十三条)	第五節 公衆浴場(第三十条一第三十三条)
第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所(第三十四条―第三十七条)	第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所(第三十四条―第三十七条)
第七節 共同住宅及び寄宿舎(第三十八条―第四十条)	第七節 共同住宅及び寄宿舎(第三十八条―第四十条)
第七節の二 児童福祉施設等(第四十条の二・第四十一条)	第七節の二 児童福祉施設等(第四十条の二・第四十一条)
第八節 長屋(第四十二条―第四十三条の二)	第八節 長屋(第四十二条一第四十三条の二)
第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場(第四十四条一第四十六	第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場(第四十四条―第四十六
条)	条)
第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定(第四十六条の二)	第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定(第四十六条の二)
第四章 建築設備(第四十七条—第五十条)	第四章 建築設備(第四十七条—第五十条)
第四章の二 特定区域の特例(第五十条の二一第五十条の四)	第四章の二 特定区域の特例(第五十条の二一第五十条の四)
第五章 雑則(第五十一条一第五十二条の五)	第五章 雑則(第五十一条一第五十二条の五)
第六章 罰則(第五十三条・第五十四条)	第六章 罰則(第五十三条・第五十四条)
附則	附則 別表(第四十六条の二)
別表(第四十六条の二)	

第一章 総則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」 という。)第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項 の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四 十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法 第四十三条第三項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係について の制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建 築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並び に法第六十八条の九第一項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係 及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令(昭和 二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。)第三十条第一項の規 定による建築物の指定について定めるものとする。

新

「解説」

この条例は、法第三十九条第一項(災害危険区域の指定)、同条第二項 (災害危険区域内の建築に関する制限)、第四十条(地方公共団体の条例に よる制限の付加)、第四十三条第三項(敷地等と道路との関係)及び第五十 六条の二第一項(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、 平均地盤面からの高さ及び号の指定)、第六十八条の九第一項(都市計画区 域外における建築物に係る制限)並びに政令第三十条第一項(特殊建築物の 便所の構造)の委任によって定めたもので、ここで条例の法的根拠を示すと ともに災害危険区域の指定及び当該区域内の建築物の建築に関し安全上必要 な制限、建築物の敷地又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要 な制限の付加、建築物の敷地等と道路との関係について避難又は通行の安全 上の必要な制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限を加えるこ ととし、そのほか特殊建築物等多数の人が使用する便所及び公衆便所につい て伝染病のまん延防止等の見地からその構造について制限を定めたものであ る。

(用語の定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び政令の例による。

[解説]

本条は、この条例で用いる用語の定義について定めたものである。即ちこ の条例では法及び政令で定めている用語の意義をそのまま用いることとした (趣旨)

|第一条 この条例は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法| という。)第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項 の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四 十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法 第四十三条第三項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係について の制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建 築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並び に法第六十八条の九第一項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係 及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令(昭和 二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。) 第三十条第一項の規 定による建築物の指定について定めるものとする。

旧

「解説」

この条例は、法第三十九条第一項(災害危険区域の指定)、同条第二項 (災害危険区域内の建築に関する制限)、第四十条(地方公共団体の条例に よる制限の付加)、第四十三条第三項(敷地等と道路との関係)及び第五十 六条の二第一項(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、 平均地盤面からの高さ及び号の指定)、第六十八条の九第一項(都市計画区 域外における建築物に係る制限)並びに政令第三十条第一項(特殊建築物の 便所の構造)の委任によって定めたもので、ここで条例の法的根拠を示すと ともに災害危険区域の指定及び当該区域内の建築物の建築に関し安全上必要 な制限、建築物の敷地又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要 な制限の付加、建築物の敷地等と道路との関係について避難又は通行の安全 上の必要な制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限を加えるこ ととし、そのほか特殊建築物等多数の人が使用する便所及び公衆便所につい て伝染病のまん延防止等の見地からその構造について制限を定めたものであ る。

(用語の定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び政令の例による。

[解説]

本条は、この条例で用いる用語の定義について定めたものである。即ちこ の条例では法及び政令で定めている用語の意義をそのまま用いることとした

新	li l
ものである。	ものである。
(適用区域)	(適用区域)
第三条 第五条、第七条、第八条、第十一条、第十四条、第二十三条、第四十	第三条 第五条、第七条、第八条、第十一条、第十四条、第二十三条、第四十
四条及び第四十六条の二の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。	四条及び第四十六条の二の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。
〔解説〕	〔解説〕
一 本条は、都市計画区域内に限り適用される条項を定めたものである。	一 本条は、都市計画区域内に限り適用される条項を定めたものである。
二 法第四十三条第三項(敷地と道路との関係)及び法第五十六条の二第一項	二 法第四十三条第三項(敷地と道路との関係)及び法第五十六条の二第一項
(日影による中高層の建築物の高さの制限)は、法第四十一条の二(適用区	(日影による中高層の建築物の高さの制限)は、法第四十一条の二(適用区
域)の規定により都市計画区域内に適用することとしているため、この委任	域)の規定により都市計画区域内に適用することとしているため、この委任
を受けて定められた第五条(大規模な建築物の敷地と道路との関係)、第七	を受けて定められた第五条(大規模な建築物の敷地と道路との関係)、第七
条(特殊建築物の敷地と道路との関係)、第八条(学校、体育館、病院、ホ	条(特殊建築物の敷地と道路との関係)、第八条(学校、体育館、病院、ホ
テル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の敷地と道路との	テル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の敷地と道路との
関係)、第十四条(興行場等の敷地と道路との関係)、第二十三条(物品販	関係)、第十四条(興行場等の敷地と道路との関係)、第二十三条(物品販
売業を営む店舗等の敷地と道路との関係)、第四十四条(車庫等の敷地と道	売業を営む店舗等の敷地と道路との関係)、第四十四条(車庫等の敷地と道
路との関係)及び第四十六条の二(日影による中高層の建築物の高さの制限	路との関係)及び第四十六条の二(日影による中高層の建築物の高さの制限
に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定)の規定は、都市計画	に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定)の規定は、都市計画
区域内にのみ適用され、都市計画区域外には適用されないこととなってい	区域内にのみ適用され、都市計画区域外には適用されないこととなってい
3.	る。
なお、政令第三十条第一項(特殊建築物及び特定区域の便所の構造)につ	なお、政令第三十条第一項(特殊建築物及び特定区域の便所の構造)につ
いても、都市計画区域内における規定であることから、この委任を受けて定	いても、都市計画区域内における規定であることから、この委任を受けて定
められた第十一条(便所の構造)の規定についても都市計画区域内に限り適	められた第十一条(便所の構造)の規定についても都市計画区域内に限り適
用されるものである。	用されるものである。
第二章 がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路と	第二章がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路と
の関係	の関係
(災害危険区域の指定)	(災害危険区域の指定)
	第三条の二 法第三十九条第一項の現定により災害危険区域として、急傾斜地
の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三	の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域を指定する。	条第一項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域を指定する。
	「解説」
一 本条は、法第三十九条第一項の規定の委任により災害危険区域を指定する	1 NATION - 2
ものである。	ものである。

知事は、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護する必要があると認め 二 知事は、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護する必要があると認め

られるときは、崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居 住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの等の土地の区域を急傾斜 地崩壊危険区域として指定することとされており、当該指定された区域が自 動的に建築基準法の災害危険区域となるよう定めたものである。

(災害危険区域内の建築物)

ては、当該建築物の居室の窓その他の開口部は、直接がけに面して設けては ならない。ただし、当該建築物の構造若しくは位置又は急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関する法律第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事そ の他の工事の施行状況によりがけの崩壊による被害を受けるおそれがないと きは、この限りでない。

「解説」

- 関する制限で、災害防止上必要な措置を定めたものである。
- 二 がけの崩壊から人命及び財産を守るため、災害危険区域内に住居の用に供 二 がけの崩壊から人命及び財産を守るため、災害危険区域内に住居の用に供 する建築物を建築する場合は、がけの崩壊による土砂が直接窓から侵入する ことを防止するため、居室の窓を直接がけに面して設けてはならないことと した。ただし書の規定は、建築物及び当該窓の構造・位置等からがけの崩壊 時に窓から土砂が侵入するおそれがない場合又は災害防止のための工事が施 行され、がけの崩壊による被害を受けるおそれがなくなった場合は、この制 限を適用しないこととするものである。

(がけ付近の建築物の敷地等)

- の著しいものを除く。) 以外の土地で高さ二メートルを超えるものをいう。 以下同じ。)の上にあつてはがけの下端から当該がけの高さの一・五倍、が けの下にあつてはがけの上端から当該がけの高さの二倍に相当する距離以内 の場所に居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のい ずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 がけの下に建築物を建築する場合において、次のいずれかに該当すると き。
 - イ 建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(がけの崩壊による衝撃を受 けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造(がけの崩壊に よる衝撃に対し破壊を生じないものに限る。) その他これと同等以上の

られるときは、崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居 住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの等の土地の区域を急傾斜 地崩壊危険区域として指定することとされており、当該指定された区域が自 動的に建築基準法の災害危険区域となるよう定めたものである。

(災害危険区域内の建築物)

第三条の三 災害危険区域内に住居の用に供する建築物を建築する場合におい「第三条の三 災害危険区域内に住居の用に供する建築物を建築する場合におい ては、当該建築物の居室の窓その他の開口部は、直接がけに面して設けては ならない。ただし、当該建築物の構造若しくは位置又は急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関する法律第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事そ の他の工事の施行状況によりがけの崩壊による被害を受けるおそれがないと きは、この限りでない。

「解説〕

- 本条は、前条の災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築に ├― 本条は、前条の災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築に 関する制限で、災害防止上必要な措置を定めたものである。
 - する建築物を建築する場合は、がけの崩壊による土砂が直接窓から侵入する ことを防止するため、居室の窓を直接がけに面して設けてはならないことと した。ただし書の規定は、建築物及び当該窓の構造・位置等からがけの崩壊 時に窓から土砂が侵入するおそれがない場合又は災害防止のための工事が施 行され、がけの崩壊による被害を受けるおそれがなくなった場合は、この制 限を適用しないこととするものである。

(がけ付近の建築物の敷地等)

- 第四条 がけ(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす硬岩盤(風化|第四条 がけ(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす硬岩盤(風化 の著しいものを除く。) 以外の土地で高さ二メートルを超えるものをいう。 以下同じ。)の上にあつてはがけの下端から当該がけの高さの一・五倍、が けの下にあつてはがけの上端から当該がけの高さの二倍に相当する距離以内 の場所に居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のい ずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 がけの下に建築物を建築する場合において、次のいずれかに該当すると
 - イ 建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(がけの崩壊による衝撃を受 けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造(がけの崩壊に よる衝撃に対し破壊を生じないものに限る。)その他これと同等以上の

耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ当該外壁の開口部からの土砂 の流入を防止するための有効な壁等を設置するとき。

- ロ がけと建築物との間に、がけの崩壊に対して建築物の安全上支障のない
 い塀等が設置されているとき。
- 二 建築物を建築する場合において、建築物の位置ががけから相当の距離に あり、がけの崩壊に対して安全であるとき。
- 三 建築物を建築する場合において、構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき。
- 四 建築物を建築する場合において、がけの形状及び土質により、がけの崩壊のおそれがないとき。
- 2 前項第三号の擁壁は、次の各号に定めるものでなければならない。
- 一 高さ五メートルを超える擁壁は、鉄筋コンクリート造であること。
- 二 擁壁の上部の地表面に雨水その他の地表水を排水することができるよう な排水施設を設けていること。

〔解説〕

一本条は、がけの崩壊から人命及び財産を守るため、がけに近接する土地に 居室を有する建築物を建築することを禁止した規定である。建築が規制され る建築物は居室を有する建築物すべてである。

また、対象となるがけおよび規制する範囲は、次の各号の一による。な お、対象に該当するかについては、計画地周辺の状況調査の結果をもとに設 計者等がまず判断することとなる。

- (一)がけとは、水平面に対し勾配が三十度を超え、かつ高さが二メートルを 超える土地である。なお、土質調査等により硬岩盤(風化の著しいものを 除く。)であると確認された部分については、がけとはみなされない。
- (二)がけの下端とは、図0-1に示すように地表面が水平面に対しなす角度が三十度を超える部分のうち、最も低い地点とする。
- (三) 規制範囲は、がけの上にあってはがけの下端からがけの高さの一・五倍、がけの下にあっては、がけの上端からがけの高さの二・○倍の範囲であり、図0-1とする。また、本条第一項本文の離隔制限を受ける建築物の部分は、外壁及び構造耐力上主要な部分(がけの崩壊により影響を受ける地上部分に限る。)とし、居室を有する建築物の非居室部分も制限の対象となる。
- (四)がけの上端が明確でない場合の考え方の一例を図0-2に示す。

耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ当該外壁の開口部からの土砂 の流入を防止するための有効な壁等を設置するとき。

- ロ がけと建築物との間に、がけの崩壊に対して建築物の安全上支障のない
 い塀等が設置されているとき。
- 二 建築物を建築する場合において、建築物の位置ががけから相当の距離に あり、がけの崩壊に対して安全であるとき。
- 三 建築物を建築する場合において、構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき。
- 四 建築物を建築する場合において、がけの形状及び土質により、がけの崩壊のおそれがないとき。
- 2 前項第三号の擁壁は、次の各号に定めるものでなければならない。
 - 一 高さ五メートルを超える擁壁は、鉄筋コンクリート造であること。
 - 二 **擁壁の上部の地表面に雨水その他の地表水を排水することができるよう**な排水施設を設けていること。

〔解説〕

一本条は、がけの崩壊から人命及び財産を守るため、がけに近接する土地に 居室を有する建築物を建築することを禁止した規定である。建築が規制され る建築物は居室を有する建築物すべてである。

また、対象となるがけおよび規制する範囲は、次の各号の一による。な お、対象に該当するかについては、計画地周辺の状況調査の結果をもとに設 計者等がまず判断することとなる。

- (一)がけとは、水平面に対し勾配が三十度を超え、かつ高さが二メートルを超える土地である。なお、土質調査等により硬岩盤(風化の著しいものを除く。)であると確認された部分については、がけとはみなされない。
- (二)がけの下端とは、図0 1に示すように地表面が水平面に対しなす角度が三十度を超える部分のうち、最も低い地点とする。
- (三)規制範囲は、がけの上にあってはがけの下端からがけの高さの一・五倍、がけの下にあっては、がけの上端からがけの高さの二・○倍の範囲であり、図0-1とする。また、本条第一項本文の離隔制限を受ける建築物の部分は、外壁及び構造耐力上主要な部分(がけの崩壊により影響を受ける地上部分に限る。)とし、居室を有する建築物の非居室部分も制限の対象となる。
- (四)がけの上端が明確でない場合の考え方の一例を図0-2に示す。

- (五) 二段以上のがけがある場合は、がけの一体性を考慮し、図0-3、図0 - 4とする。
- (六)がけの下に三十度以下の勾配がある場合は、図0-5のとおり地表面が 水平面に対しなす角度が三十度を超える部分のうち、最も低い地点をがけ の下端とする。
- 二 ただし書の規定は、建築物の構造や位置、がけの崩壊を防止するための措 I二 ただし書の規定は、建築物の構造や位置、がけの崩壊を防止するための措 置又はがけの形状や土質等から規制する範囲内に居室を有する建築物を建築 することができる場合を定めたものである。この場合とは、次の各号の一に 該当する場合である。
- (一) がけの下に建築物を建築する場合、次のいずれかに該当すること。
 - (イ) 建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造その他 これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ開口部に土 砂の流入防止の措置をするとき
 - (ロ) 安全上支障のない塀(待受け擁壁*等)が設置されているとき又は設 置するとき
 - (イ) 又は(ロ)の耐力及び安全性を確かめる方法の一つとしては、政 令第八十条の三(十砂災害特別警戒区域(十砂災害警戒区域等における十 砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。) 第九条第一項に規定する区域をいう)内における居室を有する建築物の構 造方法)による構造方法及び同等の方法によることが考えられる。

政令第八十条の三による場合は、平成十三年国土交通省告示第三百八十 三号により外壁等及び門又は塀の構造方法が定められている。また、平成 十三年国土交通省告示第三百三十二号によりがけの崩壊による土石等の移 動による力及び十石等の堆積による力の算定方法が定められている。知事 ががけの崩壊による衝撃に関する事項を定めるまでの間は、崩壊によって 生ずる十石等の十質定数等は地質調査等により設計者が設定し計算するも のとする。

ただし、土砂災害特別警戒区域内のがけについては、土砂災害防止法第 九条第二項により知事が定めた事項を用いて計算しなければならない。

- * 待受け擁壁で常時十圧を受けない形態のものは、「擁壁」でなく 「塀」に分類される場合もある。
- * 「十砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル (一般財団法人 日本建築防災協会)」が参考になる。

- (五) 二段以上のがけがある場合は、がけの一体性を考慮し、図0-3、図0 - 4とする。
- (六)がけの下に三十度以下の勾配がある場合は、図0-5のとおり地表面が 水平面に対しなす角度が三十度を超える部分のうち、最も低い地点をがけ の下端とする。
- 置又はがけの形状や土質等から規制する範囲内に居室を有する建築物を建築 することができる場合を定めたものである。この場合とは、次の各号の一に 該当する場合である。
- (一) がけの下に建築物を建築する場合、次のいずれかに該当すること。
 - (イ) 建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造その他 これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ開口部に土 砂の流入防止の措置をするとき
 - (ロ) 安全上支障のない塀(待受け擁壁*等) が設置されているとき又は設 置するとき
 - (イ) 又は(ロ)の耐力及び安全性を確かめる方法の一つとしては、政 令第八十条の三(十砂災害特別警戒区域(十砂災害警戒区域等における十 砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。) 第九条第一項に規定する区域をいう)内における居室を有する建築物の構 造方法)による構造方法及び同等の方法によることが考えられる。

政令第八十条の三による場合は、平成十三年国土交通省告示第三百八十 三号により外壁等及び門又は塀の構造方法が定められている。また、平成 十三年国土交通省告示第三百三十二号によりがけの崩壊による土石等の移 動による力及び十石等の堆積による力の算定方法が定められている。知事 ががけの崩壊による衝撃に関する事項を定めるまでの間は、崩壊によって 生ずる十石等の十質定数等は地質調査等により設計者が設定し計算するも のとする。

ただし、土砂災害特別警戒区域内のがけについては、土砂災害防止法第 九条第二項により知事が定めた事項を用いて計算しなければならない。

- * 待受け擁壁で常時十圧を受けない形態のものは、「擁壁」でなく 「塀」に分類される場合もある。
- * 「十砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル (一般財団法人 日本建築防災協会)」が参考になる。

- (二) 建築物の位置が、がけから相当の距離にあり、がけの崩壊に対して安全 であるときとは、次に掲げるような場合とする。
 - (イ)がけの下にあっては、図2-1のとおり、がけと宅地の間の谷や川等により、がけの高さが高いにもかかわらず崩壊によって生ずる土石等の影響が低減される場合。(崩壊すると仮定した土砂の体積から谷や川等により低減される体積に応じて規制範囲を緩和した上で、がけの崩壊に対しての安全を確認する必要がある。)
 - (ロ)がけの下にあっては、がけの高さに関わらず、図2-2のとおり、居室を有する建築物が、がけの下端から五十メートルを超える範囲にある場合。(参考:土砂災害防止法施行令第二条)
 - (ハ)がけの上にあっては、構造計算等により建築物の安全性が確認できる場合。
- (二)がけの上にあっては、小規模な構造計算不要な建築物(木造2階建て程度)であって、深基礎(図2-3)や杭基礎(図2-4、支持杭に限る。)、地盤改良(図2-5、セメント系固化材を用いた深層混合処理工法の接円配置やラップ配置で地盤の流失を防ぐもの、及び浅層混合処理工法)等、基礎をがけの下端から水平面と三十度をなす角度以深まで下げることなどにより、建築物の荷重ががけ及び既設の擁壁に構造上不利な影響を及ぼさず、かつ、がけの崩壊の際にも建築物の安全が保たれると考えられる場合。(前号(ハ)に該当するものを除く。)
- * 地盤改良の考え方は、「改良地盤の設計及び品質管理における実務上のポイント(財団法人 日本建築センター)」の〔がけの上の宅地に地盤改良を採用する場合の留意点〕が参考になる。
- (三)構造耐力上安全な擁壁が設置されているときとは、既存の擁壁が設置されているものは勿論、建築物を建築するのと同時に擁壁を設置する場合を含む。この場合の擁壁は、建築基準法施行令第百四十二条に規定された擁壁とする。同条により鉄筋コンクリート造、石造、その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすることとされている。また、本条第二項の規定にも適合する必要がある。なお、宅地造成等規制法施行令第八条(練積み擁壁)などの底版の接する地盤の許容応力度については、建築基準法施行令第九十三条、平成十三年国交告第千百十三号等で検討すること

- (二) 建築物の位置が、がけから相当の距離にあり、がけの崩壊に対して安全であるときとは、次に掲げるような場合とする。
 - (イ)がけの下にあっては、図2-1のとおり、がけと宅地の間の谷や川等により、がけの高さが高いにもかかわらず崩壊によって生ずる土石等の影響が低減される場合。(崩壊すると仮定した土砂の体積から谷や川等により低減される体積に応じて規制範囲を緩和した上で、がけの崩壊に対しての安全を確認する必要がある。)
 - (ロ)がけの下にあっては、がけの高さに関わらず、図2-2のとおり、居室を有する建築物が、がけの下端から五十メートルを超える範囲にある場合。(参考:土砂災害防止法施行令第二条)
 - (ハ) がけの上にあっては、構造計算等により建築物の安全性が確認できる場合。
- (二)がけの上にあっては、小規模な構造計算不要な建築物(木造2階建て程度)であって、深基礎(図2-3)や杭基礎(図2-4、支持杭に限る。)、地盤改良(図2-5、セメント系固化材を用いた深層混合処理工法の接円配置やラップ配置で地盤の流失を防ぐもの、及び浅層混合処理工法)等、基礎をがけの下端から水平面と三十度をなす角度以深まで下げることなどにより、建築物の荷重ががけ及び既設の擁壁に構造上不利な影響を及ぼさず、かつ、がけの崩壊の際にも建築物の安全が保たれると考えられる場合。(前号(ハ)に該当するものを除く。)
 - * 地盤改良の考え方は、「改良地盤の設計及び品質管理における実務上のポイント(財団法人 日本建築センター)」の〔がけの上の宅地に地盤改良を採用する場合の留意点〕が参考になる。
- (三)構造耐力上安全な擁壁が設置されているときとは、既存の擁壁が設置されているものは勿論、建築物を建築するのと同時に擁壁を設置する場合を含む。この場合の擁壁は、建築基準法施行令第百四十二条に規定された擁壁とする。同条により鉄筋コンクリート造、石造、その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすることとされている。また、本条第二項の規定にも適合する必要がある。なお、宅地造成等規制法施行令第八条(練積み擁壁)などの底版の接する地盤の許容応力度については、建築基準法施行令第九十三条、平成十三年国交告第千百十三号等で検討すること

旧

が望ましい。

構造耐力上安全な擁壁とは、建築基準法第八十八条により準用される第七条、第七条の二による検査済証の交付を受けた擁壁のほか、他法令に基づく次の各号の一を含むものとする。

- (イ) 宅地造成等規制法第十三条による検査済証の交付を受けた区域内の擁 壁。
- (ロ)都市計画法第三十六条による検査済証の交付を受けた区域内の擁壁。
- (ハ) 宅地開発事業の基準に関する条例第十一条による検査済証の交付を受けた区域内の擁壁。
- (二)都市計画法施行法第七条の規定による事務([旧]住宅地造成事業に関する法律による許可を受けた事務を含む。)で検査済証の交付を受けた 区域内の擁壁。

(削除)

さらに、既設の擁壁については、これら法令に基づく許認可、確認・検 査状況のほか、管理状況を確認し、総合的に構造耐力上の安全が確認され たものであること。少なくとも、適正に維持保全されていること、擁壁に 割れ、歪み、傾斜等がみられる場合は、必要な補修が行われていることを 確認すること。

- (四)がけの形状及び土質によりがけの崩壊のおそれがないときとは、次のいずれかが考えられる。
 - (イ) 宅地造成等規制法施行令第六条第一項第一号イ・ロに該当するがけで、同令第十二条の規定によるがけ面の保護及び同令第十三条の規定による排水処理施設の設置がなされており、適正に維持管理されているとき、又は建築物の建築をするときと同時にこれらの対策工事を行うとき
 - (ロ)がけの下にあっては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施工により、がけの崩 壊による被害を受けるおそれがない状態にあるとき
 - (ハ)がけの下にあっては、土砂災害防止法に基づいて原因地対策施設の効果評価により、土石等の移動による力、高さ及び土石等の堆積による力が生じないと判断された土砂災害警戒区域に指定された区域内(イエローゾーン)のがけ対策の工作物であると当該市町村を所管する各土木事務所で確認できるとき
 - (二) 道路事業・河川事業・鉄道事業等の法律に基づき、建築基準法施行令

が望ましい。

構造耐力上安全な擁壁とは、建築基準法第八十八条により準用される第七条、第七条の二による検査済証の交付を受けた擁壁のほか、他法令に基づく次の各号の一を含むものとする。

- (イ) 宅地造成等規制法第十三条による検査済証の交付を受けた区域内の擁 壁.
- (ロ)都市計画法第三十六条による検査済証の交付を受けた区域内の擁壁。
- (ハ) 宅地開発事業の基準に関する条例第十一条による検査済証の交付を受けた区域内の擁壁。
- (二)都市計画法施行法第七条の規定による事務([旧]住宅地造成事業に関する法律による許可を受けた事務を含む。)で検査済証の交付を受けた 区域内の擁壁。

(削除)

さらに、既設の擁壁については、これら法令に基づく許認可、確認・検査状況のほか、管理状況を確認し、総合的に構造耐力上の安全が確認されたものであること。少なくとも、適正に維持保全されていること、擁壁に割れ、歪み、傾斜等がみられる場合は、必要な補修が行われていることを確認すること。

- (四)がけの形状及び土質によりがけの崩壊のおそれがないときとは、次のいずれかが考えられる。
 - (イ) 宅地造成等規制法施行令第六条第一項第一号イ・ロに該当するがけで、同令第十二条の規定によるがけ面の保護及び同令第十三条の規定による排水処理施設の設置がなされており、適正に維持管理されているとき、又は建築物の建築をするときと同時にこれらの対策工事を行うとき
 - (ロ)がけの下にあっては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施工により、がけの崩壊による被害を受けるおそれがない状態にあるとき
 - (ハ)がけの下にあっては、土砂災害防止法に基づいて原因地対策施設の効果評価により、土石等の移動による力、高さ及び土石等の堆積による力が生じないと判断された土砂災害警戒区域に指定された区域内(イエローゾーン)のがけ対策の工作物であると当該市町村を所管する各土木事務所で確認できるとき
- (二) 道路事業・河川事業・鉄道事業等の法律に基づき、建築基準法施行令

第百四十二条第一項又は宅地造成等規制法施行令第六条第一項の規定に よる擁壁と同程度のものとして施工されたもので適正に完了が認められ た工作物であるとき。(ただし、関係部署との協議により載荷重等の設 計条件などから工作物の安全性を確認すること。なお、既設の場合は管 理状況等の確認も行うこと。)

- (ホ) その他前四号(イから二)と同等以上の安全性及び十分な耐久性を 得られることを、構造上の検討もしくは公的資料等により確認できる工 作物(法令の規定による認定を取得している擁壁や、実験その他の特別 な研究による擁壁等を含む。(ただし、適用条件等を満たしている場合 に限る。))が、当該建築物に対し有効に設置されているとき
- 三 本条第二項第一号で規定しているとおり、第一項第三号の擁壁の場合に は、五メートルを超える擁壁は鉄筋コンクリート造とすること。

また、本条第二項第二号により、原則として、擁壁の上端付近での雨水そ の他の地表水が地盤へ浸透することを防止するために、地盤面を不透水性の 材料でおおうことや、擁壁の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように 勾配をとること、U字溝等を設置し地表水を排水溝に集中させ処理すること などの排水措置を施す必要がある。

(注) 宅地造成等規制法及び同法施行令については、今後改正が予定されてい ることから、改正後の条項に読み替えるものとする。(令和五年三月三 十一日時点)

図 (略)

(大規模な建築物の敷地と道路との関係)

第五条 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積 第五条 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積 の合計。第五十条の三第一項第一号において同じ。)が千平方メートルを超 える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならない。ただ し、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地 の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りで ない。

「解説」

本条は、大規模な建築物の敷地が道路に接する長さ(接道長さ)について の規定で、都市計画区域内に限り適用される。

大規模建築物は、収容人員が多いこと、出入する自動車等の数が多いこと 等から通行の安全上の配慮が必要なこと、また火災等の災害時の避難・消火

第百四十二条第一項又は宅地造成等規制法施行令第六条第一項の規定に よる擁壁と同程度のものとして施工されたもので適正に完了が認められ た工作物であるとき。(ただし、関係部署との協議により載荷重等の設 計条件などから工作物の安全性を確認すること。なお、既設の場合は管 理状況等の確認も行うこと。)

- (ホ) その他前四号(イから二)と同等以上の安全性及び十分な耐久性を得 られることを、構造上の検討もしくは公的資料等により確認できる工作 物(法令の規定による認定を取得している擁壁や、実験その他の特別な 研究による擁壁等を含む。(ただし、適用条件等を満たしている場合に 限る。))が、当該建築物に対し有効に設置されているとき
- 三 本条第二項第一号で規定しているとおり、第一項第三号の擁壁の場合に は、五メートルを超える擁壁は鉄筋コンクリート造とすること。

また、本条第二項第二号により、原則として、擁壁の上端付近での雨水そ の他の地表水が地盤へ浸透することを防止するために、地盤面を不透水性の 材料でおおうことや、擁壁の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように 勾配をとること、U字溝等を設置し地表水を排水溝に集中させ処理すること などの排水措置を施す必要がある。

(注) 宅地造成等規制法及び同法施行令については、今後改正が予定されてい ることから、改正後の条項に読み替えるものとする。(令和五年三月三十 一日時点)

図 (略)

(大規模な建築物の敷地と道路との関係)

の合計。第五十条の三第一項第一号において同じ。)が千平方メートルを超 える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならない。ただ し、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地 の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りで ない。

「解説」

本条は、大規模な建築物の敷地が道路に接する長さ(接道長さ)について の規定で、都市計画区域内に限り適用される。

一 大規模建築物は、収容人員が多いこと、出入する自動車等の数が多いこと 等から通行の安全上の配慮が必要なこと、また火災等の災害時の避難・消火

活動が困難となることが考えられるので、法第四十三条の接道長さの規定に 上乗せして、延べ面積が千平方メートルを超える建築物の敷地の道路に接す る長さを六メートル以上とした。

- 二 ただし書は、次に掲げるような場合で、知事が避難及び通行の安全上支障 |二 ただし書は、次に掲げるような場合で、知事が避難及び通行の安全上支障 がないと認める場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判 断するものである。
 - ・当該建築物の敷地に接して、避難上有効な公園その他の公共的空地がある
 - ・当該敷地が相当広く、敷地内において消防活動に利用できる空地及び建築 物に収容される人員が一時避難の場所として使用できる空地がある場合
 - ・敷地が道路に接する長さが基準の数値に欠ける程度が小さい場合
 - ・当該建築物の用涂・利用形態及び道路の交通状況から通行の安全上支障が ない場合

なお、特殊建築物については、別途定める制限があるので注意を要する。 図 (略)

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備 第一節 通則

(適用の範囲)

- 部分の床面積の合計が当該各号に定める面積を超えるものに限り、適用す る。
- 一 法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物 百平方メートル (集会場は、三百平方メートル)
- 二 長屋 百平方メートル
- 三 倉庫 五百平方メートル
- 四 自動車車庫 五十平方メートル
- 五 自動車修理工場 三十平方メートル

「解説」

- ー 本条は、本章の規定が適用される「特殊建築物」の範囲を定めたものであ├─ 本条は、本章の規定が適用される「特殊建築物」の範囲を定めたものであ
- 第一号については、令和元年六月二十五日付けで施行された改正建築基準 二 第一号については、令和元年六月二十五日付けで施行された改正建築基準 法(平成三十年法律第六十七号)により、法第六条第一項第一号の規模が、 | 法(平成三十年法律第六十七号)により、法第六条第一項第一号の規模が、

活動が困難となることが考えられるので、法第四十三条の接道長さの規定に 上乗せして、延べ面積が千平方メートルを超える建築物の敷地の道路に接す る長さを六メートル以上とした。

- がないと認める場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判 断するものである。
- ・当該建築物の敷地に接して、避難上有効な公園その他の公共的空地がある
- ・当該敷地が相当広く、敷地内において消防活動に利用できる空地及び建築 物に収容される人員が一時避難の場所として使用できる空地がある場合
- ・敷地が道路に接する長さが基準の数値に欠ける程度が小さい場合
- ・当該建築物の用涂・利用形態及び道路の交通状況から通行の安全上支障が ない場合

なお、特殊建築物については、別途定める制限があるので注意を要する。 図 (略)

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備 第一節 通則

(適用の範囲)

- 第六条 この章の規定は、次の各号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する**|**第六条 この章の規定は、次の各号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する 部分の床面積の合計が当該各号に定める面積を超えるものに限り、適用す る。
 - 一 法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物 百平方メートル (集会場は、三百平方メートル)
 - 二 長屋 百平方メートル
 - 三 倉庫 五百平方メートル
 - 四 自動車車庫 五十平方メートル
 - 五 自動車修理工場 三十平方メートル

「解説〕

百平方メートルから二百平方メートルに見直されたが、本条における法別表 第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物の対象 規模は見直さず、百平方メートル(集会場にあっては三百平方メートル)の ままとしている。

三 第二号の長屋は、防火・避難等の配慮が必要な建築物であることから、そ「三 第二号の長屋は、防火・避難等の配慮が必要な建築物であることから、そ の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものについ て、本章の規定が適用される建築物として位置付けている。

削除

削除

削除

(敷地と道路との関係)

- 第七条 前条の特殊建築物は、路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築し てはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は知事が当該 建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避 難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。
 - 一 この条例の規定の施行の時の床面積の合計の範囲内で改築するとき。
 - 二 増築後の床面積の合計がこの条例の規定の施行の時の床面積の合計の
 - 一・二倍を超えないとき。
 - 三 路地状の部分の幅員が、次の表の上欄に掲げる路地状の部分の長さの区 分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる路地状の部分の幅員の数値以上の とき。

路地状の部分の長さ(単位メート	路地状の部分の幅員(単位メート
ル)	ル)
十以内のもの	三
十を超え二十以内のもの	四
二十を超え二十五以内のもの	五
二十五を超えるもの	六

[解説]

敷地に建築することを原則として禁止することとしたもので、都市計画区域 内に限り適用される。このような規定が設けられたのは、特殊建築物は不特 定の者、多数の者が利用すること、火災発生の恐れ又は火災荷重が大きいこ 者、多数の者が利用すること、火災発生の恐れ又は火災荷重が大きいこと、

百平方メートルから二百平方メートルに見直されたが、本条における法別表 第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物の対象 規模は見直さず、百平方メートル(集会場にあっては三百平方メートル)の ままとしている。

の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものについ て、本章の規定が適用される建築物として位置付けている。

削除

削除

削除

(敷地と道路との関係)

- |第七条||前条の特殊建築物は、路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築し てはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は知事が当該 建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避 難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。
 - 一 この条例の規定の施行の時の床面積の合計の範囲内で改築するとき。
 - 二 増築後の床面積の合計がこの条例の規定の施行の時の床面積の合計の
 - 一・二倍を超えないとき。
 - 三 路地状の部分の幅員が、次の表の上欄に掲げる路地状の部分の長さの区 分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる路地状の部分の幅員の数値以上の とき。

路地状の部分の長さ(単位メート	路地状の部分の幅員(単位メート
ル)	ル)
十以内のもの	=
十を超え二十以内のもの	四
二十を超え二十五以内のもの	五
二十五を超えるもの	六

「解説」

- 本条は、第六条に規定する特殊建築物を路地状の部分だけで道路に接する ├- - 本条は、第六条に規定する特殊建築物を路地状の部分だけで道路に接する 敷地に建築することを原則として禁止することとしたもので、都市計画区域 内に適用される。このような規定が設けられたのは、特殊建築物は不特定の

- と、緊急時の避難に対する配慮が必要なこと、自動車の出入りが多いことな どから付近の通行への影響も大きいなど、その用途及び使用上の特殊性から より安全性が要求されるので、原則として路地状の部分だけで道路に接する 敷地に特殊建築物を建築することを禁止することにより避難及び通行上の安 全を図ろうとしたものである。
- ただし書前段の規定は、一定の要件に該当する場合に限って、路地状の部二にただし書前段の規定は、一定の要件に該当する場合に限って、路地状の部 分だけで道路に接する敷地に特殊建築物を建築することを認めることとした ものである。一定の要件とは次の場合である。
- (一) この条例が適用される時点(以下「基準時」という。)の床面積の合計 の範囲内で改築するとき。
- (二) 増築後の床面積の合計が基準時の床面積の合計の一・二倍を超えないと き。
- (三) 路地状の敷地の部分が次図に示すものであるとき。
- 三 ただし書後段の規定は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める|三 ただし書後段の規定は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める 場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものであ り、想定されるケースとしては第五条ただし書の解説と同様である。

図(略)

第八条 学校、休育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児 第八条 学校、休育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児 童福祉施設等(政令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。以下 同じ。)の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の 合計に応じて道路に次の表に掲げる長さ以上接しなければならない。ただ し、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地 の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りで ない。

その用途に供する部分の床面積の	敷地が道路に接する長さ(単位メ
合計 (単位平方メートル)	ートル)
百を超え二百以内のもの	=
二百を超え五百以内のもの	四
五百を超え千以内のもの	五

緊急時の避難に対する配慮が必要なこと、自動車の出入りが多いことなどか ら付近の通行への影響も大きいなど、その用途及び使用上の特殊性からより 安全性が要求されるので、原則として路地状の部分だけで道路に接する敷地 に特殊建築物を建築することを禁止することにより避難及び通行上の安全を 図ろうとしたものである。

- 分だけで道路に接する敷地に特殊建築物を建築することを認めることとした ものである。一定の要件とは次の場合である。
- (一) この条例が適用される時点(以下「基準時」という。) の床面積の合計 の範囲内で改築するとき。
- (二) 増築後の床面積の合計が基準時の床面積の合計の一・二倍を超えないと き。
- (三) 路地状の敷地の部分が次図に示すものであるとき。
- 場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものであ り、想定されるケースとしては第五条ただし書の解説と同様である。

図(略)

童福祉施設等(政令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。以下 同じ。)の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の 合計に応じて道路に次の表に掲げる長さ以上接しなければならない。ただ し、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地 の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りで ない。

その用途に供する部分の床面積の	敷地が道路に接する長さ(単位メ
合計(単位平方メートル)	ートル)
百を超え二百以内のもの	==
二百を超え五百以内のもの	四
五百を超え千以内のもの	五

「解説」

本条は、災害時に避難上の安全確保が特に重要となる特殊建築物につい

「解説〕

一本条は、災害時に避難上の安全確保が特に重要となる特殊建築物につい て、敷地が道路に接する長さ(接道長さ)を規定したもので、都市計画区域 て、敷地が道路に接する長さ(接道長さ)を規定したもので、都市計画区域

内に限り適用される。

なお、この規定は第五条と同様、避難及び通行上の安全を確保するため、 法第四十三条第三項の規定により、接道長さの制限を付加したものである。

二 特殊建築物のうち学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿 舎、下宿又は児童福祉施設等でその用途に供する部分の床面積の合計(同一 敷地内に二以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の 合計)が百平方メートルを超え、千平方メートル以内の建築物に対して適用 され、建築物の規模により必要となる接道長さが規定されている。ここでい う学校とは、専修学校及び各種学校を含み、幼保連携型認定こども園も該当 する。この規定を図示すれば次のとおりである。

図 (略)

され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものであり、想定さ れるケースとしては第五条ただし書の解説と同様である。

第九条 削除

第十条 削除

(便所の構造)

第十一条 政令第三十条第一項の規定により指定する建築物は、児童福祉施設 第十一条 政令第三十条第一項の規定により指定する建築物は、児童福祉施設 ブ、共同住宅及び下宿の用途に供する建築物とする。

[解説]

- 本条は、政令第三十条第一項の規定により同条に規定する建築物の用途を|-指定したもので、都市計画区域内に限り適用される。
- 便所の構造制限の内容は次のとおりである。
 - ・不浸透質の便器を設けること
 - ・し尿の臭気が建築物の他の部分等に漏れないものであること
 - ・便槽に雨水、土砂等が流入しないものであること
 - 便器及び小便器から便槽まで不浸透質の汚水管で連結すること
 - ・水洗便所以外の便所(便所の出入口に密閉することができる戸がない場合 においては大便所)の窓その他換気のための開口部には、はえを防ぐため の金網等を張ること

第二節 学校

内に限り適用される。

なお、この規定は第五条と同様、避難及び通行上の安全を確保するため、 法第四十三条第三項の規定により、接道長さの制限を付加したものである。 二 特殊建築物のうち学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿 舎、下宿又は児童福祉施設等でその用途に供する部分の床面積の合計(同一 敷地内に二以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の 合計)が百平方メートルを超え、千平方メートル以内の建築物に対して適用 され、建築物の規模により必要となる接道長さが規定されている。ここでい う学校とは、専修学校及び各種学校を含み、幼保連携型認定こども園も該当 する。この規定を図示すれば次のとおりである。

旧

図 (略)

三」ただし書は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用|三」ただし書は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用 され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものであり、想定さ れるケースとしては第五条ただし書の解説と同様である。

第九条 削除

第十条 削除

(便所の構造)

等、診療所、マーケット、ダンスホール、遊技場、キャバレー、ナイトクラ↓等、診療所、マーケット、ダンスホール、遊技場、キャバレー、ナイトクラ ブ、共同住宅及び下宿の用途に供する建築物とする。

[解説]

- 一 本条は、政令第三十条第一項の規定により同条に規定する建築物の用途を 指定したもので、都市計画区域内に限り適用される
- 便所の構造制限の内容は次のとおりである。
 - ・不浸透質の便器を設けること
 - ・し尿の臭気が建築物の他の部分等に漏れないものであること
 - ・便槽に雨水、土砂等が流入しないものであること
 - ・便器及び小便器から便槽まで不浸透質の汚水管で連結すること
 - 水洗便所以外の便所(便所の出入口に密閉することができる戸がない場合 においては大便所)の窓その他換気のための開口部には、はえを防ぐため の金網等を張ること

第二節 学校

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同 じ。) 又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を 収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に 供する建築物で知事が避難施設、消火設備、当該室の内装等の状況により安 全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

[解説]

本条は、小学校又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他の児 童、生徒等を収容する室については、四階以上の階に設けることを禁止した ものである。

平成二十七年十二月十六日に公布された「学校教育法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十七年政令第四百二 十一号)」の制定による建築基準法施行令改正により、義務教育学校の前期 課程について小学校と同様の規定が適用されることとなった。これを踏ま え、この条例にも本規定が適用される。

- 二 ただし書は、知事が当該建築物の避難施設、消火設備等の状況により安全│二 ただし書は、知事が当該建築物の避難施設、消火設備等の状況により安全 上及び防火上支障がないと認める場合は、小学校の四階以上の階に教室等を 設けることができることとしたもので、次に掲げる事項を踏まえ、申請者か らの認定申請を受けて総合的に判断するものである。
 - ・四階以上の階に設けられる児童を収容する室の用途は、特別教室又は高学 年児童の使用する一般教室とするものであること
 - ・その棟の居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とし、 また、廊下、階段、その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上 げを準不燃材料としたものであること
 - ・四階以上の階においては、教室等の各部分から階段までの距離が三十メー トル以内となるように直通階段を設け、端部に設ける直通階段は原則とし て屋外避難階段であること
 - ・避難上有効なバルコニーを設けたものであること(またバルコニーからの 児童の転落防止には十分な配慮をしたものであること)
 - ・消防法第十七条の規定による消防設備等の設置及び維持の基準を満足する もののほか、消防法施行規則第三十一条の基準に適合する連結送水管を設 けたものであること
 - ・使用するカーテン等は消防法施行令第四条の三第四項に規定する防炎性能

旧

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同 じ。) 又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を 収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に 供する建築物で知事が避難施設、消火設備、当該室の内装等の状況により安 全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

[解説]

本条は、小学校又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他の児 童、生徒等を収容する室については、四階以上の階に設けることを禁止した ものである。

平成二十七年十二月十六日に公布された「学校教育法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十七年政令第四百二 十一号) | の制定による建築基準法施行令改正により、義務教育学校の前期 課程について小学校と同様の規定が適用されることとなった。これを踏ま え、この条例にも本規定が適用される。

- 上及び防火上支障がないと認める場合は、小学校の四階以上の階に教室等を 設けることができることとしたもので、次に掲げる事項を踏まえ、申請者か らの認定申請を受けて総合的に判断するものである。
- ・四階以上の階に設けられる児童を収容する室の用途は、特別教室又は高学 年児童の使用する一般教室とするものであること
- ・その棟の居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とし、 また、廊下、階段、その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上 げを準不燃材料としたものであること
- ・四階以上の階においては、教室等の各部分から階段までの距離が三十メー トル以内となるように直通階段を設け、端部に設ける直通階段は原則とし て屋外避難階段であること
- ・避難上有効なバルコニーを設けたものであること(またバルコニーからの 児童の転落防止には十分な配慮をしたものであること)
- ・消防法第十七条の規定による消防設備等の設置及び維持の基準を満足する もののほか、消防法施行規則第三十一条の基準に適合する連結送水管を設 けたものであること
- ・使用するカーテン等は消防法施行令第四条の三第四項に規定する防炎性能

を有するものであること

を有するものであること

(木造建築物等である校舎と隣地境界線との距離)

場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

第十三条 木造建築物等である校舎(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政 第十三条 木造建築物等である校舎(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政 令第百三十六条の二第一号(イを除く。) に掲げる技術的基準に適合するも のを除く。)の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(避難上 有効な公園、広場等の空地に接する部分を除く。)までの距離は、二メート ル以上としなければならない。ただし、当該隣地境界線から二メートル未満 の距離にある当該校舎の本屋の外壁の部分が準防火性能を有するものである

新

(木造建築物等である校舎と隣地境界線との距離)

令第百三十六条の二第一号(イを除く。)に掲げる技術的基準に適合するも のを除く。)の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(避難上 有効な公園、広場等の空地に接する部分を除く。) までの距離は、二メート ル以上としなければならない。ただし、当該隣地境界線から二メートル未満 の距離にある当該校舎の本屋の外壁の部分が準防火性能を有するものである 場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

旧

「解説〕

ー 本条は、耐火建築物、準耐火建築物、政令第百三十六条の二第一号(イを├─ 本条は、耐火建築物、準耐火建築物、政令第百三十六条の二第一号(イを 除く。)に掲げる技術的基準に適合するもの以外の木造建築物等である校舎 について防火上、安全上の観点から校舎の本屋と隣地境界線との間には一定 の距離が必要となる旨を規定したものである。

ここでいう木造建築物等とは、法第二十三条によるものであり、主要構造 部の法第二十一条第一項の政令第百九条の四で定める部分が木材、プラスチ ックその他の可燃材料で造られたものをいう。

ニー必要となる距離は二メートル以上であるが、ただし書の規定により、当該「ニー必要となる距離は二メートル以上であるが、ただし書の規定により、当該 隣地境界線からの距離が二メートル未満の部分の外壁が法第二十三条に定め る準防火性能を有し、かつ避難上支障がなければこの規定は適用されない。

「解説」

除く。)に掲げる技術的基準に適合するもの以外の木造建築物等である校舎 について防火上、安全上の観点から校舎の本屋と隣地境界線との間には一定 の距離が必要となる旨を規定したものである。

ここでいう木造建築物等とは、法第二十三条によるものであり、主要構造 部の法第二十一条第一項の政令第百九条の四で定める部分が木材、プラスチ ックその他の可燃材料で造られたものをいう。

隣地境界線からの距離が二メートル未満の部分の外壁が法第二十三条に定め る準防火性能を有し、かつ避難上支障がなければこの規定は適用されない。

第三節劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(興行場等の定員)

- 第十三条の二 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会 第十三条の二 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会 堂及び集会場(以下「興行場等」という。)の定員は、次の各号に掲げる客 席の用途に供する部分の使用形態の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 方法により計算した席数の合計による。
 - 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にある一 のいす席を一席として席数を計算した場合における当該部分の総席数
 - 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席 ごとにその正面の幅を四十センチメートルで除して得た数値(その数値に 一未満の端数があるときは、その端数を一に切り上げるものとする。以下 この条において同じ。)をもつて当該いす席の席数として席数を計算した

第三節劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(興行場等の定員)

- 堂及び集会場(以下「興行場等」という。)の定員は、次の各号に掲げる客 席の用途に供する部分の使用形態の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 方法により計算した席数の合計による。
- 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にあるー のいす席を一席として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席 ごとにその正面の幅を四十センチメートルで除して得た数値(その数値に 一未満の端数があるときは、その端数を一に切り上げるものとする。以下 この条において同じ。)をもつて当該いす席の席数として席数を計算した

場合における当該部分の総席数

- 三 ます席を設ける部分については、当該部分にある一のます席ごとにその 床面積を○・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該ます席の席数 として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 四 桟敷席を設ける部分については、当該部分として使用される桟敷席の区 画ごとにその床面積を○・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該 区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 五 立見席を設ける部分については、当該部分として使用される区画ごとに その床面積を○・二平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席 数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 六 使用形態が特定できない部分については、当該部分として使用される区 画ごとにその床面積を○・五平方メートルで除して得た数値をもつて当該 区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

[解説]

本条は、条例を適用する際の定員の算出方法を規定したものであり、計算 例を示すと次のとおりである。

図 (略)

(敷地と道路との関係)

第十四条 興行場等の用途に供する建築物の敷地は、当該建築物にある興行場 第十四条 興行場等の用途に供する建築物の敷地は、当該建築物にある興行場 等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当 該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない。

興行場等の定員の合計数(単位人)	道路の幅員(単位メー トル)
三百以下	四
三百一以上六百以下	五
六百一以上九百以下	六
九百一以上千五百以下	八
千五百一以上	+-

長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、 当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上 でなければならない。

興行場等の定員の合計数 (単位人) 道路の幅員(単位メート 旧

場合における当該部分の総席数

- 三 ます席を設ける部分については、当該部分にある一のます席ごとにその 床面積を○・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該ます席の席数 として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 四 桟敷席を設ける部分については、当該部分として使用される桟敷席の区 画ごとにその床面積を○・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該 区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 五 立見席を設ける部分については、当該部分として使用される区画ごとに その床面積を○・二平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席 数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 六 使用形態が特定できない部分については、当該部分として使用される区 画ごとにその床面積を○・五平方メートルで除して得た数値をもつて当該 区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

[解説]

本条は、条例を適用する際の定員の算出方法を規定したものであり、計算 例を示すと次のとおりである。

図 (略)

(敷地と道路との関係)

等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当 該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない。

興行場等の定員の合計数(単位人)	道路の幅員(単位メー
八日勿可少定兵少日时级(中国八	トル)
三百以下	四
三百一以上六百以下	五
六百一以上九百以下	六
九百一以上千五百以下	八
千五百一以上	+

2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の 2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の 長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、 当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上 でなければならない。

> 興行場等の定員の合計数 (単位人) 道路の幅員(単位メート

	新		
ル)			
		一の道路	他の道路
J	九百以下	四	四
J	九百一以上千五百以下	六	四
=	千五百一以上	八	六

- 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の┃3 - 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の 状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合 は、適用しない。

IH		
	ル)	
	一の道路	他の道路
九百以下	四	四
九百一以上千五百以下	六	四
千五百一以上	八	六

П

状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合 は、適用しない。

[解説]

- 本条は、興行場等の用途に供する建築物の敷地について、その定員の合計 数の区分に応じ、敷地が接すべき道路の幅員についての制限とその例外を定 めたものであり、都市計画区域内に限り適用される。
- 二 第一項及び第二項の制限は、興行場等は一般に在館者密度が高く、火災そ の他緊急時に多数の人々が避難でき、しかもその際消防車等の活動を妨げる ことのない幅員をもつ道路に敷地が接することを求めたものである。第一項 は、敷地が一の道路にのみ接する場合で興行場等の定員の合計を段階的に区 分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接し なければならない道路の幅員を定めているものであり、これを図示すれば次 のとおりである。なお、本条は第一項若しくは第二項のいずれかに適合して いれば良い。

図 (略)

|三 第二項は、敷地が二以上の道路に接する場合の規定で、一方向の道路に対 |三 第二項は、敷地が二以上の道路に接する場合の規定で、一方向の道路に対 し二方向以上の道路が敷地に接することは、当然、避難や消防活動上有利で あり、第一項を緩和した規定になっている。興行場等の定員の合計を段階的 に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの三分の一以上が 接しなければならない二以上の道路の幅員を定めたものであり、これを図示 すれば次のとおりである。

図 (略)

四 第三項は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用さ 四 第三項は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用さ れ、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。想定され るケースとしては第五条ただし書の解説と同様である。

(前面空地)

[解説]

- 本条は、興行場等の用途に供する建築物の敷地について、その定員の合計 数の区分に応じ、敷地が接すべき道路の幅員についての制限とその例外を定 めたものであり、都市計画区域内に限り適用される。
- 二 第一項及び第二項の制限は、興行場等は一般に在館者密度が高く、火災そ の他緊急時に多数の人々が避難でき、しかもその際消防車等の活動を妨げる ことのない幅員をもつ道路に敷地が接することを求めたものである。第一項 は、敷地が一の道路にのみ接する場合で興行場等の定員の合計を段階的に区 分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接し なければならない道路の幅員を定めているものであり、これを図示すれば次 のとおりである。なお、本条は第一項若しくは第二項のいずれかに適合して いれば良い。

図 (略)

し二方向以上の道路が敷地に接することは、当然、避難や消防活動上有利で あり、第一項を緩和した規定になっている。興行場等の定員の合計を段階的 に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの三分の一以上が 接しなければならない二以上の道路の幅員を定めたものであり、これを図示 すれば次のとおりである。

図 (略)

れ、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。想定され るケースとしては第五条ただし書の解説と同様である。

(前面空地)

第十五条 興行場等の用途に供する建築物は、その敷地内に、その主要出入口第十五条 興行場等の用途に供する建築物は、その敷地内に、その主要出入口

の前面に沿つた空地(以下「前面空地」という。)を設けなければならな V

- 2 前面空地の面積は、○・一平方メートルに当該建築物にある興行場等の定 2 前面空地の面積は、○・一平方メートルに当該建築物にある興行場等の定 員の合計数を乗じて得た数値以上としなければならない。
- ずれかに該当する建築物の部分(不燃材料で造られた出窓、ひさしその他こ れらに類するものを含む。)を突き出して設けることができる。
- (一) 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当 する建築物の部分
- (二) 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分
- 4 興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興 4 行場等の主要出入口の前面に沿つた空間を前面空地とみなして第一項及び第 二項の規定を適用する。

[解説]

- 本条は、興行場等における前面空地の設置義務を課するとともにその要件 を定めたものであり、都市計画区域内外を問わず適用される。本条の趣旨と しては、興行場等は、その用途上使用する人数が一時的に集中するため通常 の通行及び火災等非常時の避難の安全を確保しようとすることにある。
- 二 前面空地とは、主要出入口における混雑防止及び避難のための空地であ り、その位置は主要出入口の前面に設けなければならない。
- 三 前面空地は、第二項の規定により算出した数値以上の面積が必要であり、 主要出入口の前面に設けることとなるが、第十六条の規定により、主要出入 口は道又は屋外の通路に面しなければならないこととなっているので注意が 必要である。
- 二十四条第二項は、前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分に は、特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当す る建築物の部分又は主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の 建築物の部分を突出して設けることができることとしたものである。

第十五条第三項第一号及び第二十四条第二項第一号の規定は、部分的に木 造化した耐火建築物の適用が可能となるよう、令和四年法改正に伴う令和六 年の条例改正により追加したものである。

「特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当す

の前面に沿つた空地(以下「前面空地」という。)を設けなければならな 11

- 員の合計数を乗じて得た数値以上としなければならない。
- 3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のい 3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が 一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分(不燃材料で造られ た出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。) を突き出して設けるこ とができる。

興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興 行場等の主要出入口の前面に沿つた空間を前面空地とみなして第一項及び第 二項の規定を適用する。

[解説]

- 本条は、興行場等における前面空地の設置義務を課するとともにその要件 を定めたものであり、都市計画区域内外を問わず適用される。本条の趣旨と しては、興行場等は、その用途上使用する人数が一時的に集中するため通常 の通行及び火災等非常時の避難の安全を確保しようとすることにある。
- 二 前面空地とは、主要出入口における混雑防止及び避難のための空地であ り、その位置は主要出入口の前面に設けなければならない。
- 三 前面空地は、第二項の規定により算出した数値以上の面積が必要であり、 主要出入口の前面に設けることとなるが、第十六条の規定により、主要出入 口は道又は屋外の通路に面しなければならないこととなっているので注意が 必要である。
- 四 前面空地は、原則、天空を確保する必要があるが、<mark>第十五条第三項及び第</mark>四 前面空地は、原則、天空を確保する必要があるが、<mark>第三項</mark>は、前面空地の 地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火 基準に適合する準耐火構造の建築物の部分を突出して設けることができるこ ととしたものである。

旧

る建築物」とは、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとし て政令第百八条の三で定める部分以外の部分(特定主要構造部)を耐火構造 とした建築物又は耐火性能検証法や大臣認定により所定の性能を有すること が確認された建築物をいう。

なお、防火上及び避難上支障ないものとして政令第百八条の三で定める部 分の規定は、「耐火建築物」のみ適用を受けることとされており、当該部分 を有する場合は、「耐火建築物」とする必要がある。

階にある場合にはその階の床を地盤面とみなして第一項及び第二項の規定を 適用することとしたものである。

なお、興行場等の主要出入口が避難階にある場合は、その建築物から外部 に通ずる出入口のひとつを主要出入口とみなし、前三項の規定が適用され る。また、本項を適用し、建築物の内部に前面空地を確保した場合は、外部 に確保する必要はない。

図 (略)

(屋外に通ずる出入口等)

- に定めるところによらなければならない。
- 一 出入口は、避難上有効な位置に二以上設けること。
- 二 出入口は、道(都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道 路をいう。第四十四条第二項第一号を除き、以下同じ。)又は屋外の通路 に面すること。
- 三出入口の幅員は、一メートル以上とすること。
- 四 出入口の幅員の合計は、○・ハセンチメートルに当該建築物にある興行 場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、一の建築 物の二以上の階に興行場等がある場合で、次条第三号ただし書に規定する 構造の直通階段を設けるときは、○・八センチメートルに各階の興行場等 の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とす ることができる。
- 2 出入口が面する屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口の幅員の 2 出入口が面する屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口の幅員の 合計以上としなければならない。

五 第四項は、興行場等が、百貨店やビル等複合用途建築物の二階以上又は地五 第四項は、興行場等が、百貨店やビル等複合用途建築物の二階以上又は地 階にある場合にはその階の床を地盤面とみなして第一項及び第二項の規定を 適用することとしたものである。

> なお、興行場等の主要出入口が避難階にある場合は、その建築物から外部 に通ずる出入口のひとつを主要出入口とみなし、前三項の規定が適用され る。また、本項を適用し、建築物の内部に前面空地を確保した場合は、外部 に確保する必要はない。

(屋外に通ずる出入口等)

- 第十六条 興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口は、次の各号 第十六条 興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口は、次の各号 に定めるところによらなければならない。
 - 一 出入口は、避難上有効な位置に二以上設けること。
 - 二 出入口は、道(都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道 路をいう。第四十四条第二項第一号を除き、以下同じ。)又は屋外の通路 に面すること。
 - 三 出入口の幅員は、一メートル以上とすること。
 - 四 出入口の幅員の合計は、○・八センチメートルに当該建築物にある興行 場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、一の建築 物の二以上の階に興行場等がある場合で、次条第三号ただし書に規定する 構造の直通階段を設けるときは、○・八センチメートルに各階の興行場等 の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とす ることができる。
 - 合計以上としなければならない。
 - 前項の通路は、道、公園、広場その他避難上有効な空地に通ずるよう設け 3 前項の通路は、道、公園、広場その他避難上有効な空地に通ずるよう設け

新

なければならない。

4 第一項(第二号及び第四号ただし書を除く。)の規定は、興行場等の用途 4 第一項(第二号及び第四号ただし書を除く。)の規定は、興行場等の用途 に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出 入口でないものについて、準用する。この場合において、同項各号列記以外 の部分中「興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口」とあるの は「興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築」 物の屋外に通ずる出入口でないもの」と、「同項第一号中「二以上」とある のは「二(興行場等の用途に供する部分が避難階にある場合において、当該 興行場等にその用途に供する部分の出入口であつて興行場等の用途に供する 建築物の屋外に通ずる出入口であるものがあるときは、二から当該屋外に通 ずる出入口であるものの数を控除した数)以上」と読み替えるものとする。

「解説」

- たものであり、都市計画区域の内外を問わず適用される。
- 入口を二箇所以上設けることを義務付けたものであり、避難方向が一方向に 偏らないよう避難上有効な位置に設けることとしたものである。
- 図り、一メートル以上を確保することを規定したものである。
- |四 第四号は、定員に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるよう規定したも|四 第四号は、定員に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるよう規定したも のである。
- たものである。
- |六 第四項は一つの建築物の中に複数の興行場等が設置される場合又は興行場||六 第四項は一つの建築物の中に複数の興行場等が設置される場合又は興行場 等以外の用途と複合して設置される場合に、興行場等の用途に供する部分 (一つの客席部に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部) 分)から、その他の部分への出入口を二以上設けなければならないことを規 定したものである。この場合に、興行場等の用途に供する部分から直接屋外 に出ることができる出入口については、その数を減じた数として良いことと した。この場合を図示すれば下のとおりである。

(直通階段の配置等)

第十七条 興行場等の客用の直通階段は、次の各号に定めるところによらなけ開十七条 興行場等の客用の直通階段は、次の各号に定めるところによらなけ ればならない。

旧

なければならない。

に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出 入口でないものについて、準用する。この場合において、同項各号列記以外 の部分中「興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口」とあるの は「興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築 物の屋外に通ずる出入口でないもの」と、「同項第一号中「二以上」とある のは「二(興行場等の用途に供する部分が避難階にある場合において、当該 興行場等にその用途に供する部分の出入口であつて興行場等の用途に供する 建築物の屋外に通ずる出入口であるものがあるときは、二から当該屋外に通 ずる出入口であるものの数を控除した数)以上」と読み替えるものとする。

「解説」

- 一 本条は、興行場等の出入口の数、幅員、設置場所等についての基準を定め├─ 本条は、興行場等の出入口の数、幅員、設置場所等についての基準を定め たものであり、都市計画区域の内外を問わず適用される。
- 入口を二箇所以上設けることを義務付けたものであり、避難方向が一方向に 偏らないよう避難上有効な位置に設けることとしたものである。
- 三 第三号は、平成三年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を | 三 第三号は、平成三年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を 図り、一メートル以上を確保することを規定したものである。
 - のである。
- 五 第二項及び第三項は、出入口が面する屋外の通路の幅員等について規定し|五 第二項及び第三項は、出入口が面する屋外の通路の幅員等について規定し たものである。
 - 等以外の用途と複合して設置される場合に、興行場等の用途に供する部分 (一つの客席部に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部) 分)から、その他の部分への出入口を二以上設けなければならないことを規 定したものである。この場合に、興行場等の用途に供する部分から直接屋外 に出ることができる出入口については、その数を減じた数として良いことと した。この場合を図示すれば下のとおりである。

(直通階段の配置等)

ればならない。

- 一 直通階段は、客席の用途に供する部分の出入口又は客用の廊下等の付近 に配置し、かつ、当該直通階段の一以上は、主要出入口の付近に配置する こと。
- 二 前号の規定により主要出入口の付近に配置された直通階段の幅員の合計 は、次号に規定する幅員の合計の二分の一以上であること。
- 三 各階における直通階段の幅員の合計は、〇・八センチメートルにその直 上階以上の階(地階にあつては、当該階以下の階)の興行場等の定員の合 計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、直通階段を特別避難階段 又は前室若しくはバルコニー付の屋外避難階段としたときは、○・八セン チメートルに興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗 じて得た数値以上とすることができる。
- 四 客席の用途に供する部分から直接進入する場合の直通階段は、特別避難 階段又は屋外避難階段とすること。
- 五 直通階段には、回り段を設けないこと。

「解説〕

- 本条は、興行場等の客席部からの円滑な避難を確保するために直通階段の 配置及び幅員等を定めたものである。第一号及び第二号により興行場等の用 途に供する部分の主要出入口の付近には、必要とされる幅員の二分の一以上 の幅員をもつ直通階段を設置することとしているが、これは一般に避難者が 非常時に最初に避難しようとする方向は、日常的に使用する経路又は出入口 の方向と考えられるためである。
- に設けた規定である。
- 三 らせん階段や折り返し階段の踊り場部分に設けられる回り段は踏み面の寸 三 らせん階段や折り返し階段の踊り場部分に設けられる回り段は踏み面の寸。 法が階段の内側と外側とで異なり、一時に多数の避難者が集中すると転倒す る等の混乱を招く恐れがあるため、第五号により客用の直通階段には回り段 を設けてはならないこととしている。

(客用の廊下等)

- 第十八条 興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければ|第十八条 興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければ ならない。
 - 一 廊下の幅員は、興行場等の定員に応じて次の表の数値以上とすること。 主要出入口に接する廊下その他の廊下の幅員(単 興行場等の定員 (単位人) の幅員(単位センチメー位センチメートル)

- 直通階段は、客席の用途に供する部分の出入口又は客用の廊下等の付近 に配置し、かつ、当該直通階段の一以上は、主要出入口の付近に配置する こと。
- 二 前号の規定により主要出入口の付近に配置された直通階段の幅員の合計 は、次号に規定する幅員の合計の二分の一以上であること。
- 三 各階における直通階段の幅員の合計は、〇・八センチメートルにその直 上階以上の階(地階にあつては、当該階以下の階)の興行場等の定員の合 計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、直通階段を特別避難階段 又は前室若しくはバルコニー付の屋外避難階段としたときは、○・八セン チメートルに興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗 じて得た数値以上とすることができる。
- 四 客席の用途に供する部分から直接進入する場合の直通階段は、特別避難 階段又は屋外避難階段とすること。
- 五 直通階段には、回り段を設けないこと。

[解説]

- 本条は、興行場等の客席部からの円滑な避難を確保するために直通階段の 配置及び幅員等を定めたものである。第一号及び第二号により興行場等の用 途に供する部分の主要出入口の付近には、必要とされる幅員の二分の一以上 の幅員をもつ直通階段を設置することとしているが、これは一般に避難者が 非常時に最初に避難しようとする方向は、日常的に使用する経路又は出入口 の方向と考えられるためである。
- 二 第四号は、火災時に客席部から直接煙が階段室に流入することを防ぐため 二 第四号は、火災時に客席部から直接煙が階段室に流入することを防ぐため に設けた規定である。
 - 法が階段の内側と外側とで異なり、一時に多数の避難者が集中すると転倒す る等の混乱を招く恐れがあるため、第五号により客用の直通階段には回り段 を設けてはならないこととしている。

(客用の廊下等)

- ならない。
- 一 廊下の幅員は、興行場等の定員に応じて次の表の数値以上とすること。 主要出入口に接する廊下その他の廊下の幅員(単 興行場等の定員 (単位人)

新			
	トル)		
三百以下	二百	百二十	
三百一以上	右の数値に興行場等の定	同上	
	員が三百人を超える部分		
	について百人までごとに		
	十を加えて得た数値		

- 二 客席の用途に供する部分の出入口の扉は、前号に規定する幅員の二分の 一以上を妨げないこと。
- 三、廊下の幅員は、原則として避難する方向に向かつて狭くしないこと。
- 四 廊下は、行き止まり状となる部分の長さを十メートル以下とすること。 ただし、行き止まり状の部分の先端付近に避難上有効なバルコニー又はこ れに類するものを設けた場合は、この限りでない。
- 五 廊下に高低差を設ける場合は、次に定めるところによること。
 - イ 傾斜路とする場合は、こう配を十二分の一以下とすること。
 - ロ 階段状とする場合は、各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、け あげは十五センチメートル以下、踏面は三十センチメートル以上とする こと。

旧 トル) 百二十 三百以下 三百一以上 右の数値に興行場等の定同上 員が三百人を超える部分 について百人までごとに 十を加えて得た数値

- 二 客席の用途に供する部分の出入口の扉は、前号に規定する幅員の二分の 一以上を妨げないこと。
- 三 廊下の幅員は、原則として避難する方向に向かつて狭くしないこと。
- 四 廊下は、行き止まり状となる部分の長さを十メートル以下とすること。 ただし、行き止まり状の部分の先端付近に避難上有効なバルコニー又はこ れに類するものを設けた場合は、この限りでない。
- 五 廊下に高低差を設ける場合は、次に定めるところによること。
 - イ 傾斜路とする場合は、こう配を十二分の一以下とすること。
- ロ 階段状とする場合は、各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、け あげは十五センチメートル以下、踏面は三十センチメートル以上とする こと。

「解説〕

る。

− 本条は、興行場等の客用の廊下の幅員及び構造等について定めたものであ|-

なお、客用の廊下とは、避難経路に使用される廊下のみならず、それらと形 態的に一体となっている部分も含むものである。

- 二 第一号は、興行場等の定員に応じた廊下幅を規定している。 なお、その他の廊下とは、長さ、配置、形態等が便所等へ行くためだけの局 部的な廊下で、緊急時に避難する人が使用しないことが明らかなものであ
- |三 第三号は、第一号により必要幅を確保した廊下で、柱型など局部的に狭く||三 第三号は、第一号により必要幅を確保した廊下で、柱型など局部的に狭く なるものを除いて避難方向に狭くしてはならないこととしている。
- 四 第四号は、避難経路に不慣れな避難者が廊下の出口のない部分に迷い込む 四 第四号は、避難経路に不慣れな避難者が廊下の出口のない部分に迷い込む ことがないよう設けた規定である。

これを図示すれば次のとおりである。

図(略)

「解説〕

本条は、興行場等の客用の廊下の幅員及び構造等について定めたものであ

なお、客用の廊下とは、避難経路に使用される廊下のみならず、それらと形 態的に一体となっている部分も含むものである。

- 二 第一号は、興行場等の定員に応じた廊下幅を規定している。
- なお、その他の廊下とは、長さ、配置、形態等が便所等へ行くためだけの局 部的な廊下で、緊急時に避難する人が使用しないことが明らかなものであ る。
- なるものを除いて避難方向に狭くしてはならないこととしている。
- ことがないよう設けた規定である。

これを図示すれば次のとおりである。

図 (略)

(客席の用途に供する部分の出入口)

(客席の用途に供する部分の出入口)

- 第十八条の二、興行場等の客席の用途に供する部分の出入口は、当該出入口の「第十八条の二、興行場等の客席の用途に供する部分の出入口は、当該出入口の 設けられた客席の用途に供する部分ごとに次の各号に定めるところによらな ければならない。
 - 一 出入口の数は、客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて次の表に定 める数以上とすること。

客席の用途に供する部分ごとの定員(単位	出入口の数
人)	
三十以下	_
三十一以上三百以下	
三百一以上六百以下	11
六百一以上千以下	四
千一以上千五百以下	五
千五百一以上	六

- 二 出入口を二以上設ける場合は、避難上有効に配置すること。
- 三、出入口の幅員は、一メートル以上とすること。
- 四 出入口の幅員の合計は、○・八センチメートルに客席の用途に供する部 分ごとの定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

「解説〕

- 本条は、客席の用途に供する部分から直接出ることができる出入口につい|- 本条は、客席の用途に供する部分から直接出ることができる出入口につい て規定したものであるが、客席部が上下二層に分かれているなど直接相互に 行き来できない別々の部分に分かれている場合は、それぞれの区画ごとに各 号を適用する。
- 二 第一号は客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて必要な出入口の数を 二 第一号は客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて必要な出入口の数を 規定したものであるが、あらゆる客席からの二方向避難を確保するという原 則から、客席部からの出入口は最低二つは必要である。しかし、一で述べた とおり各区画ごとに適用を受けるため、ボックス席等の極めて小規模な客席 部に対しては二つの出入口を設けることは事実上困難であり、その必要性も 低いことから、定員が三十人以下の部分は一か所で良いこととしている。
- 三 第二号は、複数の出入口が火災による煙、熱等により同時に使用できなく 三 第二号は、複数の出入口が火災による煙、熱等により同時に使用できなく なることがないように、互いに十分離してかつ避難上有効な位置に設置する よう規定したものである。
- 四 第三号は、平成三年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を 四 第三号は、平成三年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を 図り、一メートル以上を確保することを規定したものである。

- 設けられた客席の用途に供する部分ごとに次の各号に定めるところによらな ければならない。
- 一 出入口の数は、客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて次の表に定 める数以上とすること。

客席の用途に供する部分ごとの定員(単位	出入口の数
人)	
三十以下	
三十一以上三百以下	<u> </u>
三百一以上六百以下	11]
六百一以上千以下	四
千一以上千五百以下	五
千五百一以上	六

- 二 出入口を二以上設ける場合は、避難上有効に配置すること。
- 三、出入口の幅員は、一メートル以上とすること。
- 四 出入口の幅員の合計は、○・八センチメートルに客席の用途に供する部 分ごとの定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

「解説〕

- て規定したものであるが、客席部が上下二層に分かれているなど直接相互に 行き来できない別々の部分に分かれている場合は、それぞれの区画ごとに各 号を適用する。
- 規定したものであるが、あらゆる客席からの二方向避難を確保するという原 則から、客席部からの出入口は最低二つは必要である。しかし、一で述べた とおり各区画ごとに適用を受けるため、ボックス席等の極めて小規模な客席 部に対しては二つの出入口を設けることは事実上困難であり、その必要性も 低いことから、定員が三十人以下の部分は一か所で良いこととしている。
- なることがないように、互いに十分離してかつ避難上有効な位置に設置する よう規定したものである。
- 図り、一メートル以上を確保することを規定したものである。

したものである。

(客席の構造)

- ればならない。
 - ─ いす席については、いすの前後間隔(前席いすの最後部と後席いすの最 前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。)を水平投影 距離で三十五センチメートル以上とすること。
 - 二 立見席については、立見席以外の客席の後方に配置し、縦通路に面する
 - 三 立見席の前面及び主階以外にある客席の前面には、高さ七十五センチメ ートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に 広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限 りでない。
 - 四 段床に客席を設ける場合で前段との高さの差が五十センチメートル以上 あるときは、当該客席の前面に高さ七十五センチメートル以上の手すりを 設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等によ り安全上支障がないときは、この限りでない。

「解説」

- 本条は、避難の安全性を確保するため、客席の構造を規定したものであ
- 二 第一号で規定する、いす席の場合のいすの前後間隔の測定は、人が着席し□ 第一号で規定する、いす席の場合のいすの前後間隔の測定は、人が着席し ていない状態で行い、座る部分が自動的に跳ね上がるタイプでは、跳ね上が った状態で測定する。
- 難路としての確保が困難であるので、客席部の後方に配置し、縦通路に面す ることとした規定である。
- |四 第三号は、立見席の前面には安全上及び境界の明確化のために、また、主||四 第三号は、立見席の前面には安全上及び境界の明確化のために、また、主 階以外の客席の前面には落下防止のために、高さ七十五センチメートル以上 の手すりの設置を義務づけたものである。

図(略)

(客席の用途に供する部分の通路の配置等)

第十八条の四 興行場等の客席がいす席の場合の客席の用途に供する部分の通常十八条の四 興行場等の客席がいす席の場合の客席の用途に供する部分の通

五 第四号は、通過人数に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるように規定 五 第四号は、通過人数に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるように規定 したものである。

(客席の構造)

- 第十八条の三 興行場等の客席の構造は、次の各号に定めるところによらなけ 第十八条の三 興行場等の客席の構造は、次の各号に定めるところによらなけ ればならない。
 - 一 いす席については、いすの前後間隔(前席いすの最後部と後席いすの最) 前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。)を水平投影 距離で三十五センチメートル以上とすること。
 - 二 立見席については、立見席以外の客席の後方に配置し、縦通路に面する
 - 三 立見席の前面及び主階以外にある客席の前面には、高さ七十五センチメ ートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に 広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限 りでない。
 - 四 段床に客席を設ける場合で前段との高さの差が五十センチメートル以上 あるときは、当該客席の前面に高さ七十五センチメートル以上の手すりを 設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等によ り安全上支障がないときは、この限りでない。

- 本条は、避難の安全性を確保するため、客席の構造を規定したものであ
- ていない状態で行い、座る部分が自動的に跳ね上がるタイプでは、跳ね上が った状態で測定する。
- 三 第二号は立見席を設ける場合は、側方の縦通路の一部を立見席とすると避 |三 第二号は立見席を設ける場合は、側方の縦通路の一部を立見席とすると避 難路としての確保が困難であるので、客席部の後方に配置し、縦通路に面す ることとした規定である。
 - 階以外の客席の前面には落下防止のために、高さ七十五センチメートル以上 の手すりの設置を義務づけたものである。

図 (略)

(客席の用途に供する部分の通路の配置等)

路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 客席の横列の八席(いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えると きは、一センチメートルを増すごとに八席に一席を加えた席数とし、二十 席を限度とする。) までごとに両側に縦通路を設けること。ただし、縦通 路によつて区分されることとなる客席の横列が四席(いすの前後間隔が三 十五センチメートルを超えるときは、二センチメートルを増すごとに四席 に一席を加えた席数とし、十席を限度とする。)以下の場合は、客席の片 側のみに縦通路を設けることができる。
- 二 縦通路の幅員は、客席がその両側にある場合にあつては八十センチメー トル以上、客席がその片側のみにある場合にあつては六十センチメートル 以上とすること。
- 三 客席の縦列の二十席までごとに横通路を設け、その幅員は、一メートル 以上とすること。
- 四 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席の用途に供す る部分の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部及び最後部から 横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下 のときは、この限りでない。
- 五 横通路の両端は、客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。た だし、客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のと きは、この限りでない。
- 2 客席の用途に供する部分の両側に幅員が八十センチメートル以上の縦通路 2 客席の用途に供する部分の両側に幅員が八十センチメートル以上の縦通路 を設け、かつ、次の表に定めるところにより、横列の客席数及びいすの前後 間隔に応じて、縦列の客席数ごとに客席の用途に供する部分の両側に出入口 を設けた場合は、前項の規定は、適用しない。この場合において、横列の客 席数は、六十席を招えてはならかい

対象は、ハー川を超んではなりなど。			
横列の客席数	いすの前後間隔(単位セン	一の出入口を設ける縦	
(例)(V) 各所数	チメートル)	列の客席数	
八席以下	三十五以上	十五席以下	
九席以上十二席以 下	四十以上	十席以下	
十三席以上二十席 以下	五十以上	六席以下	
二十一席以上三十	六十以上	四席以下	

路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 客席の横列の八席(いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えると きは、一センチメートルを増すごとに八席に一席を加えた席数とし、二十 席を限度とする。) までごとに両側に縦通路を設けること。ただし、縦通 路によって区分されることとなる客席の横列が四席(いすの前後間隔が三 十五センチメートルを超えるときは、二センチメートルを増すごとに四席 に一席を加えた席数とし、十席を限度とする。) 以下の場合は、客席の片 側のみに縦通路を設けることができる。
- 二 縦通路の幅員は、客席がその両側にある場合にあつては八十センチメー トル以上、客席がその片側のみにある場合にあつては六十センチメートル 以上とすること。
- 三 客席の縦列の二十席までごとに横通路を設け、その幅員は、一メートル 以上とすること。
- 四 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席の用途に供す る部分の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部及び最後部から 横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下 のときは、この限りでない。
- 五 横通路の両端は、客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。た だし、客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のと きは、この限りでない。
- を設け、かつ、次の表に定めるところにより、横列の客席数及びいすの前後 間隔に応じて、縦列の客席数ごとに客席の用途に供する部分の両側に出入口 を設けた場合は、前項の規定は、適用しない。この場合において、横列の客 席数は、六十席を超えてはならない。

横列の客席数	いすの前後間隔(単位セン チメートル)	一の出入口を設ける縦 列の客席数
八席以下	三十五以上	十五席以下
九席以上十二席以 下	四十以上	十席以下
十三席以上二十席 以下	五十以上	六席以下
二十一席以上三十	六十以上	四席以下

新			
席以下			
三十一席以上四十 席以下		三席以下	
四十一席以上六十 席以下	六十以上	二席以下	

- 3 興行場等の客席がます席の場合は、当該ます席は、幅員が四十センチメー 3 興行場等の客席がます席の場合は、当該ます席は、幅員が四十センチメー トル以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。
- 4 通路を傾斜路とする場合は、こう配を十分の一(滑り止め等を設けたとき 4 通路を傾斜路とする場合は、こう配を十分の一(滑り止め等を設けたとき は、八分の一)以下としなければならない。
- 席の構造上やむを得ない場合は、通路を階段状とすることができる。この場 合において、階段状の通路は、次の各号に定めるところによらなければなら ない。
- 一 各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十八センチメート ル以下、踏面は二十六センチメートル以上とすること。
- 二 通路の高低差が三メートルまでごとに、横通路又は廊下等に連絡するず い道に通じていること。ただし、通路のこう配が五分の一以下の場合は、 この限りでない。

[解説]

- 第一項はいす席を設ける場合の客席部分の通路の配置等について規定した| ものである。

第一号及び第二号は、客席の横列の一定の座席以内ごとに縦通路を配置し なければならない事及びその最低幅員を定めている。

第三号は客席の縦列の二十席以内ごとに幅員一メートル以上の横通路を設 けなければならないとしている。

第四号及び第五号により、縦通路は横通路及び客席部の出入口に直通しな ければならないことを、横通路は客席部の出入口に直通しなければならない ことを規定している。この場合、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は 客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、行 き止まりの通路を許容している。また、ただし書の客用の用途に供する部分 の出入口までの長さとは、縦通路と横通路の中心線が交差する点から出入口 までの距離である。

I⊢				
	席以下			
	三十一席以上四十 席以下		三席以下	
	四十一席以上六十 席以下	六十以上	二席以下	

 Π

- トル以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。
- は、八分の一)以下としなければならない。
- 5 通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する場合その他客 5 通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する場合その他客 席の構造上やむを得ない場合は、通路を階段状とすることができる。この場 合において、階段状の通路は、次の各号に定めるところによらなければなら ない。
 - 一 各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十八センチメート ル以下、踏面は二十六センチメートル以上とすること。
 - 二 通路の高低差が三メートルまでごとに、横通路又は廊下等に連絡するず い道に通じていること。ただし、通路のこう配が五分の一以下の場合は、 この限りでない。

[解説]

第一項はいす席を設ける場合の客席部分の通路の配置等について規定した ものである。

第一号及び第二号は、客席の横列の一定の座席以内ごとに縦通路を配置し なければならない事及びその最低幅員を定めている。

第三号は客席の縦列の二十席以内ごとに幅員一メートル以上の横通路を設 けなければならないとしている。

第四号及び第五号により、縦通路は横通路及び客席部の出入口に直通しな ければならないことを、横通路は客席部の出入口に直通しなければならない ことを規定している。この場合、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は 客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、行 き止まりの通路を許容している。また、ただし書の客用の用途に供する部分 の出入口までの長さとは、縦通路と横通路の中心線が交差する点から出入口 までの距離である。

第二項の規定は、客席部の両側に縦通路のみを設けた客席配置形式(コン 二 第二項の規定は、客席部の両側に縦通路のみを設けた客席配置形式(コン

チネンタル形式と呼ばれるもの)の規定である。この形式の場合、横列の客 席数が増加するにしたがっていすの前後間隔を広くし、出入口を設ける間隔 も短くすることによって、第一項と同等の避難上の安全性を確保しようとす るものであり、第二項によった場合は第一項の規定は適用しない。

三 第五項は、通路に段を設けることを原則禁止し、やむを得ず段を設ける場 IE 第五項は、通路に段を設けることを原則禁止し、やむを得ず段を設ける場 合の規定である。

図 (略)

第十九条から第二十一条まで 削除

(客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画)

- に供する部分(当該部分の床面積が百平方メートル以下のものを除く。)と 客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する準耐火構 造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防炎幕を設ける等防火上有効な設 備を設けなければならない。
- 2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床 2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床 に達する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、そ の開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型ス プリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の 効力を有する設備を設けなければならない。

「解説」

なお、舞台(花道を除く。)の用途に供する部分が百平方メートル以下の 小規模な映画館、ホール等は客席数も限られ、安全上及び避難上支障がない と考えられるため本条の適用をしないものとしたものである。

二 第一項は、定員が三百人を超える興行場等については、舞台部分と客席部 二 第一項は、定員が三百人を超える興行場等については、舞台部分と客席部 分とを区画するため、政令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に 適合する準耐火構造の額壁を設けるとともに、その開口部には防炎幕等を設 けなければならないものとし、第二項においては、定員が千五百人を超える ものの開口部には、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁及び自動 閉鎖式の特定防火設備等を設けなければならないものとした。

(主階が避難階以外の階にある興行場等の構造)

チネンタル形式と呼ばれるもの)の規定である。この形式の場合、横列の客 席数が増加するにしたがっていすの前後間隔を広くし、出入口を設ける間隔 も短くすることによって、第一項と同等の避難上の安全性を確保しようとす るものであり、第二項によった場合は第一項の規定は適用しない。

合の規定である。

図 (略)

第十九条から第二十一条まで 削除

(客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画)

- 第二十二条 定員が三百人を超える興行場等は、舞台(花道を除く。)の用途(第二十二条 定員が三百人を超える興行場等は、舞台(花道を除く。)の用途 に供する部分(当該部分の床面積が百平方メートル以下のものを除く。)と 客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する準耐火構 造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防炎幕を設ける等防火上有効な設 備を設けなければならない。
 - に達する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、そ の開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型ス プリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の 効力を有する設備を設けなければならない。

「解説」

本条は、興行場等の客席部と舞台部との防火区画について定めたものであー 本条は、興行場等の客席部と舞台部との防火区画について定めたものであ

なお、舞台(花道を除く。)の用途に供する部分が百平方メートル以下の 小規模な映画館、ホール等は客席数も限られ、安全上及び避難上支障がない と考えられるため本条の適用をしないものとしたものである。

分とを区画するため、政令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に 適合する準耐火構造の額壁を設けるとともに、その開口部には防炎幕等を設 けなければならないものとし、第二項においては、定員が千五百人を超える ものの開口部には、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁及び自動 閉鎖式の特定防火設備等を設けなければならないものとした。

(主階が避難階以外の階にある興行場等の構造)

第二十二条の二 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物 第二十二条の二 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物

(法第二十七条第一項の規定に適合するもの(政令第百十条第二号に掲げる 基準に適合するものに限る。)を除く。)は、耐火建築物としなければなら ない。ただし、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものにつ いては、この限りでない。

- 前項の規定の適用については、政令第百九条の八に定める部分が二以上あ る建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。
- 3 第一項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分 2 とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、そ の開口部には、政令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備を設け なければならない。

[解説]

- 本条は、興行場等の主階が避難階以外にある建築物の防火及び避難上の安一 全を確保するために設けた規定である。
- 築物としなければならないとしたものである。ただし、政令第百十条第二号 に掲げる基準に適合する建築物及び階数が三以下で延べ面積が二百平方メー トル未満の建築物は、適用除外とするものである。
- 三 第二十二条の二第二項及び第三十四条第二項は、政令第百九条の八に定め る部分(火熱遮断壁等)で防火上分棟的に区画された場合は、第二十二条の 二第一項及び第三十四条第一項の規定の適用について二以上の部分を別の建 築物と取り扱うことを可能とするものである。これは、令和四年の法改正に より、防火上分棟的に区画された場合に法第二十七条等について、二以上の 部分を別の建築物として取り扱うことを可能とされたことを受け、令和六年 条例改正により、同様に創設したものである。
- <mark>四 第三項は、第一項の</mark>建築物で他の用途との複合建築物の場合に興行場等の <mark>三 第二項は、このような</mark>建築物で他の用途との複合建築物の場合に興行場等 用途に供する部分を政令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に適 合する準耐火構造の床又は壁で異種用途区画と同等の防火区画を義務づけた ものであり、開口部には常時閉鎖又は煙感知器連動の特定防火設備の設置を 義務づけている。

図 (略)

(興行場等に係る規定の適用除外)

第二十二条の三。この節の規定は、知事が興行場等の用途に供する建築物の位。第二十二条の三。この節の規定は、知事が興行場等の用途に供する建築物の位 置、建築材料、構造方法等についてこの節の規定に定める基準による場合と

(法第二十七条第一項の規定に適合するもの(政令第百十条第二号に掲げる 基準に適合するものに限る。) を除く。) は、耐火建築物としなければなら ない。ただし、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものにつ いては、この限りでない。

前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分と を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その 開口部には、政令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備を設けな ければならない。

[解説]

- 本条は、興行場等の主階が避難階以外にある建築物の防火及び避難上の安 全を確保するために設けた規定である。
- 二 第一項は、このような建築物は防火及び避難上安全性が劣るため、耐火建 |二 第一項は、このような建築物は防火及び避難上安全性が劣るため、耐火建 築物としなければならないとしたものである。ただし、政令第百十条第二号 に掲げる基準に適合する建築物及び階数が三以下で延べ面積が二百平方メー トル未満の建築物は、適用除外とするものである。

の用途に供する部分を政令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に 適合する準耐火構造の床又は壁で異種用途区画と同等の防火区画を義務づけ たものであり、開口部には常時閉鎖又は煙感知器連動の特定防火設備の設置 を義務づけている。

(興行場等に係る規定の適用除外)

置、建築材料、構造方法等についてこの節の規定に定める基準による場合と

同等以上に安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合は、適用しな

同等以上に安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合は、適用しな

「解説」

本条は、特殊な構造方法等による興行場等の出現に対応するため、この節 によるものと同等以上に、安全上、防火上及び避難上支障がないと知事が認 める場合には、興行場等に係る各規定を適用しないことができるとしたもの であり、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

「解説〕

本条は、特殊な構造方法等による興行場等の出現に対応するため、この節 によるものと同等以上に、安全上、防火上及び避難上支障がないと知事が認 める場合には、興行場等に係る各規定を適用しないことができるとしたもの であり、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット

(敷地と道路との関係)

第二十三条 物品販売業を営む店舗及び百貨店(以下「物品販売業を営む店舗 第二十三条 物品販売業を営む店舗及び百貨店(以下「物品販売業を営む店舗 等」という。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メート ルを超えるものの敷地は、当該床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以 上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなけれ ばならない。

その用途に供する部分の床面積の合 計(単位平方メートル)	道路の幅員(単位メートル)
五百を超え千以内のもの	五
千を超え二千以内のもの	六
二千を超え三千以内のもの	八
三千を超えるもの	+

築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の 当該道路の幅員は、当該建築物のその用途に供する部分の床面積の合計に応 じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

その用途に供する部分の床面積の合計(単位	道路の幅員	`
平方メートル)	一の道路	他の道路
五百を超え千以内のもの	四	四
千を超え二千以内のもの	五	四
二千を超え三千以内のもの	六	五.
三千を超えるもの	八	六

第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット

(敷地と道路との関係)

等」という。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メート ルを超えるものの敷地は、当該床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以 上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなけれ ばならない。

その用途に供する部分の床面積の合 計(単位平方メートル)	道路の幅員(単位メートル)
五百を超え千以内のもの	五
千を超え二千以内のもの	六
二千を超え三千以内のもの	八
三千を超えるもの	+

前項の規定にかかわらず、物品販売業を営む店舗等の用途に供する当該建 2 前項の規定にかかわらず、物品販売業を営む店舗等の用途に供する当該建 築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の 当該道路の幅員は、当該建築物のその用途に供する部分の床面積の合計に応 じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

その用途に供する部分の床面積の合計(単	道路の幅員	(単位メート
での用述に供りる部分の床面積の合計(単 平方メートル)	ル	·)
	一の道路	他の道路
五百を超え千以内のもの	匹	四
千を超え二千以内のもの	五	四
二千を超え三千以内のもの	六	五.
三千を超えるもの	八	六

3 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の 3 状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合 は、適用しない。

旧 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の 状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合

[解説]

- 本条は、物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地について、 その用途に供する部分(倉庫又は事務室など、当該用途に附属する部分を含 む。次条から第二十五条において同じ。)の床面積(同一敷地内に二以上の 建築物がある場合は、その用途に供する部分の床面積の合計)の規模に応 じ、それぞれその敷地が接すべき道路の幅員についての制限とその例外を定 めたものであり、都市計画区域内に限り適用されるものである。
- 二 第一項及び第二項の制限は、一般にこの種の建築物は収容可能人数が多 く、火災その他緊急時に多数の人々が避難でき、しかもその際、消防車等の 活動を妨げることのない幅員をもつ道路に敷地が接することを求めたもので ある。第一項は、敷地が一の道路にのみ接する場合で、物品販売業を営む店 舗等の用途に供する部分の床面積の合計を段階的に区分し、その区分ごとに それぞれ当該敷地の外周長さの七分の一以上が接しなければならない道路の 幅員を定めたものであり、これを図示すれば次のとおりである。なお、本条 は第一項若しくは第二項のいずれかに適合していれば良い。

図 (略)

- |三 第二項は、敷地が二以上の道路に接する場合の規定で、一方向の道路に対 |三 第二項は、敷地が二以上の道路に接する場合の規定で、一方向の道路に対 し二方向以上の道路が敷地に接することは、当然、避難や消防活動上有利で あり、第一項の規定を緩和した規定となっている。その用途に供する部分の 床面積の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の 長さの三分の一以上が接しなければならない二以上の道路の幅員を定めたも のである。
- 四 第三項は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用さ 四 第三項は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用さ れ、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものであり、想定され るケースとしては第五条ただし書と同様である。

(物品販売業を営む店舗等の前面空地)

第二十四条 物品販売業を営む店舗等で、その用途に供する部分の床面積の合|第二十四条 物品販売業を営む店舗等で、その用途に供する部分の床面積の合 計が五百平方メートルを超えるものは、その敷地内に幅員が主要出入口の幅 員の二倍以上で、かつ、奥行が二メートル(その用途に供する部分の床面積

[解説]

は、適用しない。

- 本条は、物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地について、 その用途に供する部分(倉庫又は事務室など、当該用途に附属する部分を含 む。次条から第二十五条において同じ。)の床面積(同一敷地内に二以上の 建築物がある場合は、その用途に供する部分の床面積の合計)の規模に応 じ、それぞれその敷地が接すべき道路の幅員についての制限とその例外を定 めたものであり、都市計画区域内に限り適用されるものである。
- 二 第一項及び第二項の制限は、一般にこの種の建築物は収容可能人数が多 く、火災その他緊急時に多数の人々が避難でき、しかもその際、消防車等の 活動を妨げることのない幅員をもつ道路に敷地が接することを求めたもので ある。第一項は、敷地が一の道路にのみ接する場合で、物品販売業を営む店 舗等の用途に供する部分の床面積の合計を段階的に区分し、その区分ごとに それぞれ当該敷地の外周長さの七分の一以上が接しなければならない道路の 幅員を定めたものであり、これを図示すれば次のとおりである。なお、本条 は第一項若しくは第二項のいずれかに適合していれば良い。

図 (略)

- し二方向以上の道路が敷地に接することは、当然、避難や消防活動上有利で あり、第一項の規定を緩和した規定となっている。その用途に供する部分の 床面積の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の 長さの三分の一以上が接しなければならない二以上の道路の幅員を定めたも のである。
- れ、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものであり、想定され るケースとしては第五条ただし書と同様である。

(物品販売業を営む店舗等の前面空地)

計が五百平方メートルを超えるものは、その敷地内に幅員が主要出入口の幅 員の二倍以上で、かつ、奥行が二メートル(その用途に供する部分の床面積 の合計が千平方メートルを超えるものは、奥行が三メートル)以上の前面空 の合計が千平方メートルを超えるものは、奥行が三メートル)以上の前面空 <

地を設けなければならない。

- 2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のい 2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が ずれかに該当する建築物の部分(不燃材料で造られた出窓、ひさしその他こ れらに類するものを含む。)を突き出して設けることができる。
- 一) 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当す る建築物の部分
- 二) 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分

「解説」

本条は、物品販売業を営む店舗等における前面空地の設置義務と要件等に ついて定めたもので、都市計画区域内外を問わず適用される。

前面空地は、第十五条に定めるとおり、避難上及び出入口の混雑防止上の ための配慮であり、その位置は主要出入口の前面に設けなければならない。 第二項の適用については、第十五条第三項と同様である。

(物品販売業を営む店舗等の主要出入口)

|第二十五条||物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員||第二十五条|||物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員| 三メートル以上の避難上有効な空地に面し、かつ、当該主要出入口の幅員 は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方 メートル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超え るものにあつては三メートル以上としなければならない。

「解説」

- 本条は、物品販売業を営む店舗等の主要出入口について定めたものであ り、都市計画区域内外を問わず適用される。
- 入口は、道又は道に通ずる幅員三メートル以上の避難上有効な空地に面し、 その主要出入口の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方 メートルを超え千平方メートル以内のものにあっては二メートル以上、千平 方メートルを超えるものにあっては三メートル以上としなければならないと 定めたものである。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

三 本条は、前条と関連性があり、ここでそれを図示すれば次のとおりであ

なお、主要出入口の幅は一の開口寸法で確保することが望ましいが、方立 て等により仕切られた出入口を同一外壁面に連続して設けた場合はその合計

地を設けなければならない。

一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分(不燃材料で造られ た出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を突き出して設けるこ とができる。

旧

「解説」

本条は、物品販売業を営む店舗等における前面空地の設置義務と要件等に ついて定めたもので、都市計画区域内外を問わず適用される。

前面空地は、第十五条に定めるとおり、避難上及び出入口の混雑防止上の ための配慮であり、その位置は主要出入口の前面に設けなければならない。

(物品販売業を営む店舗等の主要出入口)

三メートル以上の避難上有効な空地に面し、かつ、当該主要出入口の幅員 は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方 メートル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超え るものにあつては三メートル以上としなければならない。

「解説〕

- 本条は、物品販売業を営む店舗等の主要出入口について定めたものであ り、都市計画区域内外を問わず適用される。
- 二 床面積の合計が百平方メートルを超える物品販売業を営む店舗等の主要出 二 床面積の合計が百平方メートルを超える物品販売業を営む店舗等の主要出 入口は、道又は道に通ずる幅員三メートル以上の避難上有効な空地に面し、 その主要出入口の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方 メートルを超え千平方メートル以内のものにあっては二メートル以上、千平 方メートルを超えるものにあっては三メートル以上としなければならないと 定めたものである。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

三 本条は、前条と関連性があり、ここでそれを図示すれば次のとおりであ

なお、主要出入口の幅は一の開口寸法で確保することが望ましいが、方立 て等により仕切られた出入口を同一外壁面に連続して設けた場合はその合計

でよい。また、本条の規定にかかわらず、主要出入口から道まで、政令第百 二十八条の規定による敷地内の通路が必要となる。

図 (略)

(物品販売業を営む店舗等の通路)

第二十六条 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の一の階が物品の|第二十六条 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の一の階が物品の 売場の用途に供する階でその用途に供する部分の床面積の合計が次の表の上 欄に掲げる数値の建築物は、その用途に供する部分に当該下欄に掲げる数値 以上の幅員を有する避難上有効な通路を設けなければならない。

売場の用	日途に供する部分の床面積 平方メートル)	(単位	幅員(単位メートル)
地上階	五百を超え千以内のもの		一・六
地工階	千を超えるもの		二・四
地階	五百を超えるもの		二・四

飲食店又は物品販売業の用途に供する建築物の一の階において、共用通路 2 に面して固定された壁でそれぞれ独立して区画された飲食店又は物品販売業 を営む店舗が集合する場合は、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供 する部分(集合する各店舗の面する共用通路の部分を含む。)のそれぞれの 床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物のその階の共用通路の幅員 は、両側に店舗の客用の出入口を有する共用通路にあつては三メートル以 上、その他の共用通路(通常客が通行しないもの及び便所、喫煙所等の専用 のものを除く。)にあつては二メートル以上としなければならない。

「解説」

- 中規模以上の物品販売業を営む店舗等の売場に避難上有効な通路を確保 し、また飲食店や物品販売業を営む店舗が集合する集合店舗内の共用通路の 幅員を規定するものである。
- により、その床面積の区分に応じて売場内の通路幅を規定し、第二項は、飲 食店や物品販売業を営む店舗の集合体(集合店舗)で各店舗が固定壁等で独 立して区画されたものについては、集合店舗及び通路を含む床面積が五百平 方メートルを超えるものは、主要な共用通路幅を三メートル以上その他の共 用通路をニメートル以上とする規定である。

これを図示すると下のとおりである。

図 (略)

でよい。また、本条の規定にかかわらず、主要出入口から道まで、政令第百 二十八条の規定による敷地内の通路が必要となる。

図 (略)

(物品販売業を営む店舗等の通路)

売場の用途に供する階でその用途に供する部分の床面積の合計が次の表の上 欄に掲げる数値の建築物は、その用途に供する部分に当該下欄に掲げる数値 以上の幅員を有する避難上有効な通路を設けなければならない。

売場の用	用途に供する部分の床面積 平方メートル)	(単位	幅員(単位メートル)
地上階	五百を超え千以内のもの		一• 六
地上階	千を超えるもの		二・四
地階	五百を超えるもの		二・四

飲食店又は物品販売業の用途に供する建築物の一の階において、共用通路 に面して固定された壁でそれぞれ独立して区画された飲食店又は物品販売業 を営む店舗が集合する場合は、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供 する部分(集合する各店舗の面する共用通路の部分を含む。)のそれぞれの 床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物のその階の共用通路の幅員 は、両側に店舗の客用の出入口を有する共用通路にあつては三メートル以 上、その他の共用通路(通常客が通行しないもの及び便所、喫煙所等の専用 のものを除く。)にあつては二メートル以上としなければならない。

「解説」

- 中規模以上の物品販売業を営む店舗等の売場に避難上有効な通路を確保 し、また飲食店や物品販売業を営む店舗が集合する集合店舗内の共用通路の 幅員を規定するものである。
- 二 第一項の規定は、売場の用途に供する部分の床面積及び地上階・地階の別□二 第一項の規定は、売場の用途に供する部分の床面積及び地上階・地階の別□ により、その床面積の区分に応じて売場内の通路幅を規定し、第二項は、飲 食店や物品販売業を営む店舗の集合体(集合店舗)で各店舗が固定壁等で独 立して区画されたものについては、集合店舗及び通路を含む床面積が五百平 方メートルを超えるものは、主要な共用通路幅を三メートル以上その他の共 用通路を二メートル以上とする規定である。

これを図示すると下のとおりである。

図 (略)

(マーケットの出入口及び通路)

- 第二十七条 マーケットの客用の出入口及び屋内の通路は、次の各号に定める|第二十七条 マーケットの客用の出入口及び屋内の通路は、次の各号に定める ところによらなければならない。
 - 一 出入口及び屋内の通路の幅員は、三メートル以上とすること。
 - 二 出入口は、避難上有効な位置に二つ以上設けること。
 - 三 出入口は、道又は道に通じている空地(幅員が出入口の幅員より大きい ものに限る。) に面すること。

[解説]

本条は、マーケットの客用の出入口及び屋内通路の配置とその要件につい て定めたのであって、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。 これを図示すれば次のとおりである。

なお、本条におけるマーケットとは、テナントビルのように管理主体のあ る建築物に複数の店舗が入居する、いわゆる集合店舗とは異なり、所有権等 が戸別にある店舗が集合し、通路や屋外への出入口を共有している形式のも のをいう。

図 (略)

第二十八条及び第二十九条 削除

第五節 公衆浴場

(ボイラー室等の区画等)

用する室等をいう。)は、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は特定 防火設備で区画するとともに、当該公衆浴場の主要構造部のうち当該区画内 にある柱及びはりは、耐火構造としなければならない。

「解説〕

本条は、浴室に給湯するために火気を使用する室とその他の部分を、耐火 構造の構造体等により防火区画し、在館者が安全に避難できかつ建築物の倒 壊及び延焼を防止することを目的としている。

耐火構造の床及び壁等で防火区画し、かつ当該区画内にある主要構造部の うち倒壊を防止するため重要な柱及びはりも耐火構造とするものである。

第三十一条 削除

(火消場等)

第三十二条 浴室に給湯するために薪等を燃料として使用する公衆浴場には、「第三十二条 浴室に給湯するために薪等を燃料として使用する公衆浴場には、

(マーケットの出入口及び通路)

ところによらなければならない。

旧

- 一 出入口及び屋内の通路の幅員は、三メートル以上とすること。
- 二 出入口は、避難上有効な位置に二つ以上設けること。
- 三 出入口は、道又は道に通じている空地(幅員が出入口の幅員より大きい ものに限る。) に面すること。

[解説]

本条は、マーケットの客用の出入口及び屋内通路の配置とその要件につい て定めたのであって、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。

これを図示すれば次のとおりである。

なお、本条におけるマーケットとは、テナントビルのように管理主体のあ る建築物に複数の店舗が入居する、いわゆる集合店舗とは異なり、所有権等 が戸別にある店舗が集合し、通路や屋外への出入口を共有している形式のも のをいう。

図 (略)

第二十八条及び第二十九条 削除

第五節 公衆浴場

(ボイラー室等の区画等)

第三十条 公衆浴場のボイラー室等(公衆浴場の浴室に給湯するために火を使 第三十条 公衆浴場のボイラー室等(公衆浴場の浴室に給湯するために火を使 用する室等をいう。)は、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は特定 防火設備で区画するとともに、当該公衆浴場の主要構造部のうち当該区画内 にある柱及びはりは、耐火構造としなければならない。

「解説〕

本条は、浴室に給湯するために火気を使用する室とその他の部分を、耐火 構造の構造体等により防火区画し、在館者が安全に避難できかつ建築物の倒 壊及び延焼を防止することを目的としている。

耐火構造の床及び壁等で防火区画し、かつ当該区画内にある主要構造部の うち倒壊を防止するため重要な柱及びはりも耐火構造とするものである。

第三十一条 削除

(火消場等)

新	旧
その周壁を耐火構造とし、かつ、不燃材料で造つたふたを備えた火消場及び	その周壁を耐火構造とし、かつ、不燃材料で造つたふたを備えた火消場及び
灰捨場を設けなければならない。	灰捨場を設けなければならない。
〔解説〕	〔解説〕
本条は薪等を燃料とし、その灰や燃えかすの処理が必要な公衆浴場の場合	本条は薪等を燃料とし、その灰や燃えかすの処理が必要な公衆浴場の場合
には、防火上必要な火消場等の設置を定めたものである。	には、防火上必要な火消場等の設置を定めたものである。
第三十三条 削除	第三十三条 削除
第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所	第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所
(耐火建築物としなければならないもの)	(耐火建築物としなければならないもの)
第三十四条 旅館又はホテルの用途に供する建築物(法第二十七条第一項の規	第三十四条 旅館又はホテルの用途に供する建築物(法第二十七条第一項の規
定に適合するもの(政令第百十条第二号に掲げる基準に適合するものに限	定に適合するもの(政令第百十条第二号に掲げる基準に適合するものに限
る。)を除く。)で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五	る。)を除く。)で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五
百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。	百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。
2 前項の規定の適用については、政令第百九条の八に定める部分が二以上あ	
る建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。	
〔解説〕	〔解説〕
本条は、旅館又はホテルについて二階の床面積の合計が五百平方メートル	本条は、旅館又はホテルについて二階の床面積の合計が五百平方メートル
を超えるものは、耐火建築物としなければならない。ただし、政令第百十条	を超えるものは、耐火建築物としなければならない。ただし、政令第百十条
第二号に掲げる基準に適合する建築物を適用除外とすることを定めたもので	第二号に掲げる基準に適合する建築物を適用除外とすることを定めたもので
ある。	ある。
第二項の適用については、第二十二条の二第二項と同様である。	
第三十五条 削除	第三十五条 削除
(階段)	(階段)
第三十六条 旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する建築物において、	第三十六条 旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する建築物において、
政令第百二十一条第一項の規定により設ける直通階段は、次の各号に定める	政令第百二十一条第一項の規定により設ける直通階段は、次の各号に定める
ところによらなければならない。	ところによらなければならない。
ー けあげは、二十センチメートル以下とし、踏面は、二十四センチメート	一 けあげは、二十センチメートル以下とし、踏面は、二十四センチメート
ル以上とすること。	ル以上とすること。
二 階段及び踊場の幅は、一・二メートル(屋外に設けるものにあつては、	二 階段及び踊場の幅は、一・二メートル(屋外に設けるものにあつては、
〇・九メートル)以上とすること。	○・九メートル)以上とすること。

「解説〕

「解説〕

本条は、旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する床面積の合計が百 平方メートルを超える建築物で、政令第百二十一条の規定により設ける直通 階段について、政令第二十三条の規定の特例を定め、けあげ、踏面並びに階 段及び踊場の幅を規定したものである。

新

なお、手すりはその幅が十センチメートルを限度として、ないものとみな して算定する。(政令第二十三条第三項と同様)

(廊下の幅)

第三十七条 旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルを「第三十七条 旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルを こえる階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下にあつては一・六メートル以 上、片側にのみ居室がある廊下にあつては一・二メートル以上としなければ ならない。ただし、二以下の居室(附室の部分を除いた床面積の合計が三十 平方メートル以下の場合に限る。)及び浴室、便所、納(なん)戸その他こ れらに類するものの専用の廊下の幅は、七十五センチメートル以上とするこ とができる。

「解説〕

本条は旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルを超 える階の廊下の幅について政令第百十九条の上乗せとして定めたものであ る。

図 (略)

第七節 共同住宅及び寄宿舎

(設置禁止の場所)

- 第三十八条 共同住宅又は寄宿舎は、次の各号のいずれかに該当する場所に設 第三十八条 共同住宅又は寄宿舎は、次の各号のいずれかに該当する場所に設 けてはならない。
 - 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車車 庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理 店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉 庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するものの用途に供する部分 (特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当す るものを除く。)の上階

二 高架の工作物内

本条は、旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する床面積の合計が百 平方メートルを超える建築物で、政令第百二十一条の規定により設ける直通 階段について、政令第二十三条の規定の特例を定め、けあげ、踏面並びに階 段及び踊場の幅を規定したものである。

旧

なお、手すりはその幅が十センチメートルを限度として、ないものとみな して算定する。(政令第二十三条第三項と同様)

(廊下の幅)

こえる階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下にあつては一・六メートル以 上、片側にのみ居室がある廊下にあつては一・二メートル以上としなければ ならない。ただし、二以下の居室(附室の部分を除いた床面積の合計が三十 平方メートル以下の場合に限る。)及び浴室、便所、納(なん)戸その他こ れらに類するものの専用の廊下の幅は、七十五センチメートル以上とするこ とができる。

[解説]

本条は旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルを超 える階の廊下の幅について政令第百十九条の上乗せとして定めたものであ る。

図 (略)

第七節 共同住宅及び寄宿舎

(設置禁止の場所)

- けてはならない。
- 一 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車車 庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理 店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉 庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するものの用途に供する部分 の上階
- 二 高架の工作物内

「解説〕

「解説」

本条は、共同住宅又は寄宿舎を設けてはならない場所を定めたもので、主

要構造部が政令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準でない自動車

車庫をはじめ展示場、危険物の貯蔵又は処理に供する部分等の上階や高架の

工作物内等を禁止したものである。なお、一時間準耐火基準とする主要構造

部の範囲は、第一号に掲げる各用途の部分のみで足りる。

本条は、共同住宅又は寄宿舎を設けてはならない場所を定めたもので、主 要構造部が政令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に適合する準 耐火構造でない自動車車庫をはじめ展示場、危険物の貯蔵又は処理に供する 部分等の上階や高架の工作物内等を禁止したものである。なお、一時間準耐 火基準に適合する準耐火構造とする主要構造部の範囲は、第一号に掲げる各 用途の部分のみで足りる。

第一号かっこ書の規定は、部分的に木造化した耐火建築物の適用が可能と なるよう、令和四年法改正に伴う令和六年の条例改正により追加されたもの であり、「特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに 該当する建築物」とは、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないも のとして政令第百八条の三で定める部分以外の部分(以下「特定主要構造 部」という。)を耐火構造とした建築物又は耐火性能検証法や大臣認定によ り所定の性能を有することが確認された建築物をいう。

なお、防火上及び避難上支障がないものとして政令第百八条の三で定める 部分の規定は、「耐火建築物」のみ適用を受けることとされており、当該部 分を有する場合は、「耐火建築物」とする必要がある。

図 (略)

(周囲の空地)

- 第三十九条 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(寄宿舎の用途に供す「第三十九条 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(寄宿舎の用途に供す る建築物にあつては、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メー トルを超えるものに限る。)の周囲(道に接する部分を除く。)には、幅員 が一・五メートル以上の避難上有効な空地を設けなければならない。
- 2 共同住宅の用途に供する建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が 2 共同住宅の用途に供する建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が 百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものに限る。) で、その建築 物の外壁が準防火性能を有するものにあつては、前項の幅員を一メートル以 上とすることができる。
- 3 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- 一 当該建築物が耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第百三十六条の 二第一号(イを除く。)に掲げる技術的基準に適合するものであるとき。
- 二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地 の状況により避難上支障がないと認めるとき。

「解説〕

一 本条は、共同住宅又は一定規模以上の寄宿舎についての空地の設置とその 一 本条は、共同住宅又は一定規模以上の寄宿舎についての空地の設置とその

(周囲の空地)

- る建築物にあつては、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メー トルを超えるものに限る。)の周囲(道に接する部分を除く。)には、幅員 が一・五メートル以上の避難上有効な空地を設けなければならない。
- 百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものに限る。) で、その建築 物の外壁が準防火性能を有するものにあつては、前項の幅員を一メートル以 上とすることができる。
- 3 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- 一 当該建築物が耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第百三十六条の 二第一号(イを除く。)に掲げる技術的基準に適合するものであるとき。
- 二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地 の状況により避難上支障がないと認めるとき。

「解説〕

要件を定めたのであって、都市計画区域内外を問わず適用されるものであ

ここでいう避難上有効な空地とは、道路又は道に通ずる建築物外部の地上 における空地であり、必ずしも天空を確保する必要はない。また、共用廊下 等を支持する柱がある場合、柱間及び柱の両側が避難上支障がなければ柱が ない場合と同様に考えられる。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

- 宿舎について、原則としてその周囲に幅員一・五メートル以上の空地を、ま た第二項は、共同住宅でその床面積が百平方メートルを超え二百平方メート ル以下のもので、その建築物の外壁が準防火性能を有するものについては、 幅員一メートル以上の空地を設けることとしたものである。
- 三 第三項は本項各号の一に該当する場合には本条の制限を適用除外とする旨 三 第三項は本項各号の一に該当する場合には本条の制限を適用除外とする旨 を規定している。

第一号は耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第百三十六条の二第一 号(イを除く。)に掲げる技術的基準に適合するものである場合は、通常の 火災時に建物の倒壊または延焼の防止に必要な一定の性能を有しているの で、第四十条に定める主要出入口からの通路が確保されていれば避難上支障 はないと考えられるので適用除外とするものである。

また、第二号は、当該建築物の敷地に接して避難上有効な公園その他の公 共的空地がある場合等で避難の安全上支障がないと知事が認める場合は、制 限を適用除外とする旨の規定であり、申請者からの認定申請を受けて総合的 に判断するものである。

図 (略)

(主要出入口)

- 第四十条 共同住宅又は寄宿舎の主要出入口は、道に面しなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類の区分に応じ、 それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の避難上有効な通路(道に通ずるものに 限る。)を設けるとき。

耐火建築物若しくは準耐火建築物又 は政令第百三十六条の二第一号(イ を除く。) に掲げる技術的基準に適

一・〇メートル以上

要件を定めたのであって、都市計画区域内外を問わず適用されるものであ

ここでいう避難上有効な空地とは、道路又は道に通ずる建築物外部の地上 における空地であり、必ずしも天空を確保する必要はない。また、共用廊下 等を支持する柱がある場合、柱間及び柱の両側が避難上支障がなければ柱が ない場合と同様に考えられる。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

- 二 第一項は、共同住宅又はその床面積の合計が二百平方メートルを超える寄 二 第一項は、共同住宅又はその床面積の合計が二百平方メートルを超える寄 宿舎について、原則としてその周囲に幅員一・五メートル以上の空地を、ま た第二項は、共同住宅でその床面積が百平方メートルを超え二百平方メート ル以下のもので、その建築物の外壁が準防火性能を有するものについては、 幅員一メートル以上の空地を設けることとしたものである。
 - を規定している。

第一号は耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第百三十六条の二第一 号(イを除く。)に掲げる技術的基準に適合するものである場合は、通常の 火災時に建物の倒壊または延焼の防止に必要な一定の性能を有しているの で、第四十条に定める主要出入口からの通路が確保されていれば避難上支障 はないと考えられるので適用除外とするものである。

また、第二号は、当該建築物の敷地に接して避難上有効な公園その他の公 共的空地がある場合等で避難の安全上支障がないと知事が認める場合は、制 限を適用除外とする旨の規定であり、申請者からの認定申請を受けて総合的 に判断するものである。

図 (略)

(主要出入口)

- 第四十条 共同住宅又は寄宿舎の主要出入口は、道に面しなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類の区分に応じ、 それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の避難上有効な通路(道に通ずるものに 限る。)を設けるとき。

耐火建築物若しくは準耐火建築物又 は政令第百三十六条の二第一号(イ を除く。) に掲げる技術的基準に適

一・〇メートル以上

新	
合するもの	
外壁が準防火性能を有する建築物	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

- 二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地 の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるとき。
- 2 階段等のみにより直接地上に達する住戸、住室又は居室を有する共同住宅 2 又は寄宿舎にあつては、その階段口(当該階段等が地上に接する部分をい う。) も主要出入口とみなし、前項の規定を適用する。

「解説」

あり、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

二 第一項第一号の主要出入口は、通常共同住宅にあっては各住戸の玄関又は 別途メインエントランスを設けた場合にはその出入口であり、寄宿舎にあっ ては寄宿舎の玄関に相当するものと考えるが、第二項にあるとおり階段等の みにより地上に達するものにあっては、その階段口を主要出入口とみなして 適用する。

なお、当該出入口が政令第百二十五条の屋外への出口に該当する場合は、 政令第百二十八条の規定により道路等に通ずる一・五メートル以上の通路が 要求される。

|三 第一項第二号については、主要出入口が避難上有効な公園その他の公共的||三 第一項第二号については、主要出入口が避難上有効な公園その他の公共的| 空地に面する場合等により避難及び通行の安全上支障がないと知事が認める 場合は本条の規制は適用除外となる旨の規定であり、申請者からの認定申請 を受けて総合的に判断するものである。

図 (略)

第七節の二 児童福祉施設等

(出入口等)

第四十条の二 児童福祉施設等(身体上又は精神上の理由により自ら避難する||第四十条の二 児童福祉施設等(身体上又は精神上の理由により自ら避難する ことが困難な者(以下この条において「避難困難者」という。)が入所する 施設で規則で定めるものに限る。)の出入口、非常口、廊下その他避難の用 に供する部分(階段を除く。)で、避難困難者が使用することとされている ものには、床面に段を設けてはならない。ただし、避難上有効な傾斜路その

旧 合するもの 外壁が準防火性能を有する建築物 一・五メートル以上 二・〇メートル以上 その他の建築物

- 二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地 の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるとき。
- 階段等のみにより直接地上に達する住戸、住室又は居室を有する共同住宅 又は寄宿舎にあつては、その階段口(当該階段等が地上に接する部分をい う。) も主要出入口とみなし、前項の規定を適用する。

「解説」

- 本条は、共同住宅又は寄宿舎の主要出入口の配置等について定めたもので├─ 本条は、共同住宅又は寄宿舎の主要出入口の配置等について定めたもので あり、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

二 第一項第一号の主要出入口は、通常共同住宅にあっては各住戸の玄関 又は別途メインエントランスを設けた場合にはその出入口であり、寄宿舎に あっては寄宿舎の玄関に相当するものと考えるが、第二項にあるとおり階段 等のみにより地上に達するものにあっては、その階段口を主要出入口とみな して適用する。

なお、当該出入口が政令第百二十五条の屋外への出口に該当する場合は、 政令第百二十八条の規定により道路等に通ずる一・五メートル以上の通路が 要求される。

空地に面する場合等により避難及び通行の安全上支障がないと知事が認める 場合は本条の規制は適用除外となる旨の規定であり、申請者からの認定申請 を受けて総合的に判断するものである。

図 (略)

第七節の二 児童福祉施設等

(出入口等)

ことが困難な者(以下この条において「避難困難者」という。)が入所する 施設で規則で定めるものに限る。)の出入口、非常口、廊下その他避難の用 に供する部分(階段を除く。)で、避難困難者が使用することとされている ものには、床面に段を設けてはならない。ただし、避難上有効な傾斜路その

他の設備を設ける場合は、この限りでない。

「解説」

本条は、児童福祉施設等においては、災害時に避難困難者が避難する際、 介護者を必要とするか、又はストレッチャー、移動式ベット及び車椅子等を 使用することが多いことから、避難経路である出入口、非常口、廊下等に段 差があると避難に支障をきたすため、原則それらの部分には段を設けてはな らないこととしたものである。段とは、床面において概ね二センチメートル を超える段差のある部分をいう。

ただし避難上有効な傾斜路その他の設備(機械的に段差を解消する避難上 有効な設備等)を段に併設する場合はこの限りでないとしている。

また、スロープを設ける場合についても、条例の趣旨に沿ってその勾配は できるだけ緩やかなもの(概ね十二分の一以下)とし、有効幅員は九十センチ メートル以上、手すりや注意喚起床材等の設置をすることが望ましい。

なお、本条が適用される建築物は、児童福祉施設等のうち千葉県建築基準 法施行細則(以下「規則」という。)第十三条の四で定めるものであるが、 既存部分については、条例第五十一条第三項により適用しないこととしてい る。

(千葉県建築基準法施行細則第十三条の四「児童福祉施設等の指定」)

規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に 掲げるものとする。

- 乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。)
- 十三号) に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者 福祉ホーム及び身体障害者授産施設に限る。)
- 三 保護施設(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護 |三 保護施設(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護 施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。)
- 四 知的障害者援護施設
- 五 障害者支援施設
- 六 福祉ホーム
- るための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する生活介護、自立訓 練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。) の用に供する施設

他の設備を設ける場合は、この限りでない。

「解説」

本条は、児童福祉施設等においては、災害時に避難困難者が避難する際、 介護者を必要とするか、又はストレッチャー、移動式ベット及び車椅子等を 使用することが多いことから、避難経路である出入口、非常口、廊下等に段 差があると避難に支障をきたすため、原則それらの部分には段を設けてはな らないこととしたものである。段とは、床面において概ね二センチメートル を超える段差のある部分をいう。

ただし避難上有効な傾斜路その他の設備(機械的に段差を解消する避難上 有効な設備等)を段に併設する場合はこの限りでないとしている。

また、スロープを設ける場合についても、条例の趣旨に沿ってその勾配は できるだけ緩やかなもの(概ね十二分の一以下)とし、有効幅員は九十センチ メートル以上、手すりや注意喚起床材等の設置をすることが望ましい。

なお、本条が適用される建築物は、児童福祉施設等のうち千葉県建築基準 法施行細則(以下「規則」という。)第十三条の四で定めるものであるが、 既存部分については、条例第五十一条第三項により適用しないこととしてい る。

(千葉県建築基準法施行細則第十三条の四「児童福祉施設等の指定」)

規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に 掲げるものとする。

- 児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する├- 児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する 乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。)
- 身体障害者更生援護施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八│二 身体障害者更生援護施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八 十三号)に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者 福祉ホーム及び身体障害者授産施設に限る。)
 - 施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。)
 - 四 知的障害者援護施設

 - 六 福祉ホーム
- 七 障害福祉サービス事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す」七 障害福祉サービス事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する生活介護、自立訓 練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。) の用に供する施設

新	旧
図 (略)	図(略)
(内装)	(内装)

第四十一条 児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。)の用途に供「第四十一条 児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。)の用途に供「 する木造建築物等(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第-項の規定に適合するものを除く。)は、その居室の壁(床面からの高さが 一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。)及び天井 (天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。) の室内に面 する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条にお いて同じ。)の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階 段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし なければならない。

する木造建築物等(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第-項の規定に適合するものを除く。)は、その居室の壁(床面からの高さが 一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。)及び天井 (天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。)の室内に面 する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条にお いて同じ。)の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階 段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし なければならない。

「解説」

本条は、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。)の用途に供 する木造建築物等(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一 項の規定に適合する建築物を除く。) について、内装の不燃化を促進し、人 命の安全を図ろうとする規定である。

ここでいう児童福祉施設等とは、政令第十九条第一項に規定されている児 童福祉施設等をいい、前条の児童福祉施設等とは対象が異なるので注意が必 要である。また、平成二十六年十二月二十四日に公布された「子ども・子育 て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十六年政令第 四百十二号)」による建築基準法施行令改正に伴い、この条例にも幼保連携 型認定こども園について、児童福祉施設等と同様に内装の制限が適用され る。

「解説〕

本条は、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。)の用途に供 する木造建築物等(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一 項の規定に適合する建築物を除く。) について、内装の不燃化を促進し、人 命の安全を図ろうとする規定である。

ここでいう児童福祉施設等とは、政令第十九条第一項に規定されている児 童福祉施設等をいい、前条の児童福祉施設等とは対象が異なるので注意が必 要である。また、平成二十六年十二月二十四日に公布された「子ども・子育 て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十六年政令第 四百十二号)」による建築基準法施行令改正に伴い、この条例にも幼保連携 型認定こども園について、児童福祉施設等と同様に内装の制限が適用され る。

第八節 長屋

(木造長屋の形態等)

- 第四十二条 木造建築物等である長屋(耐火建築物又は準耐火建築物であるも】第四十二条 木造建築物等である長屋(耐火建築物又は準耐火建築物であるも のを除く。以下「木造長屋」という。)は、六戸建て以下としなければなら ない。ただし、主要構造部を準耐火構造としたものについては、十二戸建て にまですることができる。
- 2 木造長屋の地階を除く階数は、二以下としなければならない。ただし、政 2 木造長屋の地階を除く階数は、二以下としなければならない。ただし、政 に定めるところによるものは、その地階を除く階数を三とすることができ

第八節 長屋

(木造長屋の形態等)

- のを除く。以下「木造長屋」という。)は、六戸建て以下としなければなら ない。ただし、主要構造部を準耐火構造としたものについては、十二戸建て にまですることができる。
- 令第百三十六条の二第二号ロに掲げる技術的基準に適合し、かつ、次の各号 令第百三十六条の二第二号ロに掲げる技術的基準に適合し、かつ、次の各号 ┃ に定めるところによるものは、その地階を除く階数を三とすることができ

新

る。

- 一 延べ而積(主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造である 部分の床面積を除く。)は、五百平方メートル以下とすること。
- 二 各戸が重層しないこと。
- 三 地階部分は、主要構造部(階段を除く。)を耐火構造とすること。
- 3 前項第一号及び第二号の規定は、知事が当該建築物の構造及び敷地の状況 3 により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。

「解説」

本条は、耐火又は準耐火建築物以外の木造建築物等である長屋について、 戸数及び階数等の制限を定めたものである。

ここでいう木造建築物等とは、法第二十三条によるものであり、主要構造 部の法第二十一条第一項の政令第百九条の四で定める部分が木材、プラスチ ックその他の可燃材料で造られたものをいう。

- ている。ただし、主要構造部を準耐火構造とした場合は、十二戸までとして いる。
- 三 第二項本文は木造長屋の階数を制限したものである。木造長屋は、地階を│三 第二項本文は木造長屋の階数を制限したものである。木造長屋は、地階を 除き原則二階までとし、構造、防火等に関し政令第百三十六条の二第二号ロ に掲げる技術的基準(準防火地域内における地階を除く階数が三である建築 物の技術的基準)に適合し、かつ、一定の規模で安全上、防火上の配慮をし たものについては、地階を除き三階まで認めることとしたものである。地階 を階数制限に含めない理由は、敷地の地形を利用した車庫等の設置の要求が 多く、土地の有効利用等に配慮したものである。
- 四 第二項第一号は、延べ面積の制限を定めたものである。

第二号は、重層長屋は防火上及び避難上の安全性の見地から問題があるた め原則禁止するものである。

第三号は、地階部分の構造を定めたものである。

木造三階建ての長屋の場合は、その技術的基準を政令第百三十六条の二第 二号口によることとしているが、その規定によると「主要構造部である柱や はりは、準耐火構造」等とされており、地階部分はそれを支える構造部分で あるため、耐火構造とするものである。

なお、附属車庫の面積が百五十平方メートル以上の場合は、法第二十七条 第三項の規定により、全体を耐火建築物又は準耐火建築(政令第百九条の三

一 延べ面積(主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造である 部分の床面積を除く。)は、五百平方メートル以下とすること。

旧

- 二 各戸が重層しないこと。
- 三 地階部分は、主要構造部(階段を除く。)を耐火構造とすること。
- 前項第一号及び第二号の規定は、知事が当該建築物の構造及び敷地の状況 により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。

「解説〕

本条は、耐火又は準耐火建築物以外の木造建築物等である長屋について、 戸数及び階数等の制限を定めたものである。

ここでいう木造建築物等とは、法第二十三条によるものであり、主要構造部 の法第二十一条第一項の政令第百九条の四で定める部分が木材、プラスチッ クその他の可燃材料で造られたものをいう。

- 第一項は、主要構造部が木造の長屋は防火上の観点から原則六戸までとし|二 第一項は、主要構造部が木造の長屋は防火上の観点から原則六戸までとし ている。ただし、主要構造部を進耐火構造とした場合は、十二戸までとして いる。
 - 除き原則二階までとし、構造、防火等に関し政令第百三十六条の二第二号ロ に掲げる技術的基準(準防火地域内における地階を除く階数が三である建築 物の技術的基準)に適合し、かつ、一定の規模で安全上、防火上の配慮をし たものについては、地階を除き三階まで認めることとしたものである。地階 を階数制限に含めない理由は、敷地の地形を利用した車庫等の設置の要求が 多く、土地の有効利用等に配慮したものである。
 - 四 第二項第一号は、延べ面積の制限を定めたものである。

第二号は、重層長屋は防火上及び避難上の安全性の見地から問題があるた め原則禁止するものである。

第三号は、地階部分の構造を定めたものである。

木造三階建ての長屋の場合は、その技術的基準を政令第百三十六条の二第 二号口によることとしているが、その規定によると「主要構造部である柱や はりは、準耐火構造」等とされており、地階部分はそれを支える構造部分で あるため、耐火構造とするものである

なお、附属車庫の面積が百五十平方メートル以上の場合は、法第二十七条 第三項の規定により、全体を耐火建築物又は準耐火建築(政令第百九条の三

第一号の基準によるものを除く。) にする必要がある。

る場合は、第二項第一号及び第二号の規定を適用除外とするものであり、申 請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

例えば第二項第二号を適用除外とする場合としては、地形上の理由等によ り重層長屋とする場合で、かつ水平の防火区画あるいは構造上の配慮がなさ れ、防火上及び安全上支障がないと認められる場合が考えられる。

図 (略)

(出入口)

- 第四十三条 長屋の各戸の出入口は、その一以上が道に面しなければならな V)
 - 一 六戸建て以下の長屋で、その出入口が、道に通ずる幅員二メートル以上 の敷地内の通路に面するもの。ただし、六戸建て以下の木造長屋で、地階 を除く階数が三のものにあつては、その出入口が、道に通ずる幅員三メー トル以上の敷地内の通路に面するもの
 - 二 耐火建築物又は準耐火建築物で、その出入口が道に通ずる避難上有効な 敷地内の通路に面するもの
- 段等が地上に接する部分をいう。)を出入口とみなし、前項の規定を適用す る。

[解説]

て定めたものであって、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。 ここでいう敷地内の通路とは、道に通ずる建築物外部の地上における通路 であり、必ずしも天空を確保する必要はない。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

二 第一項第一号は、敷地内の通路の幅員を定めたもので、二階建てまでの敷 |二 第一項第一号は、敷地内の通路の幅員を定めたもので、二階建てまでの敷 地内通路の幅員は二メートル以上とし、木造長屋で三階建ての場合は、避難 上の安全性の確保及び救助・消火活動等を考慮し、通路の幅員を三メートル 以上と規定したものである。

なお、通路に突出してバルコニーあるいは出窓等を設ける場合は、避難の 妨げにならないよう十分配慮する必要がある。

第一号の基準によるものを除く。) にする必要がある。

五 第三項については、建築物の構造及び敷地の状況等を勘案して知事が認め 五 第三項については、建築物の構造及び敷地の状況等を勘案して知事が認め る場合は、第二項第一号及び第二号の規定を適用除外とするものであり、申 請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

> 例えば第二項第二号を適用除外とする場合としては、地形上の理由等によ り重層長屋とする場合で、かつ水平の防火区画あるいは構造上の配慮がなさ れ、防火上及び安全上支障がないと認められる場合が考えられる。

> > 図 (略)

(出入口)

第四十三条 長屋の各戸の出入口は、その一以上が道に面しなければならな い。ただし、次の各号のいずれかに該当する長屋については、この限りでな┛い。ただし、次の各号のいずれかに該当する長屋については、この限りでな V)

- 一 六戸建て以下の長屋で、その出入口が、道に通ずる幅員二メートル以上 の敷地内の通路に面するもの。ただし、六戸建て以下の木造長屋で、地階 を除く階数が三のものにあつては、その出入口が、道に通ずる幅員三メー トル以上の敷地内の通路に面するもの
- 二 耐火建築物又は準耐火建築物で、その出入口が道に通ずる避難上有効な 敷地内の通路に面するもの
- 2 階段等のみにより直接地上に達する住戸にあつては、その階段口(当該階 2 階段等のみにより直接地上に達する住戸にあつては、その階段口(当該階 段等が地上に接する部分をいう。)を出入口とみなし、前項の規定を適用す る。

「解説〕

- 本条は、長屋の各戸の避難階における避難上有効な出入口の配置等につい|- - 本条は、長屋の各戸の避難階における避難上有効な出入口の配置等につい て定めたものであって、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。 ここでいう敷地内の通路とは、道に通ずる建築物外部の地上における通路 であり、必ずしも天空を確保する必要はない。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

地内通路の幅員は二メートル以上とし、木造長屋で三階建ての場合は、避難 上の安全性の確保及び救助・消火活動等を考慮し、通路の幅員を三メートル 以上と規定したものである。

なお、通路に突出してバルコニーあるいは出窓等を設ける場合は、避難の 妨げにならないよう十分配慮する必要がある。

三 第二号は、耐火建築物又は進耐火建築物の場合は、通路の幅員については 三 第二号は、耐火建築物又は進耐火建築物の場合は、通路の幅員については 特に定めず、人が通れる通路(避難上有効なもので幅員が六十センチメート ル程度)があれば良いこととするものである。

|四 第二項は、地上に出入口のない住戸については、地上の階段口を出入口と |四 第二項は、地上に出入口のない住戸については、地上の階段口を出入口と みなして規定を適用することとするものである。

特に定めず、人が通れる通路(避難上有効なもので幅員が六十センチメート ル程度) があれば良いこととするものである

みなして規定を適用することとするものである。

図 (略)

図 (略)

(内装)

第四十三条の二 階数が二以上の耐火建築物又は法第二条第九号の三イに該当 第四十三条の二 階数が二以上の耐火建築物又は法第二条第九号の三イに該当 する準耐火建築物以外の長屋は、最上階を除く各階の天井(回り縁、竿(さ お)縁その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを難燃材料でしなけれ ばならない。

(内装)

する準耐火建築物以外の長屋は、最上階を除く各階の天井(回り縁、竿(さ お)縁その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを難燃材料でしなけれ ばならない。

「解説」

本条は、耐火建築物又は主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物以外 の長屋の最上階以外の天井の仕上げを、難燃材料とする防火措置を求めたも のである。

[解説]

本条は、耐火建築物又は主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物以外 の長屋の最上階以外の天井の仕上げを、難燃材料とする防火措置を求めたも のである。

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場

(出入口の位置)

- 第四十四条 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場(以下「車庫等」とい う。) の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口は、次の各号に定める ところによらなければならない。
- ー 幅員六メートル未満の道路に面して設けないこと。
- 二 道路の交差点又は曲り角から五メートル以内の場所に面して設けないこ ک م
- 三 出入口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上で、道路の中心 線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道 路を通行する者の存在を確認できる空地又は空間を有すること。
- 2 前項第一号の規定は、当該出入口が次の各号のいずれかに該当する場合に 2 前項第一号の規定は、当該出入口が次の各号のいずれかに該当する場合に おいては、適用しない。
- 一 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下である 建築物の敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路(法第 四十二条第二項の規定により道路とみなされる道(同項の規定により道路 の境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造するも

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場

(出入口の位置)

- 第四十四条 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場(以下「車庫等」とい う。)の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口は、次の各号に定める ところによらなければならない。
 - ー 幅員六メートル未満の道路に面して設けないこと。
 - 二 道路の交差点又は曲り角から五メートル以内の場所に面して設けないこ
 - 三 出入口からニメートル後退した自動車の車路の中心線上で、道路の中心 線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道 路を通行する者の存在を確認できる空地又は空間を有すること。
- おいては、適用しない。
- 一 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下である 建築物の敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路(法第 四十二条第二項の規定により道路とみなされる道(同項の規定により道路 の境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造するも

のに限る。)を含む。次号において同じ。)に面するもの

- 二 建築物(倉庫であつてその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方 メートルを超えるもの及び自動車修理工場であつてその用途に供する部分 の床面積の合計が三十平方メートルを超えるものを除く。次号において同 じ。) でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 百平方メートルを超え百五十平方メートル以下のものの敷地の自動車の出 入口であり、幅員四メートル以上の道路に面するもの
- 三 建築物でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計 が百五十平方メートルを超え三百平方メートル以下のものの敷地の自動車 の出入口であり、幅員五メートル以上の道路に面するもの
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定は、知事が当該出入口の周囲の状 3 況により交通の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

[解説]

- 本条は、車庫等の用途に供する建築物又は一部をその用途に供する建築物 の敷地の出入口と接する前面道路において交通障害を起しやすいので、自動 車の出入口を設けることができない場所等について定めたものであって、都 市計画区域内に限り適用されるものである。なお、本条の適用にあたり、同 一敷地内に二以上の車庫等がある場合は、その用途に供する部分の床面積の 合計による。
- 所及び出入口部分の安全措置について定めている。以上の関係を図示すれば 次のとおりである。

図 (略)

- 三 第二項第一号は五十平方メートルを超え百平方メートル以下の自動車車庫 三 と、三十平方メートルを超え百平方メートル以下の自動車修理工場に関す る、道路幅員が六メートル未満四メートル以上の場合の緩和規定である。幅 員四メートル以上の道路には、法第四十二条第二項の道路も含まれるが、 「みなし道路」部分の当該敷地側後退部分については道路状に築造してある 必要がある。(第二号も同じ)
- 四 第二号及び第三号については建築物に附属する自動車車庫に関する緩和措 四 第二号及び第三号については建築物に附属する自動車車庫に関する緩和措 置であり、条例の対象となる倉庫(五百平方メートルを超えるもの)及び自動 車修理工場(三十平方メートルを超えるもの)に附属する自動車車庫は附属車 **庫としての条例の緩和の対象から除外している。第二号では百五十平方メー**

- のに限る。)を含む。次号において同じ。)に面するもの
- 二 建築物(倉庫であつてその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方 メートルを超えるもの及び自動車修理工場であつてその用途に供する部分 の床面積の合計が三十平方メートルを超えるものを除く。次号において同 じ。)でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 百平方メートルを超え百五十平方メートル以下のものの敷地の自動車の出 入口であり、幅員四メートル以上の道路に面するもの
- 三 建築物でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計 が百五十平方メートルを超え三百平方メートル以下のものの敷地の自動車 の出入口であり、幅員五メートル以上の道路に面するもの
- 前項に定めるもののほか、第一項の規定は、知事が当該出入口の周囲の状 況により交通の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

[解説]

- 本条は、車庫等の用途に供する建築物又は一部をその用途に供する建築物 の敷地の出入口と接する前面道路において交通障害を起しやすいので、自動 車の出入口を設けることができない場所等について定めたものであって、都 市計画区域内に限り適用されるものである。なお、本条の適用にあたり、同 一敷地内に二以上の車庫等がある場合は、その用途に供する部分の床面積の 合計による。
- 所及び出入口部分の安全措置について定めている。以上の関係を図示すれば 次のとおりである。

図 (略)

- 第二項第一号は五十平方メートルを超え百平方メートル以下の自動車車庫 と、三十平方メートルを超え百平方メートル以下の自動車修理工場に関す る、道路幅員が六メートル未満四メートル以上の場合の緩和規定である。幅 員四メートル以上の道路には、法第四十二条第二項の道路も含まれるが、 「みなし道路」部分の当該敷地側後退部分については道路状に築造してある 必要がある。(第二号も同じ)
- 置であり、条例の対象となる倉庫(五百平方メートルを超えるもの)及び自動 車修理工場(三十平方メートルを超えるもの)に附属する自動車車庫は附属車 庫としての条例の緩和の対象から除外している。第二号では百五十平方メー

トルまでは幅員四メートル、第三号では三百平方メートルまでは幅員五メー トルと、出入口を設けられる道路の幅員を段階的に六メートルから緩和した ものである。

- 交通の安全上支障がないと認める場合は、第一項の規制を適用除外とするも のである。安全上の支障の有無の判断にあたっては、申請者からの認定申請 を受けて、出入する自動車の状況と道路交通に与える影響、道路の整備状 況・交通量・交通規制の状況、敷地周囲の土地利用、出入口の安全措置等を 勘案して知事が総合的に判断するものである。
- |六 駐車場法に規定する「自動車の駐車の用に供する面積が五百平方メートル|六 駐車場法に規定する「自動車の駐車の用に供する面積が五百平方メートル 以上の路外駐車場」については、駐車場法施行令第七条の構造及び設備の基 準が適用され、本条と類似する規制やさらに幅広い規制があり、緩和がない ので注意する。また、同施行令では、出入口の位置の規制にあたり、「横断 歩道」も考慮されている。したがって、本条第一項第二号の適用にあたって は、交差点に設置された横断歩道等の位置も考慮することが望ましい。

図 (略)

(構造及び建築設備)

- に定めるところによらなければならない。
 - 一 床及び排水溝は、耐水材料で造り、かつ、汚水排除の設備を設けるこ ک ،
 - 二 床が地盤面下にある場合にあつては二方面以上の外気に通ずる位置に、 その他の場合にあつては床の面から高さ五十センチメートル以下の位置に 適当な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
 - 三 傾斜路のこう配は、六分の一以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、 又は滑りにくい材料で仕上げること。

[解説]

- 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の構造及び設備についー て定めたものである。
- 二 第一号は、床及び排水溝は耐水材料で造り、油抜きピツト(オイルトラッ│二 第一号は、床及び排水溝は耐水材料で造り、油抜きピツト(オイルトラッ プ) 等による排水設備を設けることとし、第二号においては、車庫内のガソ

トルまでは幅員四メートル、第三号では三百平方メートルまでは幅員五メー トルと、出入口を設けられる道路の幅員を段階的に六メートルから緩和した ものである。

- |五 第三項は第二項に規定したもの以外でも、知事が出入口の周囲の状況から||五 第三項は第二項に規定したもの以外でも、知事が出入口の周囲の状況から 交通の安全上支障がないと認める場合は、第一項の規制を適用除外とするも のである。安全上の支障の有無の判断にあたっては、申請者からの認定申請 を受けて、出入する自動車の状況と道路交通に与える影響、道路の整備状 況・交通量・交通規制の状況、敷地周囲の土地利用、出入口の安全措置等を 勘案して知事が総合的に判断するものである。
 - 以上の路外駐車場」については、駐車場法施行令第七条の構造及び設備の基 準が適用され、本条と類似する規制やさらに幅広い規制があり、緩和がない ので注意する。また、同施行令では、出入口の位置の規制にあたり、「横断 歩道」も考慮されている。したがって、本条第一項第二号の適用にあたって は、交差点に設置された横断歩道等の位置も考慮することが望ましい。

図 (略)

(構造及び建築設備)

- 第四十五条 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分は、次の各号|第四十五条 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分は、次の各号 に定めるところによらなければならない。
 - 一 床及び排水溝は、耐水材料で造り、かつ、汚水排除の設備を設けるこ ے ح
 - 二 床が地盤面下にある場合にあつては二方面以上の外気に通ずる位置に、 その他の場合にあつては床の面から高さ五十センチメートル以下の位置に 適当な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
 - 三 傾斜路のこう配は、六分の一以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、 又は滑りにくい材料で仕上げること。

[解説]

- 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の構造及び設備につい て定めたものである。
- プ) 等による排水設備を設けることとし、第二号においては、車庫内のガソ リン等のガスの充満を防止するため、換気口又はこれに代わる設備を設ける│リン等のガスの充満を防止するため、換気口又はこれに代わる設備を設ける

こととし、第三号においては、車庫の傾斜路について、車の滑りによる危害 の防止のために必要な措置を規定するものであり、傾斜路の最大こう配を六 分の一以下とするものである。これは、駐車場法施行令第八条第三項第三号 に規定する「傾斜路の縦断勾配は十七パーセントを超えないこと」という規 定と整合を図っている。

なお、本条は第四十四条と異なり、法第四十条に基づく規定であり、都市 計画区域の内外を問わず適用される。

(他の用途部分との区画)

- 第四十六条 建築物の一部に自動車修理工場を設ける場合においては、次の各 第四十六条 建築物の一部に自動車修理工場を設ける場合においては、次の各 号に定めるところによらなければならない。
 - 一 その用途に供する部分と他の部分との境界には準耐火構造の界壁を設 け、かつ、その開口部には法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設 けること。
 - 二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設 けないこと。
 - 三 その用途に供する部分の内に、他の部分のための避難用の出入口を設け ないこと。

[解説]

本条は、建築物の一部に自動車修理工場を設ける場合の要件を定めたもので ある。

これを例示すれば次のとおりである。

なお、本条は第四十四条と異なり、法第四十条に基づく規定であり、都市計画 区域の内外を問わず適用される。

図 (略)

第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等)

第四十六条の二 法第五十六条の二第一項の規定により指定する対象区域は別 第四十六条の二 法第五十六条の二第一項の規定により指定する対象区域は別 表(い)欄に掲げる用途地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条 第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。) のうち同表(ろ)欄に 掲げる区域とし、法第五十六条の二第一項の規定により指定する平均地盤面 からの高さは同表(は)欄に掲げる高さとし、同項の規定により指定する号は 同表(に)欄に掲げる号とする。

こととし、第三号においては、車庫の傾斜路について、車の滑りによる危害 の防止のために必要な措置を規定するものであり、傾斜路の最大こう配を六 分の一以下とするものである。これは、駐車場法施行令第八条第三項第三号 に規定する「傾斜路の縦断勾配は十七パーセントを超えないこと」という規 定と整合を図っている。

なお、本条は第四十四条と異なり、法第四十条に基づく規定であり、都市 計画区域の内外を問わず適用される。

(他の用途部分との区画)

- 号に定めるところによらなければならない。
 - 一 その用途に供する部分と他の部分との境界には準耐火構造の界壁を設 け、かつ、その開口部には法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設 けること。
- 二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設 けないこと。
- 三 その用途に供する部分の内に、他の部分のための避難用の出入口を設け ないこと。

[解説]

本条は、建築物の一部に自動車修理工場を設ける場合の要件を定めたもので ある。

これを例示すれば次のとおりである。

なお、本条は第四十四条と異なり、法第四十条に基づく規定であり、都市計 画区域の内外を問わず適用される。

図 (略)

第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等)

表(い)欄に掲げる用途地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条 第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。) のうち同表(ろ)欄に 掲げる区域とし、法第五十六条の二第一項の規定により指定する平均地盤面 からの高さは同表(は)欄に掲げる高さとし、同項の規定により指定する号は 同表(に)欄に掲げる号とする。

[解説]

本条は、法第五十六条の二第一項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等を指定するもので、都市計画区域内に限り適用される。具体的な日影規制の内容は、都市計画により定められた用途地域、容積率及び高度地区の種別に応じて定められた対象区域ごとに近接地におよぼす日影時間を規制しており、次の表のとおりである。

用途地域	対象区域	制限を受 ける建築 物		敷地境界線 からの水平 距離が10 m以内にお ける日影時 間	からの水平 距離が 1 0 mを超える
第一種低層 住居専用地 域、第二種	容積率が十分の 五、十分の六又は 十分の八である区 域	軒の高さ が 7 mを 超える建 築物又は	1. 5	3 時間	2 時間
低層住居専	容積率が十分の十 又は十分の十五で ある区域	乗物文は 地階を除 く階数が 3以上の 建築物	メートル	4 時間	2.5時間
域	容積率が十分の二 十である区域			5 時間	3時間
	容積率が十分の十 又は十分の十五で ある区域	高さ10 mを超え	4 メー	3 時間	2時間
第一種中高 層住居専用 地域又は第				3時間	2時間
二種中高層 住居専用地 域	容積率が十分の二 十である区域(第 一種高度地区であ るものを除く。)	る建築物	トル	4時間	2. 5時間
	容積率が十分の三 十である区域			5 時間	3時間

[解説]

本条は、法第五十六条の二第一項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等を指定するもので、都市計画区域内に限り適用される。具体的な日影規制の内容は、都市計画により定められた用途地域、容積率及び高度地区の種別に応じて定められた対象区域ごとに近接地におよぼす日影時間を規制しており、次の表のとおりである。

		· North		C 07.00		
用途地域	対象区域	制限を受 ける建築 物	盤面か	敷地境界線 からの水平 距離が10 m以内にお ける日影時 間	からの水平 距離が 1 0 mを超える	
	容積率が十分の 五、十分の六又は 十分の八である区 域	築物又は 地階を除	1. 5	3時間	2時間	
用地域又は 田園住居地	容積率が十分の十 又は十分の十五で ある区域		地階を除く階数が	メートル	4時間	2.5時間
域	容積率が十分の二 十である区域			5時間	3時間	
	容積率が十分の十 又は十分の十五で ある区域	mを超え	4メー	3時間	2時間	
第一種中高 層住居専用 地域又は第 二種中高層	住居専用って第一種高度地域又は第			3時間	2 時間	
住居専用地域	容積率が十分の二 十である区域(第 一種高度地区であ るものを除く。)		トル	4時間	2.5時間	
	容積率が十分の三 十である区域			5時間	3時間	

		 新							旧			
第一種住居	容積率が十分の二 十である区域であ つて第一種高度地 区又は第二種高度 地区であるもの			4 時間	2. 5時間		第一種住居	容積率が十分の二 十である区域であ つて第一種高度地 区又は第二種高度 地区であるもの			4時間	2. 5時間
地域、第二 種住居地域 又は準住居 地域	容積率が十分の二 十である区域(第 一種高度地区又は 第二種高度地区で あるものを除 く。)	高さ10 mを超え る建築物	4メー トル	5 時間	3 時間	ポー 地域、第二 種住居地域 又は準住居 地域	容積率が十分の二 十である区域(第 一種高度地区又は 第二種高度地区で あるものを除 く。)	高さ10 mを超え る建築物	4メー トル	5時間	3時間	
	容積率が十分の三 十又は十分の四十 である区域			5 時間	3 時間			容積率が十分の三 十又は十分の四十 である区域			5時間	3 時間
近隣商業地域又は準工	容積率が十分の二 十である区域であ つて第一種高度地 区であるもの	高さ10 mを超え	4メー	4 時間	2. 5時間		近隣商業地域又は準工業地域	容積率が十分の二 十である区域であ つて第一種高度地 区であるもの	高さ10 -mを超え る建築物	4 メー	4時間	2. 5時間
業地域	容積率が十分の二 十である区域であ つて第二種高度地 区であるもの	る建築物		5 時間	3 時間			容積率が十分の二 十である区域であ つて第二種高度地 区であるもの		トル	5 時間	3時間
第四章 第							第四章					
イツチは出入り 2 機械室は、f 〔解説〕	レベーターの機械室 コの近くで見やすい 也の用途に使用して	位置に設け はならない	なけれ	ばならない	, \ ₀	ラス 第四 イ 2 〔解	十七条 エ ツチは出入 機械室は、(説)	口の近くで見やすい 他の用途に使用して	位置に設けなるない	けなけれい。	ばならな	ν _°
ものである。 (エレベータ・	レベーター機械室の 一の点検用コンセン の各号に掲げる部分	 -				t	のである。 エレベータ・	レベーター機械室の 一の点検用コンセン の冬号に掲げる部分	(F)			

新	旧
ればならない。	ればならない。
一の機械室の内部	一の機械室の内部
二 かごの上部	二 かごの上部
三 ピツトの壁	三ピツトの壁
〔解説〕	〔解説〕
本条は、修理点検用のコンセント設置箇所を定めたものである。	本条は、修理点検用のコンセント設置箇所を定めたものである。
(昇降機の電気設備)	(昇降機の電気設備)

- 電気設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 配線は、金属性のコンジット管に収めるか、又は可(か)擦(とう)外 (がい)装(そう)電(でん)覧(らん)とすること。
- 二 昇降路内の電気設備には覆いを設け、その覆いが金属性の場合は接地さ せること。
- 三 配線と大地間との絶縁抵抗値は、次の表に掲げる数値以上とすること。

回路の用途	回路の使用電圧の区分(単	絶縁抵抗値(単位メグオー
凹路の用述	位ボルト)	ム)
電動機主回路	三百以下のもの	$\circ \cdot \vec{-}$
	三百を超えるもの	〇・四
制御回路	百五十以下のもの	O • —
信号回路	百五十を超え三百以下のも	$\circ \cdot $
照明回路	Ø	

「解説〕

本条はエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する電 気設備の要件を定めたものである。

第一号は、配線の保護について規定したものであり、絶縁電線を金属性の コンジット管に収めるか、又は絶縁電線に保護外被覆を施したもの(ケーブ ル)とすることを要求している。

第二号の接地については、第三種以上の接地工事を指し、また、第三号は 漏電防止の見地からその数値は最低の値としており、これ以上であることが 要求される。

(エスカレーターの点検口)

第四十九条 エレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する「第四十九条 エレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する 電気設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 配線は、金属性のコンジット管に収めるか、又は可(か)撓(とう)外 (がい)装(そう)電(でん)覧(らん)とすること。
- 二 昇降路内の電気設備には覆いを設け、その覆いが金属性の場合は接地さ せること。
- 三 配線と大地間との絶縁抵抗値は、次の表に掲げる数値以上とすること。

回路の用途	回路の使用電圧の区分(単	絶縁抵抗値(単位メグオー
凹鉛の用述	位ボルト)	ム)
電動機主回路	三百以下のもの	O • <u>_</u>
	三百を超えるもの	O • 🖂
制御回路	百五十以下のもの	O • —
信号回路	百五十を超え三百以下のも	O • <u></u>
照明回路	Ø	

本条はエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する電 気設備の要件を定めたものである。

第一号は、配線の保護について規定したものであり、絶縁電線を金属性の コンジット管に収めるか、又は絶縁電線に保護外被覆を施したもの(ケーブ ル)とすることを要求している。

第二号の接地については、第三種以上の接地工事を指し、また、第三号は 漏電防止の見地からその数値は最低の値としており、これ以上であることが 要求される。

(エスカレーターの点検口)

第五十条 エスカレーターの上端部及び下端部には、四十五センチメートル角 第五十条 エスカレーターの上端部及び下端部には、四十五センチメートル角 以上の開口面積を有する点検口を設けなければならない。

以上の開口面積を有する点検口を設けなければならない。

「解説」

本条はエスカレーターの点検口の設置とその要件について定めたものであ る。

「解説」

本条はエスカレーターの点検口の設置とその要件について定めたものであ る。

第四章の二 特定区域の特例

第四章の二 特定区域の特例

(適用区域等)

第五十条の二 この章の規定は、特定区域(総合保養地域整備法(昭和六十二|第五十条の二 この章の規定は、特定区域(総合保養地域整備法(昭和六十二 年法律第七十一号) 第七条第一項に規定する同意基本構想において定められ た特定地域の区域及びこれと同様の状況にある地域で知事が関係市町村の意 見を聴いて指定する区域(次項において「指定区域」という。)のうち、都 市計画区域及び法第六条第一項第三号の規定により知事が関係市町村の意見 を聴いて指定した区域をいう。以下この章において同じ。)に限り、適用す る。

2 知事は、指定区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。 これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(適用区域等)

年法律第七十一号) 第七条第一項に規定する同意基本構想において定められ た特定地域の区域及びこれと同様の状況にある地域で知事が関係市町村の意 見を聴いて指定する区域(次項において「指定区域」という。)のうち、都 市計画区域及び法第六条第一項第四号の規定により知事が関係市町村の意見 を聴いて指定した区域をいう。以下この章において同じ。)に限り、適用す る。

2 知事は、指定区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。 これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

「解説」

第一項はこの章の規定の適用区域を明確にしたものである。適用区域は 「特定区域」と称し、「リゾート法の特定地域」及び「同様の状況にある指 定区域」のうち、都市計画区域及び建築基準法第六条第一項第三号の規定に より知事が指定した区域からなる。

特定地域は、平成元年四月十八日に国において「総合保養地域の整備に関 する基本構想」(房総リゾート地域整備構想)が承認され、そこに定められ た三十七市町村十七万八千ヘクタールに及ぶ区域である。総合保養地域整備 法にいう特定地域とは、良好な自然条件を有する地域で、スポーツ、レクリ エーション、教養文化活動等に資するための機能の整備を行おうとする地域 である。本県においては、民間事業者が、そのような機能の整備を見越して リゾートマンションや保養施設等が建築されている。指定区域は特定区域と 同様な状況にある地域について、知事が当該市町村長の意見を聴いて指定す る区域であり、県民のレクリエーション嗜好の推移によっては、リゾートマ ンション等の立地に今後変化が起こることがないとは言えないため、それら の変化に機動的に対処し、秩序ある県土の発展に支障を生じさせないよう、

「解説」

- 第一項はこの章の規定の適用区域を明確にしたものである。適用区域は 「特定区域」と称し、「リゾート法の特定地域」及び「同様の状況にある指 定区域」のうち、都市計画区域及び建築基準法第六条第一項第四号の規定に より知事が指定した区域からなる。

特定地域は、平成元年四月十八日に国において「総合保養地域の整備に関 する基本構想」(房総リゾート地域整備構想)が承認され、そこに定められ た三十七市町村十七万八千ヘクタールに及ぶ区域である。総合保養地域整備 法にいう特定地域とは、良好な自然条件を有する地域で、スポーツ、レクリ エーション、教養文化活動等に資するための機能の整備を行おうとする地域 である。本県においては、民間事業者が、そのような機能の整備を見越して リゾートマンションや保養施設等が建築されている。指定区域は特定区域と 同様な状況にある地域について、知事が当該市町村長の意見を聴いて指定す る区域であり、県民のレクリエーション嗜好の推移によっては、リゾートマ ンション等の立地に今後変化が起こることがないとは言えないため、それら の変化に機動的に対処し、秩序ある県土の発展に支障を生じさせないよう、

特定地域の外であっても、知事が、必要に応じて基準を適用すべき区域を指 定できることとしている。

ことを規定している。

(安全の確保等に係る基準)

- で規則で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合 計が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超えるものは、 次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、知事が当該建築 物及びその敷地の状況並びにその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安 全上並びに防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 一 敷地は、次の表の上欄に掲げる当該建築物の区分に応じ、当該中欄に掲し げる数値以上の幅員の道路に、当該下欄に掲げる長さ以上接すること。

当該建築	薬物の区分	道路の幅員	敷地が道路に	
延べ面積 (単位平方メート ル)	高さ (単位メートル)	(単位メートル)	接する長さ (単位メート ル)	
二千以下のもの	十五以下のもの	四	八	
	十五を超えるもの	六	八	
二千を超えるもの	十五以下のもの	四	+	
	十五を超えるもの	六	+	

- 二 当該建築物の周囲(幅員四メートル以上の道路に接する部分を除く。) に、幅員が四メートル以上の避難上有効な空地を設けること。
- 三 避難階以外の階においては、各住戸又は寝室にそれぞれ避難上有効なバ ルコニーその他これに類する施設を設けること。
- 2 前項本文の規定を適用する場合においては、第五条、第八条及び第三十九 2 条の規定は、これを適用しない。

「解説]

本条が対象とするリゾートマンション等は、定住者が少なく、休日に宿泊 施設的に利用され、避難方法や敷地周辺の状況に詳しくない者が利用する場 合が多いこと、専従の従業員がいない等から火災の発見や避難に支障が生じ る恐れがあることから、一定規模以上のものを対象として、敷地が道路に接 する長さ等防災上の安全措置を義務付けるものである。

特定地域の外であっても、知事が、必要に応じて基準を適用すべき区域を指 定できることとしている。

ことを規定している。

(安全の確保等に係る基準)

- 第五十条の三 特定区域内にある共同住宅、寄宿舎その他これらに類する用途<mark>|</mark>第五十条の三 特定区域内にある共同住宅、寄宿舎その他これらに類する用途 で規則で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合 計が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超えるものは、 次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、知事が当該建築 物及びその敷地の状況並びにその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安 全上並びに防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - 一 敷地は、次の表の上欄に掲げる当該建築物の区分に応じ、当該中欄に掲 げる数値以上の幅員の道路に、当該下欄に掲げる長さ以上接すること。

当該建領	築物の区分	道路の幅員	敷地が道路に
延べ面積 (単位平方メート ル)	高さ (単位メートル)	世路の幅貝 (単位メー トル)	接する長さ (単位メート ル)
二千以下のもの	十五以下のもの	四	八
	十五を超えるもの	六	八
二千を超えるもの	十五以下のもの	四	+
	十五を超えるもの	六	+

- 二 当該建築物の周囲(幅員四メートル以上の道路に接する部分を除く。) に、幅員が四メートル以上の避難上有効な空地を設けること。
- 三 避難階以外の階においては、各住戸又は寝室にそれぞれ避難上有効なバ ルコニーその他これに類する施設を設けること。
- 前項本文の規定を適用する場合においては、第五条、第八条及び第三十九 条の規定は、これを適用しない。

[解説]

本条が対象とするリゾートマンション等は、定住者が少なく、休日に宿泊 施設的に利用され、避難方法や敷地周辺の状況に詳しくない者が利用する場 合が多いこと、専従の従業員がいない等から火災の発見や避難に支障が生じ る恐れがあることから、一定規模以上のものを対象として、敷地が道路に接 する長さ等防災上の安全措置を義務付けるものである。

旧

規模については、リゾートマンション等に係る県内の紛争事例の分析から、延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物とした。

用途については、かつて県内のリゾート地域で問題となったリゾートマンション等の類似施設としては、会員制ホテルや会社保養所等各種の権利形態のものがあるので、適用対象建築物としては、共同住宅、寄宿舎及びその他これらに類する用途としている。共同住宅、寄宿舎に類する用途のものは規則で定めることとしているが、定めているものはない。なお、会員制ホテル、会社保養所、コンドミニアム、ウイークリーマンション等で旅館業法第三条の経営許可を取得して経営するものは、ホテル又は旅館として扱い、そうでないものは計画内容や利用形態から判断して共同住宅や寄宿舎として取扱うものとしている。

- 第一項第一号は、接道に関する規定であり、リゾートマンション等の規模-及び高さによりその敷地が接する道路の幅員と敷地がその道路に接する長さ を規定している。火災時に、消防車等が迅速・確実に到着し、消火、救助等 を手際よく行うとともに、地理に不案内なリゾートマンション等の利用者で も安全に避難が可能とするためには、少なくとも幅員四メートル以上の現況 を有する道路が必要である。

都市計画区域外においても、本条における「道路」の定義は法第四十二条の 規定によること(平成五年六月二十五日付け建設省住指発第二百二十五号、 建設省住街発第九十四号建設省住宅局建築指導課長及び同市街地建築課長か らの法施行通達)とされているため、一定の条件が要求される。

まず敷地が接する道路の幅員については、対象建築物の規模が大きくなるにつれ、火災時等に現場に集まる車両が増加し、行われる作業量が増大するので、高さが十五メートル以下のものは道路の幅員を四メートル以上、高さが十五メートルを超えるものについては、道路の幅員を六メートル以上としている。

次に、敷地が道路に接する長さについては、条例第五条で、延べ面積が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接することとしているが、前述のように、リゾートマンション等の利用者の特性から、安全な避難を確保するとともに救助の容易性を確保するため、接道長さを八メートル以上としている。しかし、建築基準法施行令第百二十六条の六で、高さ三十一メートル以下の部分にある三階以上の階には非常用の進入口を設け

規模については、リゾートマンション等に係る県内の紛争事例の分析から、延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物とした。

用途については、かつて県内のリゾート地域で問題となったリゾートマンション等の類似施設としては、会員制ホテルや会社保養所等各種の権利形態のものがあるので、適用対象建築物としては、共同住宅、寄宿舎及びその他これらに類する用途としている。共同住宅、寄宿舎に類する用途のものは規則で定めることとしているが、定めているものはない。なお、会員制ホテル、会社保養所、コンドミニアム、ウイークリーマンション等で旅館業法第三条の経営許可を取得して経営するものは、ホテル又は旅館として扱い、そうでないものは計画内容や利用形態から判断して共同住宅や寄宿舎として取扱うものとしている。

一 第一項第一号は、接道に関する規定であり、リゾートマンション等の規模 及び高さによりその敷地が接する道路の幅員と敷地がその道路に接する長さ を規定している。火災時に、消防車等が迅速・確実に到着し、消火、救助等 を手際よく行うとともに、地理に不案内なリゾートマンション等の利用者で も安全に避難が可能とするためには、少なくとも幅員四メートル以上の現況 を有する道路が必要である。

都市計画区域外においても、本条における「道路」の定義は法第四十二条の 規定によること(平成五年六月二十五日付け建設省住指発第二百二十五号、 建設省住街発第九十四号建設省住宅局建築指導課長及び同市街地建築課長か らの法施行通達)とされているため、一定の条件が要求される。

まず敷地が接する道路の幅員については、対象建築物の規模が大きくなるにつれ、火災時等に現場に集まる車両が増加し、行われる作業量が増大するので、高さが十五メートル以下のものは道路の幅員を四メートル以上、高さが十五メートルを超えるものについては、道路の幅員を六メートル以上としている。

次に、敷地が道路に接する長さについては、条例第五条で、延べ面積が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接することとしているが、前述のように、リゾートマンション等の利用者の特性から、安全な避難を確保するとともに救助の容易性を確保するため、接道長さを八メートル以上としている。しかし、建築基準法施行令第百二十六条の六で、高さ三十一メートル以下の部分にある三階以上の階には非常用の進入口を設け

ることとされている点を考慮し、特に延べ面積が二千平方メートルを超える 大規模なものについては、はしご車の活動を想定し、接道長さを十メートル 以上としている。

なお、本条の適用にあたり、同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、 その延べ面積の合計による。

第二号は、建物の周囲に幅員四メートル以上の避難上有効な空地を設ける□第二号は、建物の周囲に幅員四メートル以上の避難上有効な空地を設ける 規定である。

共同住宅等の周囲に設ける空地については、条例第三十九条においてその 幅員を一・五メートル以上とする等を定めているが、本条は延べ面積が五百 平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える規模のもので、リ ゾートマンション等の特性にも配慮し、必要な幅員を四メートル以上として いる。

周囲空地の取扱い及び設置方法としては、次のように考えられる。

- ・原則として柱・はり・外壁面のうち一番突出している部分から測ることと する。バルコニーについてはできるだけその先端から四メートル以上とす ることが望ましいが、当該空地が各階からの避難上有効に機能し、かつ消 防活動を妨げる恐れがない場合は外壁面からとることもやむを得ない。
- ・崖地等の急傾斜なもの、または地表面から突出する工作物や駐車場等避難 上支障のあるものは避難上有効な空地として扱わない。
- ・植栽については、芝生等は差し支えないが、植樹する場合は規定の趣旨か らして、一・五から二メートル程度の通路を確保し、なおかつ、消防当局 と十分協議する必要がある。
- ・幅員四メートル以上の道路に接する部分は除かれる。二方向以上の場合も 各々幅員四メートル以上あれば同様とする。ただし、自動車専用道路等の 場合は管理者と協議が必要である。
- する規定である。

前述のように、リゾートマンション等は、火災時等に認知が遅れ避難の機 会を失するおそれがあるため、バルコニー等安全な予備的手段を確保してお く必要がある。マンション形式の場合には、各住戸に一以上のバルコニー等 を、寄宿舎形式の場合には、各寝室に一以上のバルコニー等を設けることと している。

|四 第一項本文ただし書については、知事の認定により一号から三号までの緩 ||四 第一項本文ただし書については、知事の認定により一号から三号までの緩 |

ることとされている点を考慮し、特に延べ面積が二千平方メートルを超える 大規模なものについては、はしご車の活動を想定し、接道長さを十メートル 以上としている。

なお、本条の適用にあたり、同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、そ の延べ面積の合計による。

規定である。

共同住宅等の周囲に設ける空地については、条例第三十九条においてその 幅員を一・五メートル以上とする等を定めているが、本条は延べ面積が五百 平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える規模のもので、リ ゾートマンション等の特性にも配慮し、必要な幅員を四メートル以上として いる。

周囲空地の取扱い及び設置方法としては、次のように考えられる。

- ・原則として柱・はり・外壁面のうち一番突出している部分から測ることと する。バルコニーについてはできるだけその先端から四メートル以上とす ることが望ましいが、当該空地が各階からの避難上有効に機能し、かつ消 防活動を妨げる恐れがない場合は外壁面からとることもやむを得ない。
- ・崖地等の急傾斜なもの、または地表面から突出する工作物や駐車場等避難 上支障のあるものは避難上有効な空地として扱わない。
- ・植栽については、芝生等は差し支えないが、植樹する場合は規定の趣旨か らして、一・五から二メートル程度の通路を確保し、なおかつ、消防当局 と十分協議する必要がある。
- ・幅員四メートル以上の道路に接する部分は除かれる。二方向以上の場合も 各々幅員四メートル以上あれば同様とする。ただし、自動車専用道路等の 場合は管理者と協議が必要である。
- 三 第三号は、避難階以外の住戸又は寝室に避難上有効なバルコニー等を設置 三 第三号は、避難階以外の住戸又は寝室に避難上有効なバルコニー等を設置 する規定である。

前述のように、リゾートマンション等は、火災時等に認知が遅れ避難の機 会を失するおそれがあるため、バルコニー等安全な予備的手段を確保してお く必要がある。マンション形式の場合には、各住戸に一以上のバルコニー等 を、寄宿舎形式の場合には、各寝室に一以上のバルコニー等を設けることと している。

和が可能であるが、ケースとしては次のような場合が考えられるので、知事 と十分協議のうえ認定申請を提出することが必要である。

- ・第一号の規定による道路以外に避難及び通行上有効な道に接している敷地 の場合
- ・既存建築物の増築等に係る場合
- ・公園、広場等に接する敷地に建築される場合
- ・その他合理的理由と認められる場合
- 趣旨の規定である第五条、第八条及び第三十九条の規定は適用せず、第一項 の規定によることとしているものである。

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

- おいては、第四十六条の二の規定にかかわらず、当該区域を法第五十六条の 二第一項の規定による対象区域とし、同項の規定により法別表第四(ろ)欄の 四の項イ又はロのうちから指定するものは同項ロとし、同条第一項の規定に より指定する号は同表四の項(に)欄の(三)の号とする。
- が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物(以 下この項において「対象建築物」という。)は、冬至日の真太陽時による午 前八時から午後四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水 平面(特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。)に、 次の表の上欄に掲げる範囲において、同表の下欄に掲げる時間以上日影とな る部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、知事が 土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて千葉県建 築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居 住環境を害するおそれがないものとして政令第百三十五条の十二第一項に定 める位置及び同条第二項に定める規模の範囲内において増築し、改築し、若 しくは移転する場合においては、この限りでない。

範囲	日影時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲	五時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲	三時間

和が可能であるが、ケースとしては次のような場合が考えられるので、知事 と十分協議のうえ認定申請を提出することが必要である。

- 第一号の規定による道路以外に避難及び通行上有効な道に接している敷地 の場合
- ・既存建築物の増築等に係る場合
- ・公園、広場等に接する敷地に建築される場合
- ・その他合理的理由と認められる場合
- 趣旨の規定である第五条、第八条及び第三十九条の規定は適用せず、第一項 の規定によることとしているものである。

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

- 第五十条の四 特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域に 第五十条の四 特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域に おいては、第四十六条の二の規定にかかわらず、当該区域を法第五十六条の 二第一項の規定による対象区域とし、同項の規定により法別表第四(ろ)欄の 四の項イ又はロのうちから指定するものは同項ロとし、同条第一項の規定に より指定する号は同表四の項(に)欄の(三)の号とする。
- 2 特定区域(都市計画区域を除く。次項において同じ。)内にある延べ面積 2 特定区域(都市計画区域を除く。次項において同じ。)内にある延べ面積 が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物(以 下この項において「対象建築物」という。)は、冬至日の真太陽時による午 前八時から午後四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水 平面(特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。)に、 次の表の上欄に掲げる範囲において、同表の下欄に掲げる時間以上日影とな る部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、知事が 土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて千葉県建 築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居 住環境を害するおそれがないものとして政令第百三十五条の十二第一項に定 める位置及び同条第二項に定める規模の範囲内において増築し、改築し、若 しくは移転する場合においては、この限りでない。

範囲	日影時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲	五時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が十メー トルを超える範囲	三時間

3 前項に定めるもののほか、特定区域の日影による中高層の建築物の高さの 3 制限については、法第五十六条の二の規定を準用する。この場合において、 同条第四項中「高さが十メートル」とあるのは、「延べ面積が五百平方メー トルを超え、かつ、高さが十三メートル」と読み替えるものとする。

[解説]

- リゾート地域においては、リゾートマンション等高層の建築物が建つこと により、近隣と多くの日照紛争を引き起こしている例がある。本条はそのよ うな事態を未然に防ぎ、衛生的で秩序ある地域を形成するため、日影時間を 規制するものである。また、前条とは異なり、建築物の用途に関係なく規模 で適用されるので注意が必要である。
- 二 第一項は、特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域 を、条例第四十六条の二の規定にかかわらず法第五十六条の二第一項の規定 による日影規制の対象区域とし、高さが十メートルを超える建築物は、都市 部の一般の住宅地なみの日影規制を受けることとしたものである。

すなわち、対象建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時 までの間で、平均地盤面からの高さが四メートルの水平面における日影が、 敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲におい ては五時間以内、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲にお いては三時間以内としなければならない。

|三 第二項は、特定区域内の法<mark>第六条第一項第三</mark>号の規定により指定された区||三 第二項は、特定区域内の法<mark>第六条第一項第四号</mark>の規定により指定された区 域に適用されるもので、延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが 十三メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後 四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水平面(特定区域 外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。)における日影が、敷 地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲において は五時間以内、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲におい ては三時間以内としなければならないとするものである。第一項とは対象建 築物の範囲が異なるので注意が必要である。

表(略)

|四 第二項ただし書は、知事が千葉県建築審査会の同意を得て許可することに|四 第二項ただし書は、知事が千葉県建築審査会の同意を得て許可することに より、第二項に基づく規制の緩和が可能であるが、ケースとしては次のよう な場合が考えられるので、知事と十分協議のうえ許可申請を提出することが 必要である。

前項に定めるもののほか、特定区域の日影による中高層の建築物の高さの 制限については、法第五十六条の二の規定を準用する。この場合において、 同条第四項中「高さが十メートル」とあるのは、「延べ面積が五百平方メー トルを超え、かつ、高さが十三メートル」と読み替えるものとする。

[解説]

- リゾート地域においては、リゾートマンション等高層の建築物が建つこと により、近隣と多くの日照紛争を引き起こしている例がある。本条はそのよ うな事態を未然に防ぎ、衛生的で秩序ある地域を形成するため、日影時間を 規制するものである。また、前条とは異なり、建築物の用途に関係なく規模 で適用されるので注意が必要である。
- 二 第一項は、特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域 を、条例第四十六条の二の規定にかかわらず法第五十六条の二第一項の規定 による日影規制の対象区域とし、高さが十メートルを超える建築物は、都市 部の一般の住宅地なみの日影規制を受けることとしたものである。

すなわち、対象建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時 までの間で、平均地盤面からの高さが四メートルの水平面における日影が、 敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲におい ては五時間以内、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲にお いては三時間以内としなければならない。

域に適用されるもので、延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが 十三メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後 四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水平面(特定区域 外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。)における日影が、敷 地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲において は五時間以内、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲におい ては三時間以内としなければならないとするものである。第一項とは対象建 築物の範囲が異なるので注意が必要である。

表(略)

より、第二項に基づく規制の緩和が可能であるが、ケースとしては次のよう な場合が考えられるので、知事と十分協議のうえ許可申請を提出することが 必要である。

- ・既存建築物の敷地内の増築等によって生じる日影が、周囲の居住環境を害 するおそれのない場合
- ・当該地域が既に商業地域的な土地利用である場合
- ・敷地の周辺の地形等から日照について配慮を要する施設等が立地しないな ど、合理的な理由と認められる場合

なお、法第五十六条の二第一項ただし書の緩和規定に準じ、許可を受けた際 における敷地の区域内で、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に おいて新たに日影となる部分を生じさせることのない規模の増築、改築又は 移転をする場合は、改めて許可を要しない。

五 第三項は、第二項の規定に関して法第五十六条の二の規定にある、敷地周 五 第三項は、第二項の規定に関して法第五十六条の二の規定にある、敷地周 辺の状況による緩和や対象区域外にある建築物に対する法の規定を準用する こととするもので、併せて対象建築物の読み替えを行う旨を規定したもので ある。

図 (略)

第五章 雑則

(既存建築物に対する制限の緩和)

- 第五十一条 法第三条第二項の規定により第二十二条の二第一項又は第三十四|第五十一条 条第一項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこ れらの規定の適用を受けないこととなった日以後に増築又は改築(政令第百 三十七条の四第一号イに該当する増築又は改築であつて、当該増築又は改築 に係る部分がこれらの規定に適合するものに限る。)の工事に着手し、これ らの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号
- 2 法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けない 建築物で、法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を 受けないこととなった日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着 手し、同項の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三 項第三号及び第四号の規定にかかわらず、第五十条の四第二項の規定は、適 用しない。

及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

法第三条第二項の規定により**第二十二条の二第一項、第二十五条、第二十**2 法第三条第二項の規定により**第二十五条又は第二十六条第一項**の規定の適 六条第一項又は第三十四条第一項の規定の適用を受けない建築物(独立部分 (次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分をい

- ・既存建築物の敷地内の増築等によって生じる日影が、周囲の居住環境を害 するおそれのない場合
- ・当該地域が既に商業地域的な土地利用である場合
- ・敷地の周辺の地形等から日照について配慮を要する施設等が立地しないな ど、合理的な理由と認められる場合

なお、法第五十六条の二第一項ただし書の緩和規定に準じ、許可を受けた際 における敷地の区域内で、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に おいて新たに日影となる部分を生じさせることのない規模の増築、改築又は 移転をする場合は、改めて許可を要しない。

辺の状況による緩和や対象区域外にある建築物に対する法の規定を準用する こととするもので、併せて対象建築物の読み替えを行う旨を規定したもので ある。

図 (略)

第五章 雑則

(既存建築物に対する制限の緩和)

法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けない 建築物で、法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を 受けないこととなった日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着 手し、同項の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三 項第三号及び第四号の規定にかかわらず、第五十条の四第二項の規定は、適 用しない。

用を受けない建築物(これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であ つても別の建築物とみなすことができる部分(政令第百十七条第二項各号に

う。以下この項において同じ。)が二以上あるものに限る。以下この項(<u>各</u> 号を除く。) において同じ。) で、法第三条第二項の規定によりこれらの規 定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大 規模の模様替(以下この条において「増築等」という。)の工事に着手し、 これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第 三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独 立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

- 一) 第二十二条の二第一項又は第三十四条第一項に規定する基準の適用上一 の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第百九条の 八に規定する建築物の部分
- (二) 第二十五条又は第二十六条第一項に規定する基準の適用上一の建築物で あつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第百十七条第二項各号 に掲げる建築物の部分
- 4 法第三条第二項の規定により第三十六条、第四十条の二、第四十一条又は 3 法第三条第二項の規定により第三十六条又は第四十条の二の規定の適用を 第四十三条の二の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定に よりこれらの規定の適用を受けないこととなった日以後に増築等の工事に着 手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第 三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等を する部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- 5 知事は、法第三条第二項の規定により第五条、第七条、第八条、第十四 条、第十五条、第二十三条又は第二十四条の規定の適用を受けない建築物 で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなっ た日以後に増築等の工事に着手し、法第三条第三項第三号及び第四号の規定 によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及 び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、これらの規定による 制限を緩和することができる。

[解説]

本条は既存不適格建築物において増築等(増築、改築、大規模の修繕又は 大規模の模様替え)を行う際の緩和規定である。

第一項は法第三条第二項の規定により第二十二条の二第一項又は第三十四 条第一項の規定に定める耐火建築物とすることを求める規定の適用を受けな い建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこ ととなった日以後に増築又は改築の工事に着手するものについて、当該増築

- 掲げる建築物の部分をいう。以下この項において「独立部分」という。)が 二以上あるものに限る。以下この項において同じ。)で、法第三条第二項の 規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなった日以後に増築、改 築、大規模の修繕又は大規模の模様替え、(以下この条において「増築等」 という。)の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものに ついては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築 物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規 定は、適用しない。

- 受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受け ないこととなった日以後に増築等の工事に着手し、これらの規定の適用を受 けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定に かかわらず、その建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に対して は、これらの規定は、適用しない。
- 4 知事は、法第三条第二項の規定により第五条、第七条、第八条、第十四 条、第十五条、第二十三条又は第二十四条の規定の適用を受けない建築物 で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなっ た日以後に増築等の工事に着手し、法第三条第三項第三号及び第四号の規定 によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及 び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、これらの規定による 制限を緩和することができる。

「解説」

本条は既存不適格建築物において増築等(増築、改築、大規模の修繕又は 大規模の模様替え)を行う際の緩和規定である。

旧

又は改築に係る部分が政令第百三十七条の四第一号イに該当する火熱遮断壁等で区画されるものであって、これらの規定に適合するものに限り、既存不適格となる既存部分に対しては、第二十二条の二第一項又は第三十四条第一項の規定を適用除外とするものである。

なお、当該増築又は改築に係る部分の用途、規模等が第二十二条の二第一項又は第三十四条第一項の適用対象外の場合、これらの規定に適合するものとなる。

図 (略)

- 三 法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定に定める、日影による中高層の建築物の高さの制限の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けないこととなった日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同条の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外の部分に対しては、第五十条の四第二項の規定は、適用しない。
- 三 第三項は第二十二条の二第一項、第二十五条、第二十六条第一項又は第三十四条第一項に関する緩和規定である。第二十二条の二第一項は興行場等、第三十四条第一項は旅館又はホテルに耐火建築物とすることを求める規定であるが、増築等を行う既存部分が政令第百九条の八に規定する建築物の部分により独立部分が二以上あるものについては、第二十二条の二第一項又は第三十四条第一項について、当該増築等を行う独立部分以外の独立部分に対してはこれらの規定を適用しない。第二十五条は物品販売業を営む店舗等の主要出入口、第二十六条第一項は物品販売業を営む店舗等の通路についての規定であるが、増築等を行う既存部分が政令第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分により独立部分が二以上あるものについては、第二十五条又は第二十六条第一項について、当該増築等を行う独立部分以外の独立部分に対してはこれらの規定を適用しない。

図 (略)

四 <u>第四項</u>は第三十六条<u>、</u>第四十条の二<u>、第四十一条又は第四十三条の二</u>に関<u>三</u> する緩和規定である。第三十六条は旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に 供する条例適用の建築物について政令第二十三条の規定の特例を定め、<u>政令</u> 第百二十一条の規定により設ける直通階段のけあげ、踏面並びに階段及び踊

- 上 法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定に定める、日影による中高層の建築物の高さの制限の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けないこととなった日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同条の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外の部分に対しては、第五十条の四第二項の規定は、適用しない。
- 二 第二項は第二十五条又は第二十六条第一項に関する緩和規定である。第二十五条は物品販売業を営む店舗等の主要出入口<u>についての緩和規定、</u>第二十六条第一項は物品販売業を営む店舗等の通路についての<u>緩和規定</u>であるが、 既存部分と増築等により規定の適用を受ける部分の間が、政令第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分<u>に該当すれば、</u>第二十五条又は<u>第二十六条</u>について<u>法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、</u>適用しない。

図 (略)

三 第三項は第三十六条<u>又は</u>第四十条の二に関する緩和規定である。第三十六 条は旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する条例適用の建築物につい て政令第二十三条の規定の特例を定め、屋外に設ける階段及び踊場の幅につ いて既存部分を適用除外とするものである。第四十条の二は児童福祉施設等

場の幅を規定したものだが、増築等の際に屋外に設ける階段及び踊場の幅に ついて既存部分を適用除外とするものである。第四十条の二は児童福祉施設 等の出入口等の床面の段差を禁止するものであり、関連する規制として千葉 県福祉のまちづくり条例があるが、床面の段差の解消についてのみ最低の基 準として本条例に定めたものである。

しかし、増築等の際に既存部分の段差までも同時に解消することを義務付 けるのは難しいと判断されたため、既存部分を適用除外とするものである。 ただし、千葉県福祉のまちづくり条例に基づく既存部分の整備努力義務は別 途あるので留意する必要がある。

第四十一条は児童福祉施設等、第四十三条の二は長屋に係る内装制限につ いての規定であり、令和四年の法改正に伴い、増築等を行わない部分につい て内装制限(法第三十五条の二)に係る規定の溯及対象外とされたことを踏 まえ、条例の内装制限についても増築等を行わない部分を遡及対象外とした ものである。

五 第五項は、第五条のほか敷地と道路の関係に係る制限等の緩和規定であ る。増築等の際に道路の拡幅整備または道路への接道長さの拡大等は困難な 場合が多いと考えられる。そこで申請者からの認定申請を受けて、知事が建 築物の用途、増改築の目的や規模及び敷地の周囲の空地の状況等から避難及 び通行の安全性への影響の程度を勘案し総合的に判断して制限の緩和を行う ことができることとしたものである。

(敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外)

第五十一条の二 第五条、第七条、第八条、第十四条、第二十三条、第四十四 第五十一条の二 第五条、第七条、第八条、第十四条、第二十三条、第四十四 条及び第五十条の三第一項第一号の規定は、特定行政庁が法第四十三条第二 項第一号の規定により認定した建築物又は同項第二号の規定により許可した 建築物については、適用しない。

[解説]

平成三十年九月施行の改正建築基準法により、法第四十三条第二項第一号 が認定制に、また同項第二号が許可制になったことに伴い、当該認定又は許 可の際には本条例に基づく関連する規定も勘案して認定又は許可を行い、別 途条例各条に基づく認定は不要とすることが望ましいことから、適用除外規 定を設けるものである。したがって、認定又は許可にあたっては当該条文に ついても勘案して認定又は許可の審査が行われる。

(仮設建築物等に対する適用除外)

の出入口等の床面の段差を禁止するものであり、関連する規制として千葉県 福祉のまちづくり条例があるが、床面の段差の解消についてのみ最低の基準 として本条例に定めたものである。

しかし、増築等の際に既存部分の段差までも同時に解消することを義務付 けるのは難しいと判断されたため、既存部分を適用除外とするものである。 ただし、千葉県福祉のまちづくり条例に基づく既存部分の整備努力義務は別 涂あるので留意する必要がある。

第四項は、第五条のほか敷地と道路の関係に係る制限等の緩和規定である。 る。増築等の際に道路の拡幅整備または道路への接道長さの拡大等は困難な 場合が多いと考えられる。そこで申請者からの認定申請を受けて、知事が建 築物の用途、増改築の目的や規模及び敷地の周囲の空地の状況等から避難及 び通行の安全性への影響の程度を勘案し総合的に判断して制限の緩和を行う ことができることとしたものである。

(敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外)

条及び第五十条の三第一項第一号の規定は、特定行政庁が法第四十三条第二 項第一号の規定により認定した建築物又は同項第二号の規定により許可した 建築物については、適用しない。

[解説]

平成三十年九月施行の改正建築基準法により、法第四十三条第二項第一号 が認定制に、また同項第二号が許可制になったことに伴い、当該認定又は許 可の際には本条例に基づく関連する規定も勘案して認定又は許可を行い、別 途条例各条に基づく認定は不要とすることが望ましいことから、適用除外規 定を設けるものである。したがって、認定又は許可にあたっては当該条文に ついても勘案して認定又は許可の審査が行われる。

(仮設建築物等に対する適用除外)

第五十二条 この条例の規定は、特定行政庁が法第八十五条第六項及び第七項|第五十二条 この条例の規定は、特定行政庁が法第八十五条第六項及び第七項 の規定により許可した仮設建築物並びに法第八十七条の三第六項及び第七項 の規定により許可した建築物については、適用しない。

の規定により許可した仮設建築物並びに法第八十七条の三第六項及び第七項 の規定により許可した建築物については、適用しない。

[解説]

本条は、仮設興行場、仮設店舗等仮設建築物に対する仮設許可をする場合 及び用途を変更して一時的に興行場等、特別興行場等として使用することを 許可する場合には、この条例の規定は適用がないものとする旨規定したもの である。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第五十二条の二 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第|第五十二条の二 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第 一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けた一団地又は一定の-団の土地の区域内の建築物に対する第五条、第七条、第八条、第十四条、第 十六条第一項第二号、第二項及び第三項、第二十三条、第二十五条、第二十 七条第三号、第四十条第一項、第四十三条第一項、第四十四条、第五十条の 三(第一項第二号及び第三号を除く。)並びに第五十条の四第二項及び第三 項の規定の適用については、当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該 建築物の一の敷地とみなす。

[解説]

法第八十六条及び法第八十六条の二はいわゆる一団地認定(許可)に関す る規定で、総合的な観点から設計された複数の建築物については、建築基準 法の一部の規定(特例対象規定)の適用にあっては、当該建築物が一団地又 は一定の一団の土地の区域内にあるものとみなす規定である。本条例の一部 の規定についても、法と同様の取扱いをすることが適当な条文があるので、 一団地又は一定の一団の土地の区域内にあるものとみなすことを規定したも のである。したがって、これらの認定又は許可にあたっては、当該条文につ いても勘案して認定又は許可の審査が行われる。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外)

第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第百二十九条第一項の規定により、 当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証 法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについて は、第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、第 十八条の二、第二十二条、第二十六条及び第三十七条の規定は、適用しな

[解説]

本条は、仮設興行場、仮設店舗等仮設建築物に対する仮設許可をする場合 及び用途を変更して一時的に興行場等、特別興行場等として使用することを 許可する場合には、この条例の規定は適用がないものとする旨規定したもの である。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けた一団地又は一定の一 団の土地の区域内の建築物に対する第五条、第七条、第八条、第十四条、第 十六条第一項第二号、第二項及び第三項、第二十三条、第二十五条、第二十 七条第三号、第四十条第一項、第四十三条第一項、第四十四条、第五十条の 三(第一項第二号及び第三号を除く。)並びに第五十条の四第二項及び第三 項の規定の適用については、当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該 建築物の一の敷地とみなす。

「解説」

法第八十六条及び法第八十六条の二はいわゆる一団地認定(許可)に関す る規定で、総合的な観点から設計された複数の建築物については、建築基準 法の一部の規定(特例対象規定)の適用にあっては、当該建築物が一団地又 は一定の一団の土地の区域内にあるものとみなす規定である。本条例の一部 の規定についても、法と同様の取扱いをすることが適当な条文があるので、 一団地又は一定の一団の土地の区域内にあるものとみなすことを規定したも のである。したがって、これらの認定又は許可にあたっては、当該条文につ いても勘案して認定又は許可の審査が行われる。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外)

第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第百二十九条第一項の規定により、 当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証 法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについて は、第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、第 十八条の二、第二十二条、第二十六条及び第三十七条の規定は、適用しな

旧

「解説〕

平成十二年六月施行の建築基準法施行令の改正により、政令第百二十九条 の規定による階避難安全検証法により当該階の避難安全性能が確認できたも のについては、一部政令の規定を適用しないこととする規定が設けられたこ とに伴い、本条例における同趣旨の規定(階の避難に関連する廊下幅員等に 関する規定) についても、適用除外とする規定を設けるものである。

適用を除外する条文は、次のとおりである。

- ・第十六条第四項(興行場等の屋外に通ずるものでない出入口に関する準用 規定)
- 第十七条第一号(興行場等の客用の直通階段の配置)
- ・第十八条第一号から第四号まで(興行場等の客用廊下の幅員と行き止まり 廊下)
- 第十八条の二(興行場等の客席の用途に供する部分の出入口)
- ・第二十二条(興行場等の客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部 分との区画)
- ・第二十六条(物品販売業を営む店舗等の通路)
- ・第三十七条(旅館、ホテル又は下宿の廊下の幅)

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外)

建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全 検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについ ては、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七条第 一号から第四号まで、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二 十二条、第二十二条の二第三項、第二十五条(主要出入口の幅員に係る部分 に限る。)、第二十六条、第二十七条第一号及び第二号並びに第三十七条の 規定は、適用しない。

[解説]

平成十二年六月施行の建築基準法施行令の改正により、令第百二十九条の 二の規定による全館避難安全検証法により建築物の避難安全性能が確認でき たものについては、一部政令の規定を適用しないこととする規定が設けられ たことにともない、本条例における同趣旨の規定(避難に関連する廊下幅 員、階段、屋外への出入口等に関する規定)についても、適用除外とする規 定を設けるものである。

「解説〕

平成十二年六月施行の建築基準法施行令の改正により、政令第百二十九条 の規定による階避難安全検証法により当該階の避難安全性能が確認できたも のについては、一部政令の規定を適用しないこととする規定が設けられたこ とに伴い、本条例における同趣旨の規定(階の避難に関連する廊下幅員等に 関する規定) についても、適用除外とする規定を設けるものである。

適用を除外する条文は、次のとおりである。

- ・第十六条第四項(興行場等の屋外に通ずるものでない出入口に関する準用 規定)
- 第十七条第一号(興行場等の客用の直通階段の配置)
- ・第十八条第一号から第四号まで(興行場等の客用廊下の幅員と行き止まり 廊下)
- ・第十八条の二 (興行場等の客席の用途に供する部分の出入口)
- ・第二十二条(興行場等の客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部 分との区画)
- ・第二十六条(物品販売業を営む店舗等の通路)
- ・第三十七条(旅館、ホテル又は下宿の廊下の幅)

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外)

第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二第一項の規定により、当該 第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二第一項の規定により、当該 建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全 検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについ ては、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七条第 一号から第四号まで、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二 十二条、第二十二条の二第二項、第二十五条(主要出入口の幅員に係る部分 に限る。)、第二十六条、第二十七条第一号及び第二号並びに第三十七条の 規定は、適用しない。

[解説]

平成十二年六月施行の建築基準法施行令の改正により、令第百二十九条の 二の規定による全館避難安全検証法により建築物の避難安全性能が確認でき たものについては、一部政令の規定を適用しないこととする規定が設けられ たことにともない、本条例における同趣旨の規定(避難に関連する廊下幅 員、階段、屋外への出入口等に関する規定)についても、適用除外とする規 定を設けるものである。

適用を除外する条文は、次のとおりである。

- ・第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項(興行場等の屋外 に通ずる出入口の数、幅員等)
- ・第十七条第一号から第四号まで(興行場等の客用の直通階段の配置、幅員 等)
- ・第十八条第一号から第四号まで(興行場等の客用廊下の幅員と行き止まり 廊下)
- ・第十八条の二 (興行場等の客席の用途に供する部分の出入口)
- ・第二十二条(興行場等の客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部 分との区画)
- ・第二十二条の二第三項(主階が避難階以外の階にある興行場等の建築物の 部分と他の用途に供する部分との区画)
- ・第二十五条(物品販売業を営む店舗等の主要出入口の幅員に係る部分に限 る。)
- 第二十六条(物品販売業を営む店舗等の通路)
- ・第二十七条第一号及び第二号(マーケットの出入口及び通路の幅員と数)
- ・第三十七条(旅館、ホテル又は下宿の廊下の幅)

(手数料)

第五十二条の五 第五条ただし書、第七条ただし書、第八条ただし書、第十二┃第五十二条の五 第五条ただし書、第七条ただし書、第八条ただし書、第十二 条ただし書、第十四条第三項、第二十二条の三、第二十三条第三項、第三十 九条第三項第二号、第四十条第一項第二号、第四十二条第三項、第四十四条 第三項、第五十条の三第一項ただし書若しくは第五十一条第五項の規定によ る認定又は第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする 者は、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の定めると ころにより、手数料を納めなければならない。

[解説]

本条例に基づく知事への認定申請及び許可申請手数料は使用料及び手数料 条例に定める旨の規定である。

なお、県における本条例に基づく認定申請手数料については、一件につき 二万七千円、許可申請手数料については一件につき十六万円としている。

第六章 罰則

(罰則)

適用を除外する条文は、次のとおりである。

- ・第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項(興行場等の屋外 に通ずる出入口の数、幅員等)
- ・第十七条第一号から第四号まで(興行場等の客用の直通階段の配置、幅員 等)
- ・第十八条第一号から第四号まで(興行場等の客用廊下の幅員と行き止まり
- 第十八条の二(興行場等の客席の用途に供する部分の出入口)
- ・第二十二条(興行場等の客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部 分との区画)
- ・第二十二条の二第二項(主階が避難階以外の階にある興行場等の建築物の 部分と他の用途に供する部分との区画)
- ・第二十五条(物品販売業を営む店舗等の主要出入口の幅員に係る部分に限 る。)
- 第二十六条(物品販売業を営む店舗等の通路)
- ・第二十七条第一号及び第二号(マーケットの出入口及び通路の幅員と数)
- ・第三十七条(旅館、ホテル又は下宿の廊下の幅)

(手数料)

条ただし書、第十四条第三項、第二十二条の三、第二十三条第三項、第三十 九条第三項第二号、第四十条第一項第二号、第四十二条第三項、第四十四条 第三項、第五十条の三第一項ただし書若しくは第五十一条第四項の規定によ る認定又は第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする 者は、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の定めると ころにより、手数料を納めなければならない。

[解説]

本条例に基づく知事への認定申請及び許可申請手数料は使用料及び手数料 条例に定める旨の規定である。

なお、県における本条例に基づく認定申請手数料については、一件につき 二万七千円、許可申請手数料については一件につき十六万円としている。

第六章 罰則

(順間)

- 第五十三条 第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三 第五十三条 第三条の三から第五条まで、第七条、第七条、第十二条、第十三 条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十 六条第一項(同条第四項において進用する場合を含む。)から第三項まで、 第十七条から第十八条の四まで、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十 二条の二第一項若しくは第三項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十 四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三 十四条第一項、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項若しくは 第二項、第四十条第一項、第四十条の二、第四十一条、第四十二条第一項若 しくは第二項、第四十三条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第 四十五条、第四十六条、第四十七条から第五十条まで、第五十条の三第一項 又は第五十条の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物 又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書 に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築 設備の工事施工者)は、五十万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の 築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又 は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設 置者に対して同項の刑を科する。

「解説」

本条は、法第百七条の規定に基づき、本条例に違反した者に対する罰則を 定めたものである。

者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為 者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、 法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するた め、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたと きは、その法人又は人については、この限りでない。

[解説]

本条は、前条の罰則規定を適用するについて、両罰規定の適用を規定した ものである。

附則

この条例は、昭和三十七年一月一日から施行する。

- 条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十 六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。) から第三項まで、 第十七条から第十八条の四まで、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十 二条の二、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五 条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条か ら第三十八条まで、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第 四十条の二、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第 一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四 十七条から第五十条まで、第五十条の三第一項又は第五十条の四第二項の規 定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計 図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した 場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、五十 万円以下の罰金に処する。
- 築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又 は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設 置者に対して同項の刑を科する。

「解説」

本条は、法第百三条の規定に基づき、本条例に違反した者に対する罰則を 定めたものである。

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業||第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業 者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為 者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、 法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するた め、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたと きは、その法人又は人については、この限りでない。

[解説]

本条は、前条の罰則規定を適用するについて、両罰規定の適用を規定した ものである。

附則

この条例は、昭和三十七年一月一日から施行する。

附 則(昭和三十九年八月一日条例第四十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十二年八月一日条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十四年七月十日条例第四十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十六年三月十五日条例第十五号)

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十六年七月二十一日条例第四十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十七年十月二十日条例第四十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十二年十月二十日条例第四十一号)

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十二年十二月二十一日条例第三十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年三月七日条例第二十一号)

この条例は、平成三年七月一日から施行する。ただし、目次中「・第四十三 条」を「一第四十三条の二」に改める改正規定、第四十二条及び第四十三条 の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定並びに第四十四条及び 第四十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年七月十六日条例第二十八号)

(施行期日)

六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第二条に限る。)の施行前にした行為に対する罰則の適用につ 2 この条例(第二条に限る。)の施行前にした行為に対する罰則の適用につ いては、なお従前の例による。

附 則(平成七年三月十日条例第二十五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成七年七月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及 1 この条例は、平成七年七月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及 び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

附 則(昭和三十九年八月一日条例第四十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十二年八月一日条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十四年七月十日条例第四十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十六年三月十五日条例第十五号)

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十六年七月二十一日条例第四十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十七年十月二十日条例第四十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十二年十月二十日条例第四十一号)

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十二年十二月二十一日条例第三十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年三月七日条例第二十一号)

この条例は、平成三年七月一日から施行する。ただし、目次中「・第四十三 条」を「一第四十三条の二」に改める改正規定、第四十二条及び第四十三条 の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定並びに第四十四条及び 第四十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年七月十六日条例第二十八号)

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は、公布の日から、第二条及び次項の規定は平成 1 この条例中第一条の規定は、公布の日から、第二条及び次項の規定は平成 六年一月一日から施行する。

(経過措置)

いては、なお従前の例による。

附 則(平成七年三月十日条例第二十五号)

(施行期日)

び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 例による。
- 3 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 3 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 (平成四年法律第八十二号) 第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和 四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地 域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により行 う用途地域に関する都市計画の決定に係る同法第二十条第一項(同法第二十 二条第一項において読み替える場合を含む。) の規定による告示があった日 までの間は、改正前の建築基準法施行条例別表の規定は、なおその効力を有 する。

附 則(平成十二年三月二十四日条例第三十九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年七月十四日条例第四十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年十二月八日条例第七十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十五年十月十七日条例第六十一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

3 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のよ 3 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のよ うに改正する。

(次のよう略)

(千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成十七年十月二十五日条例第九十七号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条第一項の改正規 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条第一項の改正規

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。
 - (平成四年法律第八十二号) 第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和 四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地 域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により行 う用途地域に関する都市計画の決定に係る同法第二十条第一項(同法第二十 二条第一項において読み替える場合を含む。) の規定による告示があった日 までの間は、改正前の建築基準法施行条例別表の規定は、なおその効力を有

附 則(平成十二年三月二十四日条例第三十九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年七月十四日条例第四十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年十二月八日条例第七十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十五年十月十七日条例第六十一号) (施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。 (経渦措置)
- 例による。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

うに改正する。

(次のよう略)

(千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千 4 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千 葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成十七年十月二十五日条例第九十七号) (施行期日)

定(「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。次項において同 じ。)は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千 3 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千 葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成十九年三月十六日条例第二十八号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年七月十日条例第五十一号)

この条例は、平成二十七年八月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十五日条例第二十四号)

この条例は、平成二十八年五月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十五日条例第二十八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年六月二十八日条例第四十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三十年三月二十三日条例第五号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年十月十九日条例第五十三号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七 号)の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定(法四十三条及び第八 十五条関係) は公布の日から、(略) 施行する。

附 則(令和元年十月十八日条例第十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年十月二十日条例第四十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年十月二十一日条例第三十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年三月二十二日条例第二十四号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

定(「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。次項において同 じ。)は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

|2 この条例(第五十三条第一項の改正規定に限る。)の施行前にした行為に||2 この条例(第五十三条第一項の改正規定に限る。)の施行前にした行為に 対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成十九年三月十六日条例第二十八号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年七月十日条例第五十一号)

この条例は、平成二十七年八月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十五日条例第二十四号)

この条例は、平成二十八年五月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十五日条例第二十八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年六月二十八日条例第四十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三十年三月二十三日条例第五号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年十月十九日条例第五十三号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七 号)の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定(法四十三条及び第八 十五条関係) は公布の日から、(略)施行する。

附 則(令和元年十月十八日条例第十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年十月二十日条例第四十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年十月二十一日条例第三十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

和

附 則(令和六年十二月二十四日条例第四十六号) この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表 (第四十六条の二)

(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途地域	対象区域	平均地盤面からの 高さ	法別表第四(に)欄 の号
第一種低層 住居専用地	容積率が十分の五、十分の六 又は十分の八である区域		()
域、第二種 低層住居専	容積率が十分の十又は十分の 十五である区域		(<u></u>)
用地域又は 田園住居地 域	容積率が十分の二十である区 域		(三)
	容積率が十分の十又は十分の 十五である区域	四メートル	()
第一種中高 層住居専用 地域又は 二種中高層 住居専用地 域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	四メートル	()
	容積率が十分の二十である区 域(第一種高度地区であるも のを除く。)	四メートル	(<u></u>)
	容積率が十分の三十である区 域	四メートル	(三)
第一種住居 地域、第二 種住居地域 又は準住居 地域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	四メートル	()
	容積率が十分の二十である区域 (第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。)	四メートル	(<u></u>)
	容積率が十分の三十又は十分	四メートル	()

別表(第四十六条の二)

(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途地域	対象区域	平均地盤面からの 高さ	法別表第 四(に)欄 の号
第一種低層 住居専用地	容積率が十分の五、十分の六 又は十分の八である区域		()
低層住居専	容積率が十分の十又は十分の 十五である区域		(二)
用地域又は 田園住居地 域	 容積率が十分の二十である区 域		(三)
	容積率が十分の十又は十分の 十五である区域	四メートル	()
層住居専用	容積率が十分の二十である区 域であつて第一種高度地区で あるもの		()
	容積率が十分の二十である区 域(第一種高度地区であるも のを除く。)		(二)
	容積率が十分の三十である区 域	四メートル	(三)
第一種住居	容積率が十分の二十である区 域であつて第一種高度地区又 は第二種高度地区であるもの		()
地域、第二 種住居地域 又は準住居 地域	容積率が十分の二十である区域(第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。)	四メートル	(二)
	容積率が十分の三十又は十分	四メートル	(<u></u>)

旧

	新		
	の四十である区域		
近隣商業地 域又は準工 業地域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	四メートル	()
業州は	容積率が十分の二十である区 域であつて第二種高度地区で あるもの	四メートル	()

備考

- 一 容積率とは、法第五十二条第一項各号に規定する建築物の延べ 面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積 の合計)の敷地面積に対する割合であつて、用途地域に関する都 市計画において定められたものをいう。
- 二 第一種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さをいう。以下同じ。)が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに五メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から四メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。
- 三 第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から八メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに二十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

		IH	
		の四十である区域	
	近隣商業地	容積率が十分の二十である区 域であつて第一種高度地区で あるもの	(—)
	至彻证	容積率が十分の二十である区 域であつて第二種高度地区で あるもの	(二)

ΙП

備考

- 一 容積率とは、法第五十二条第一項各号に規定する建築物の延べ 面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積 の合計)の敷地面積に対する割合であつて、用途地域に関する都 市計画において定められたものをいう。
- 二 第一種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さをいう。以下同じ。)が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに五メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から四メートルを減じたものに○・六を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。
- 三 第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から八メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに二十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。